

大蔵省昭和財政史編集室編

# 昭和財政史 第十六卷

— 旧外地財政(下) —

東洋經濟新報社

## はしがき

この昭和財政史第十六巻は、この前の巻と合わせて、「旧外地財政」の編を成す。すなわち、朝鮮、樺太、関東州の三つの、かつて日本の統治下にあった特別地域の特別な行政区画における財政の歴史である。それらの「旧外地」すなわち、日本の旧領域は、いずれも太平洋戦争の結果として、もはや日本の領域ではなくなった。そこでそれらの財政史もまた一応終止符を打たれたものである。

朝鮮の部の執筆者は水田直昌君である。水田君は、はじめ大蔵省につとめて税務署長などをやっていた人であるが、大正十二年に朝鮮総督府に転じ財務局の仕事をした。そしてそこで順々と高い地位について朝鮮の財政の計画と実施に当った。昭和十四年には、財務局長となり、終戦当時までその位置で朝鮮財政をあずかっていた。戦争が終つてもしばらく朝鮮にいて総督府所属官省の残務整理に当った。二十二年日本に帰り、学習院の常務理事となった。その後全国銀行協会連合会の理事などをやっている。この経歴が示すように、水田君が「朝鮮財政」の筆者として適任であることは誰もが承認してくださることと思う。事実この歴史を書くことは、前後二十年も朝鮮財政をあずかっていた同君の久しい間の念願であり、早くからその心用意があつたので、青木博士の依嘱

を、同君もよろこんでうけてくださって、よろこんで執筆してくださったのである。ただ、同君としても残念であったことは、同君が長い間ためていたこの歴史に必要な資料は昭和二十六年、共産軍が京城を引き上げる際に焼きすてられたことであった。それでやむを得ず、同君が京城より引き上げるときにリュックに収めた材料と同君の当時の同僚数氏がもっていた材料とだけによって、この財政史をつづいたのである。同君は、そのことについて心残りであるといっているが事情やむを得ないところである。

「樺太の財政」の筆者は棟居俊一君である。同君は大蔵省の官吏として横浜、門司、神戸の税関で重要な地位にあったが、昭和四年出でて拓務省に入り、さらに、朝鮮総督府に転じ、そこで朝鮮総督府専売局長となった。のちまた拓務省に帰ってそこで管理局長をつとめ、昭和十三年五月出でて樺太庁の長官となった。在勤二年で官を辞した。戦後文筆に携っていたが、二十九年六十を超えたばかりで亡くなった。この経歴が示すとおり、同君は日本の外地財政については、その行政に最も通じた専門家の一人であり、また、文筆にたけた人であった。そして樺太は同君が自ら責任をもって経営した特異な内地植民地である。棟居君が特別の情熱をもってこの財政史を書いたのは当然であるが、それにしても、この場合も、資料そのものが十分でなかったことは残念である。ただ、長期間樺太庁財務課長として財政のことをあつかっていた三東忠之介君が執筆校正について棟居君を助けられたのは幸いであった。

「関東州の財政」の筆者の杉原恵君は、大正十五年から終戦まで関東局財務部においてその予算決算をあずかっていた人であり、戦後外務省の仕事をした人である。関東州の財政といっても、関東州とは旅順口、大連ならびにその附近においての日本の領土の意味であるが、これらの領土はここを起点として、南満洲の奥地にのびている一、一〇〇キロに及ぶ南満洲鉄道、その管理との関係において、日本にとって重要なものである。そして、この満洲および南満洲鉄道なるものは、日露戦争後日本の対外政策を決定した大事業であり、とくに昭和に入ってそれを中心とする満洲問題なるものが日本の中国に対する関係、ソ連に対する関係、世界各国に対する関係の中心となり、それを解決するために日本はついに日華事変を起こし、さらに、それを中間契機として太平洋戦争に突入したのであるから、関東州の行政とその財政を論ずるとして、それとこの大問題との関係をどのように区分したらよいか、誰にも名案がないところである。そして、この場合にもまた、資料の不足は朝鮮や樺太よりもはなはだしいともいえるのである。杉原君がそれらの事情にもかかわらず、この編を書いてくださったのは、同君をおいてほかにこの大切な仕事をする人がないというわれわれの願いによるものである。

太平洋戦争の結果は、日本にとってその過去に蓄積した膨大な財産の損失であったが、その喪失財産のうち直接的に国家的なものはもちろんいわゆる外地の喪失であった。この外地は、地域的にいって台湾、南洋群島、朝鮮、樺太、関東州の五つであり、それぞれその領有の由来を異にした。それよりも、それぞれが日本の領土となる前の歴史を異にした。それにもかかわらず、日本は通じていえば、それを一日も早く日本の本土の一部としようとした。ここに日本の外地行政が、たとえばイギリスやフランスのそれと異なるものがあった。簡単にこれを

殖民政策の特色として描いてもいいであろうが、この特色は、これらの地域と日本本土との地理的歴史的な関係が、西欧諸国のそれと異なることから生まれたものともいえるであろう。と同時に、これがまた日本の対外政策あるいはその軍事政策をも特徴づけたといつてよい。そこで、これらの外地財政の歴史は、一方においてはそれぞれの領域社会の日本の内地財政からの独立の歴史であるとともに、従属または、内地のそれとの一本化の歴史でもあった。しかも、日本の対外政策なるものは、昭和を通じていえば一大スペキュレーションであったというほかないから、これら外地の行政および財政も、結果からいえば、このスペキュレーションの犠牲であった。しかし、そういう結果に達する前における努力は、もちろん、そういうスペキュレーションの目標を意識してはいなかったから、後から考えれば、ずいぶん説明に困ることもあるわけである。

各編の筆者は、右のような意味において、結果論に立ってこの歴史を書いていない。すなわち、そう批判的に書いていない。それよりは、その地にあつて、その行政を担当してやっていた時々の思想、その当時の理想とそれにもとづく政策的解釈を基調としてこの歴史をつづっている。いわば、官庁的修史の態度である。編者として、これでよいかといわれれば、ほんとうは、別に批判の歴史があつた方がよいが、これはこれとして貴重であり、また、この財政史の体系からはこれで十分であると答えるであろう。

そういうわけで、朝鮮編については、古い封建的な朝鮮をいかにして近代的な産業国家とするかが問題であつた。樺太編については、未開の大森林地をいかにして開拓し、そこに新たな殖民をするかというのが問題であ

り、さらにその石炭と石油の資源をどのように保護するかが問題であつた。関東州については、日本の中国における軍事的拠点たることから、その地域だけでは解くことのできない大きい問題をかかえていたといつてよい。かくして、各地各様の目標を掲げ、しかも各地各様にその目的が破れ去つたといつていい。しかし、たとえ破れたとはいえ、それは、ゼロに帰したわけではない。それはそれぞれの社会を大きく変えたという意味では大きくのこる事蹟である。その事蹟について誰がどういふ感慨と評価とをもつか。なおしばらく後人にまつというしかない。

ここにそれぞれ多忙のところを、われわれの希望を容れ、渾身の努力をこめてこの財政史を書いてくださった水田直昌君、棟居俊一君およびその共同執筆者三東忠之介君、杉原恵君にお礼を申し上げる。編集についての世話を担当してくださったのは、前編と同じく青木得三博士である。

昭和三十五年八月

大蔵省昭和財政史編集室

大 内 兵 衛

# 目次

はしがき

## 朝鮮の財政編

第一章 はしがき

第二章 朝鮮の統治方針（同化政策）

第一節 日韓合併

一 日韓合併の由来

二 合併の目的

第二節 同化政策（内地延長主義）

一 同化政策の由来とその真意

二 内鮮一体と内鮮差別との関係

目

次

七

三 皇国臣民化運動と統治方式……………一九

第三章 財政……………三三

第一節 第二期(自大正八年)文化統治と財政(守成時代)……………三三

一 歴代総督の統治方針と政策……………三三

二 財政方向の転換……………三三

三 歳出の変遷……………三六

第二節 第三期(自昭和六年)農工併進と財政(建設時代)……………三六

一 歴代総督の統治方針と政策……………三六

二 ブロック経済と朝鮮財政……………三六

三 歳入の近代化……………三六

四 歳出の構成……………三六

第三節 第四期(自昭和十二年)戦争と財政(臨戦時代)……………三五

一 歴代総督の統治方針と政策……………三五

二 膨脹する歳計……………一〇六

三 収入の構成……………一〇七

四 支出の重点……………一一三

第四章 租税制度……………一九

第一節 朝鮮の国税体系……………一九

第二節 税制の沿革……………二三

第三節 朝鮮の特殊事情と税制……………二九

第四節 関税……………三三

一 総説……………三三

二 関税据置期間における関税制度の刷新……………三四

三 関税法、関稅定率法等の施行……………三五

四 免税特例および国境関税……………三七

五 移入税の存続とその撤廃……………三六

六 出港税……………四〇

第五章 公債金……………二四

第一節 併合当時の借入金と以後の歳出入関係……………二四

第二節 朝鮮事業公債法による公債ならびに本法に準じ発行せられた公債……………二四

第三節 公債の発行と償還……………二四

第四節 朝鮮財政と公債政策……………二四

第六章 補充金……………二七

第七章 朝鮮財政と軍事費……………二九

第八章 地方財政……………二九

第一節 道の歳計……………二九

一 歳計の発達……………二九

二 歳入……………二九

三 歳出……………二九

第二節 府の歳計……………三三

一 歳計の発達……………三三

二 歳入……………三三

三 歳出……………三三

第三節 邑および面の歳計……………三五

一 歳計の発達……………三五

二 歳入および歳出……………三五

第四節 学校組合および学校費の財政……………三七

第五節 地方財政の発展と内鮮人負担関係……………三八

樺太の財政編

第一章 概説……………一五

第一節 序説……………一五

第二節 樺太の一般情勢……………一五

一	面積と人口	193
二	交通	194
三	通信	194
四	教育	194
五	衛生	191
六	治安	191
七	殖民	192
八	農業	194
九	水産業	190
〇	林業	194
一	鉱業	193
二	原住民	194

第二章 樺太庁特別会計歳計の趨勢

193

第一節 歳入

入

193

一	森林収入	193
二	租税収入	194
三	現業収入	195
四	補充金	196
五	国債	190
六	前年度剰余金繰入	191
七	煙草専売益金受入	193

第二節 歳出

出

194

一	教育費	197
二	警務費	191
三	林務署費	193
四	現業費	195
五	国債整理基金特別会計繰入	196
六	拓殖事業費	197



七 補 助 費……………三三

八 一般会計および臨時軍事費特別会計への繰入……………三三七

第三章 樺太の内地行政編入とその財政的影響……………三三一

第四章 各年度歳計概要……………三三七

**関東州の財政編**

序 説……………三七五

第一章 関東州および南満洲鉄道附属地の概況……………三七六

第一節 沿 革……………三七六

第二節 行 政……………三六二

一 施政の沿革……………三六二

二 地方行政……………三六一

三 南満洲鉄道附属地の地方行政……………三五四

第三節 面積および人口……………三九七

一 関 東 州……………三九七

二 南満洲鉄道附属地……………四〇一

第四節 交 通……………四〇三

一 水 運……………四〇三

二 鉄 道……………四〇八

三 自動車運輸……………四一〇

四 航 空……………四一一

五 道 路……………四二二

第五節 教 育……………四二四

一 沿 革……………四二四

二 教育制度……………四二六

第六節 産 業……………四三三

一 商 業……………四三六

二 工業および鉱業…………… 四三二

三 農 業…………… 四三三

四 塩 業…………… 四三七

第七節 上 水 道…………… 四四八

一 概 説…………… 四四八

二 大連上水道…………… 四四九

三 旅順その他の上水道…………… 四五三

第八節 貿 易…………… 四五四

第九節 通 貨…………… 四五七

第二章 関東州の財政…………… 四五九

第一節 概 要…………… 四五九

一 歳計の趨勢…………… 四五九

二 関東局特別会計補充金の特異性…………… 四七三

三 特別会計所管の変遷…………… 四七六

第二節 歳 入…………… 四七六

一 租 税…………… 四七六

二 官業及官有財産収入…………… 四七七

三 公 債 金…………… 四七六

四 その他の収入…………… 四七七

第三節 歳 出…………… 四七七

一 概 説…………… 四七七

二 経 費…………… 四三三

第四節 関東州地方費…………… 四四八

一 概 説…………… 四四八

二 収 入…………… 四四九

三 支 出…………… 四五二

資料法令

一 朝鮮財政に関する法令.....五七

(一) 一般規定および官制.....五七

(二) 会計に関する法令.....五〇

(三) 租税に関する法令.....五四

(四) 公債に関する法令.....五三

(五) 専売に関する法令.....五四

(六) 国有財産・敵産管理に関する法令.....五四

(七) 通貨に関する法令.....五五

(八) 金融に関する法令.....五五

(九) 貿易および経済統制に関する法令.....五七

(十) 地方財政に関する法令.....五八

(十一) その他の他.....五九

二 朝鮮財政に関する主要法令.....六一

(一) 一般規定および官制.....六一

(1) 朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律(明四四法三〇).....六一

(2) 朝鮮総督府官制(明四三勅三五四).....六一

(3) 朝鮮総督府中枢院官制(明四三勅三五五).....六一

(4) 朝鮮総督府地方官官制(明四三勅三五七).....六一

(5) 朝鮮総督府専売局官制(大一一〇勅五三).....六一

(6) 朝鮮総督府税務官署官制(昭九勅一一一).....六一

(7) 朝鮮総督府税関官制(明四三勅三六二).....六一

(二) 会計に関する法令.....五三

(1) 朝鮮総督府特別会計ニ関スル件(明四三勅四〇六).....五四

(2) 朝鮮総督府特別会計規則(明四三勅四〇七).....五四

(3) 朝鮮鉄道用品資金会計法(大一一四法一八).....五六

(4) 朝鮮簡易生命保険特別会計法(昭四法六五).....五七

(5) 朝鮮簡易生命保険及郵便年金特別会計法(昭一八法一八).....五七

(6) 朝鮮食糧管理特別会計法(昭一八法九一).....五九

(三) 租税に関する法令.....六〇

(1)	地 税 令 (大三制一) .....	六〇〇
(2)	市街地税令及大正十二年制令第十七号廃止ニ関スル件 (昭三制九) .....	六〇三
(3)	釜地価修正ニ関スル件 (昭三制一一) .....	六〇四
(4)	朝鮮地税令 (昭一八制六) .....	六〇四
(5)	朝鮮所得税令改正 (昭九制六) .....	六〇六
(6)	朝鮮臨時利得税令 (昭一〇制五) .....	六〇一
(7)	朝鮮相続税令 (昭九制一九) .....	六三四
(8)	朝鮮法人資本税令 (昭一二制三) .....	六四二
(9)	朝鮮外貨債特別税令 (昭一二制四) .....	六四四
(10)	朝鮮北支事件特別税令 (昭一二制一四) .....	六四六
(11)	朝鮮臨時租税増徴令 (昭一二制二) .....	六五三
(12)	朝鮮支那事変特別税令 (昭一三制一二) .....	六五四
(13)	朝鮮資本利子税令 (昭二制七) .....	六七二
(14)	朝鮮特別法人税令 (昭一五制四) .....	六七三
(15)	朝鮮利益配当税令 (昭一五制七) .....	六七五
(16)	朝鮮公債及社債利子税令 (昭一五制八) .....	六七六
(17)	朝鮮營業税令 (昭二制六) .....	六七七
(18)	朝鮮事業税令 (昭一九制一三) .....	六八二

(19)	朝鮮建築税令 (昭一五制一二) .....	六九三
(20)	朝鮮通行税令 (昭一五制二一) .....	六九五
(21)	朝鮮鋳業令 (抄録) (大四制八) .....	六九八
(22)	酒 税 令 (大五制二) .....	六九九
(23)	朝鮮清涼飲料税令 (昭九制二) .....	七〇八
(24)	砂糖清費税令 (大八制四) .....	七二二
(25)	朝鮮揮発油税令 (昭一二制六) .....	七二七
(26)	朝鮮取引所税令 (大一一〇制六) .....	七三〇
(27)	朝鮮骨牌税令 (昭六制一) .....	七三三
(28)	朝鮮物品税令 (昭一五制一八) .....	七三六
(29)	朝鮮遊興飲食税令 (昭一五制一九) .....	七三四
(30)	朝鮮入場税令 (昭一五制二二) .....	七三六
(31)	朝鮮馬券税令 (昭一七制二) .....	七三九
(32)	朝鮮電気瓦斯税令 (昭一七制一九) .....	七四〇
(33)	朝鮮広告税令 (昭一七制二〇) .....	七四五
(34)	朝鮮織物税令 (昭一八制七) .....	七四九
(35)	朝鮮特別行為税令 (昭一八制八) .....	七五三
(36)	朝鮮臨時租税措置令 (昭一三制一三) .....	七五五

(37) 関税法関税定率法保税倉庫法及仮置場法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ関スル法律(大九法五三)……………	七五九
(38) 朝鮮出港税令(大九制二一)……………	七六一
(39) 朝鮮噸税令(大九制一八)……………	七六四
(四) 公債に関する法令……………	七六四
(1) 朝鮮事業公債法改正(昭二法一一)……………	七六四
(2) 朝鮮事業公債法中改正(昭八法六)……………	七六四
(3) 朝鮮事業公債法中改正(昭九法二三)……………	七六五
(4) 旧韓国起業資金貸付ノ為發行シタル英貨興業債券ノ元利支払為替差損金補給ニ関スル件(昭八法一六)……………	七六五
(5) 南朝鮮鉄道株式会社所屬鉄道買収ノ為公債發行ニ関スル法律(昭一〇法二七)……………	七六六
(6) 朝鮮鉄道株式会社所屬金泉慶北安東間鉄道買収ノ為公債發行ニ関スル件(昭一四法二一)……………	七六六
(7) 昭和十九年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル等ノ為ノ公債發行ニ関スル件〔抄録〕(昭一九法八)……………	七六六
(8) 朝鮮ニ於ケル米穀ノ生産ヲ確保スル為ノ補給金及企業ノ整備ニ要スル経費ノ財源ニ充ツル為公債發行ニ 関スル件(昭一八法九三)……………	七六七
(9) 昭和十八年法律第九十三号中改正(昭一九法八)……………	七六七
(10) 昭和十八年法律第九十三号中改正(昭二〇法一八)……………	七六八
(五) 専売に関する法令……………	七六八
(1) 朝鮮煙草専売令(大一一〇制五)……………	七六八
(2) 塩ノ輸入又ハ移入ニ関スル件(昭五制一)……………	七七一
(3) 朝鮮塩専売令(昭一七制二六)……………	七六八
(4) 紅蔘専売令(大九制二四)……………	七六〇
(5) 朝鮮石油専売令(昭一八制二五)……………	七六三
(六) 金融に関する法令……………	七六七
(1) 朝鮮銀行法(明四四法四八)……………	七六七
(2) 朝鮮銀行法中改正(昭一〇法一)……………	七九二
(3) 朝鮮銀行法中改正(昭一二法六三)……………	七九二
(4) 朝鮮銀行法中改正(昭一六法一六)……………	七九二
(5) 朝鮮銀行法中改正(昭一七法六七)……………	七九二
(6) 朝鮮殖産銀行令(大七制七)……………	七九三
(7) 朝鮮殖産銀行ノ朝鮮重要産業資金供給ニ関スル件(昭一四制一七)……………	八〇三
(8) 昭和十四年制令第十七号改正(昭一六制三〇)……………	八〇三
(9) 朝鮮不動産融資及損失補償令(昭七制四)……………	八〇三
(10) 朝鮮産金令(昭一二制一六)……………	八〇四
(七) 地方財政に関する法令……………	八〇三
(1) 朝鮮道地方費令(大九制一五)……………	八〇三

(2) 府制改正〔抄録〕(昭五制一一) ..... 八二一

(3) 邑面制(面制改正)〔抄録〕(昭五制一二) ..... 八二五

(4) 道制〔抄録〕(昭五制一五) ..... 八三〇

(5) 朝鮮学校費令(大九制一四) ..... 八三三

(八) その他 ..... 八三五

(1) 朝鮮私設鉄道補助法(大一一〇法三四) ..... 八三五

(2) 東洋拓殖株式会社法(明四一法六三) ..... 八三六

三 樺太財政に関する法令 ..... 八三六

(一) 一般規定および官制 ..... 八三六

(二) 会計に関する法令 ..... 八三五

(三) 租税に関する法令 ..... 八三七

(四) 公債に関する法令 ..... 八三三

(五) 専売に関する法令 ..... 八三三

(六) 国有財産・敵産管理に関する法令 ..... 八三四

(七) 通貨および金融に関する法令 ..... 八三四

(八) 貿易および経済統制に関する法令 ..... 八三五

(九) 地方財政に関する法令 ..... 八三五

(十) その他 ..... 八三六

四 樺太財政に関する主要法令 ..... 八三七

(一) 一般規定および官制 ..... 八三七

(1) 樺太ニ施行スヘキ法令ニ関スル件(明四〇法二五) ..... 八三七

(2) 樺太ニ施行スヘキ法令ニ関スル件廃止ノ件(昭一八法八五) ..... 八三七

(3) 樺太内地行政一元化ニ伴フ樺太ニ於ケル命令適用ノ特例ニ関スル件(昭一八勅二四一) ..... 八三七

(4) 樺太庁官制(大七勅一九八) ..... 八三八

(二) 会計に関する法令 ..... 八五一

(1) 樺太庁特別会計法(明四〇法一八) ..... 八五一

(2) 関東庁及樺太庁特別会計規則(明四〇勅八七) ..... 八五一

(3) 樺太内地行政一元化ニ伴フ樺太庁特別会計ト他会計トノ関渉ニ関スル件(昭一八法二三) ..... 八五三

(三) 租税に関する法令 ..... 八五四

(1) 樺太ニ於ケル租税ニ関スル件(明四〇法二一) ..... 八五四

(2) 樺太ニ於ケル租税ノ種類及課率改正(昭二閣三) ..... 八五四

(3) 樺太所得稅令(大一一勅二〇二) ..... 八五五

(4) 樺太臨時利得稅令(昭一〇勅八四) ..... 八五六

(5) 樺太相続税令(昭一二勅七六).....	八七
(6) 樺太資本利子税令(昭一二勅七四).....	八二
(7) 樺太外貨債特別税令(昭一二勅七五).....	八三
(8) 樺太法人資本税令(昭一二勅七三).....	八五
(9) 樺太北支事件特別税令(昭一二勅四二二).....	八七
(10) 樺太支那事变特別税令(昭一三勅二二〇).....	八一
(11) 樺太特別法人税令(昭一五勅一八〇).....	九五
(12) 樺太酒類出港税法(大元法一).....	九〇
(13) 樺太広告税令(昭一七勅二三一).....	九九
(14) 樺太馬券税令(昭一七勅二三二).....	九二
(15) 樺太特別行爲税令(昭一八勅一五三).....	九三
(16) 樺太臨時租税増徴令(昭一二勅七一).....	九六
(17) 樺太臨時租税措置令(昭一四勅一七四).....	九八
(四) 公債に関する法令.....	九九
(1) 樺太事業公債法(大七法二一).....	九九
(2) 樺太鉄道株式会社所属鉄道買収ノ爲公債発行ニ関スル件(昭一五法八五).....	九〇
(五) 地方財政に関する法令.....	九〇

(1) 樺太町村制(樺太ノ地方制度ニ関スル法律改正)[抄録](昭四法二).....	九〇
(2) 樺太市制[抄録](昭一二法一).....	九二
(六) その他.....	九三
(1) 樺太地方鉄道補助法(大一〇法四〇).....	九三
(2) 樺太開発株式会社法(昭一六法五〇).....	九三

## 五 関東州(附南満洲鉄道附属地) 財政に関する法令..... 九六

(一) 一般規定および官制.....	九六
(二) 会計に関する法令.....	九六
(三) 租税に関する法令.....	九三
(四) 公債に関する法令.....	九六
(五) 専売に関する法令.....	九六
(六) 国有財産・敵産管理に関する法令.....	九六
(七) 通貨および物価に関する法令.....	九七
(八) 金融に関する法令.....	九七
(九) 貿易および経済統制に関する法令.....	九六
(十) 地方財政に関する法令.....	九六

(二) その他……………九四〇

六 関東州（附南滿洲鉄道附屬地）に関する主要法令……………九四一

(一) 一般規定および官制……………九四一

(1) 関東州ニ於ケル諸般ノ成規ニ関スル件（明三九勅二〇三）……………九四一

(2) 関東庁官制（大八勅九四）……………九四一

(3) 関東庁専売局官制（昭三勅一七九）……………九四一

(二) 会計に関する法令……………九四五

(1) 関東庁特別会計法（明四〇法一七）……………九四五

(三) 租税に関する法令……………九四六

(1) 関東州地租令（昭一三勅二五二）……………九四六

(2) 関東州臨時地租措置令（昭一三勅二八八）……………九四九

(3) 関東州家屋税令（昭一三勅七〇二）……………九五〇

(4) 関東州所得税令改正（昭一二勅二八九）……………九五五

(5) 関東州臨時利得税令（昭一〇勅一三〇）……………九六八

(6) 関東州北支事件特別税令（昭一二勅四五八）……………九七一

(7) 関東州外貨債特別税令（昭一二勅七一〇）……………九七六

(8) 関東州法人資本税令（昭一三勅二一一）……………九七八

(9) 関東州支那事変特別税令（昭一三勅二二三）……………九八〇

(10) 関東州特別法人税令（昭一六勅二九六）……………九九四

(1) 関東州酒税令（大一一勅一九八）……………九九七

(12) 関東州煙草税令（大一一勅一九九）……………一〇〇五

(13) 関東州揮発油税令（昭一二勅二九一）……………一〇〇八

(14) 関東州セメント税令（昭一二勅二九二）……………一〇一一

(15) 関東州麦粉税令（昭一二勅二九三）……………一〇一三

(16) 関東州清涼飲料税令（昭一七勅二五七）……………一〇一五

(17) 関東州骨牌税令（昭一七勅二五八）……………一〇一九

(18) 関東州広告税令（昭一七勅二五九）……………一〇三三

(19) 関東州馬券税令（昭一七勅二六〇）……………一〇三六

(20) 関東州特別行為税令（昭一八勅三三九）……………一〇三六

(四) 公債に関する法令……………一〇三〇

(1) 関東州事業公債法（大一一法一五）……………一〇三〇

(2) 関東州事業公債法中改正（昭二法一三）……………一〇三三

(3) 帝国ノ滿洲国ニ於ケル治外法權ノ撤廃及南滿洲鉄道附屬地行政權ノ調整乃至移讓ニ伴ヒ退官退職シタル者等ニ交付スル公債発行ニ関スル件（昭一二法三六）……………一〇三三



(五) 専売に関する法令……………一〇三

(1) 関東州燐寸専売令(昭一六勅六〇一)……………一〇三

(六) 通貨および物価に関する法令……………一〇五

(1) 横浜正金銀行ノ関東州及清国ニ於ケル銀行券ノ発行ニ関スル件(明三九勅二四七)……………一〇五

(2) 関東州等ニ於ケル横浜正金銀行券発行禁止等ニ関スル件(昭一一勅三三五)……………一〇五

(3) 関東州及南満洲鉄道附属地ニ於ケル朝鮮銀行券ノ通用ニ関スル件(大六勅二一七)……………一〇六

(4) 関東州価格平衡金庫令(昭一九勅四九七)……………一〇六

(七) 地方財政に関する法令……………一〇八

(1) 関東州地方費令(明四〇勅四八)……………一〇八

(2) 関東州市制(抄録)(大二三勅一三〇)……………一〇八

(3) 関東州会制(抄録)(大一一勅二三八)……………一〇八

(八) その他……………一〇八

(1) 南満洲鉄道株式会社ニ関スル件(明三九勅一四二)……………一〇八

### 本文中統計表目次

#### 朝鮮の財政編

第一章……………八

第一表 朝鮮財政の四期……………八

第三章……………一〇

第二表 朝鮮総督府における第二期歳計の推移  
(大正七〜昭和六年)……………一〇

第三表 朝鮮総督府特別会計における第二期歳入  
内訳(大正七〜昭和六年)……………一〇

第四表 朝鮮総督府特別会計における第二期歳出  
目的別予算額(大正七〜昭和六年)……………一〇

第五表 朝鮮総督府における第三期歳計の推移  
(昭和六〜十二年)……………一〇

第六表 朝鮮総督府特別会計における第三期歳入  
内訳(昭和六〜十二年)……………一〇

第七表 朝鮮総督府特別会計における第三期歳出  
目的別予算額(昭和六〜十二年)……………一〇

第八表 朝鮮総督府特別会計における第三期歳出  
予算目的別増加指数(昭和七〜十二年)……………一〇

第九表 朝鮮総督府における第四期歳計の推移  
(昭和十〜二十年)……………一〇

第十表 朝鮮総督府特別会計における第四期歳入  
内訳(昭和十〜二十年)……………一〇

第十一表 朝鮮総督府特別会計における第四期歳出  
目的別予算額(昭和十〜二十年)……………一〇

第十二表 納税負担比較(昭和十六〜十八年)……………一〇

第十三表 一般会計支出朝鮮経営費中軍事費(明治  
四十〜昭和十二年)……………一〇

第十四表 朝鮮総督府特別会計より臨時軍事費特別  
会計へ繰入額(昭和十二〜二十年)……………一〇

第四章

第十五表 朝鮮總督府特別会計における関稅收入累年比較(明治四十三~昭和十七年).....一三九

第五章

第十六表 韓国政府公債金調(明治四十三~四十四年).....一四三

第十七表 朝鮮總督府特別会計における歳入に対する公債の地位(明治四十四~昭和二十年).....一四四

第十八表 朝鮮總督府特別会計における昭和十九年度公債支弁事業の種類および事業別発行制限額.....一四五

第十九表 朝鮮事業公債發行限度の沿革(明治四十四~昭和十九年).....一四六

第二十表 朝鮮總督府關係公債目的別表(明治四十四~昭和十九年).....一五三

第六章

第二十一表 朝鮮總督府特別会計における補充金調(明治四十三~昭和三年).....一五九

第八章

第二十二表 道歳入百分比(明治四十三~昭和十八年).....一六九

第二十三表 朝鮮總督府の邑および面の歳入予算(大正一~昭和十八年).....一七六

樺太の財政編

第一章

第一表 人口増加の趨勢(明治三十九~昭和六年).....一九九

第二表 住民の職業別構成(大正五~昭和五年).....一九九

第三表 昭和初葉までの庁營鉄道營業哩程(明治四十~昭和六年).....一九五

第四表 昭和初年までの移住者戸口数(明治四十三~昭和五年).....二〇六

第五表 昭和初年前後における農業戸数、作付面積、農畜産物生産額の推移(大正十一~昭和六年).....二〇〇

第六表 不法伐採調(明治四十四~昭和九年).....二〇六

第七表 山火被害状況(明治四十一~昭和十年).....二〇九

第八表 木材移出数量(大正十~昭和五年).....二二二

第九表 封鎖炭田の埋藏量(昭和十年).....二三四

第十表 炭鉱数および出炭量(大正十~昭和六年).....二三五

第十一表 原住民戸口調査(昭和十年十月末および十八年末現在).....二三七

第二章

第十二表 樺太庁特別会計歳入総額決算累年表(昭和一~二十年).....二七五

第十三表 森林収入の歳入総額上における実勢(昭和一~二十年).....二八三

第十四表 昭和十五年度森林収入予算額積算基礎.....二八三

第十五表 租稅収入の歳入上における実勢(昭和一~二十年).....二八〇

第十六表 樺太における税種別収入額累年比較表(昭和一~二十年).....二八三

第十七表 通信・鉄道事業収入累年比較(昭和一~十八年).....二八六

第十八表 経費補充金繰入額(昭和一~九年).....二八九

第十九表 石炭増産対策費充当のための経費補充金(昭和十五~二十年).....二八九

第二十表 国債發行額(昭和一~九年).....二九〇

第二十一表 事業別国債額(昭和十年度末現在).....二九〇

第二十二表 前年度剰余金繰入額(昭和一~二十年).....二九三

第二十三表 煙草専売益金受入額(昭和一~二十年).....二九三

第二十四表 歳出累年比較表(昭和一~二十年).....二九四

第二十五表	教育費の趨勢(昭和一〜二十年)……………	二八〇
第二十六表	樺太庁特別会計歳出経常部に占める教育費の割合(昭和一〜十九年)……………	二八二
第二十七表	樺太における小学校教員人件費の教育費中に占める割合(昭和五〜十四年度)……………	二八二
第二十八表	昭和十年度初等教育費の庁および町村分担割合……………	二八一
第二十九表	警務費支出額(昭和一〜二十年)……………	二八三
第三十表	臨時警察費および防空及警備費支出額(昭和十三〜二十年)……………	二八三
第三十一表	臨時道路及電話施設費、特殊道路施設費(昭和十六〜十九年)……………	二八三
第三十二表	林務署費累年表(昭和四〜十八年)……………	二八四
第三十三表	通信費、鉄道費累年歳出表(昭和一〜十七年)……………	二八五
第三十四表	樺太庁特別会計からの国債整理基金特別会計繰入額(昭和一〜二十年)……………	二八六
第三十五表	拓殖事業費(一)(明治四十〜大正十四年)……………	二八八
第三十六表	拓殖事業費(二)(昭和一〜八年)……………	二八九
第三十七表	樺太拓殖十五カ年計画(昭和八年調)……………	二九三
第三十八表	樺太拓殖十五カ年計画に基づく拓殖事業費の支出予定額、予算額、決算額(昭和九〜二十年)……………	二九四
第三十九表	道路開鑿費、道路改良費(昭和一〜二十年)……………	二九六
第四十表	樺太の鉄道建設費(昭和一〜十七年)……………	三〇〇
第四十一表	樺太の鉄道改良費(昭和一〜十七年)……………	三〇二
第四十二表	樺太拓殖十五カ年計画による港湾拡充新営計画(昭和八年調)……………	三〇三
第四十三表	樺太拓殖計画の変更に伴う継続費としての港湾修築費総費額の推移(昭和十〜十九年)……………	三〇三
第四十四表	港湾修築費支出額(昭和一〜二十年)……………	三〇三
第四十五表	船渠修築費および改良費支出額(昭和一〜二十年)……………	三〇六
第四十六表	樺太の河川改修費に関する拓殖計画面の奨励補助の細目……………	三一九

年度別予定額および支出実績(昭和九〜二十年)……………	三〇七	
第四十七表	樺太における電信電話施設費支出額(昭和一〜十七年)……………	三〇九
第四十八表	樺太拓殖計画に基づく殖民費支出予定額……………	三二三
第四十九表	樺太における昭和五年度殖民費決算額……………	三二三
第五十表	樺太の殖民費累年支出額(昭和九〜十八年)……………	三二三
第五十一表	樺太における作付面積および農家戸数(昭和十四〜十八年)……………	三三四
第五十二表	樺太拓殖十五カ年計画に基づく土地改良事業関係計画(昭和八年調)……………	三五五
第五十三表	樺太における土地改良費支出額(昭和一〜十八年)……………	三五六
第五十四表	樺太拓殖十五カ年計画に基づく産業振興計画(昭和九年調)……………	三五六
第五十五表	樺太拓殖十五カ年計画に基づく甜菜栽培奨励の細目(昭和九年調)……………	三六九
第五十六表	樺太拓殖十五カ年計画に基づく農産加工奨励補助の細目……………	三六九
第五十七表	拓殖計画完成後の甜菜栽培、製糖事業の予想成果……………	三三〇
第五十八表	樺太の甜菜作付面積および収穫高(昭和十二〜十八年)……………	三三〇
第五十九表	産業振興費支出実績(昭和九〜二十年)……………	三三三
第六十表	樺太拓殖十五カ年計画に基づく水産増殖事業の細目(昭和九年調)……………	三三三
第六十一表	樺太の水産増殖事業費支出額(昭和九〜二十年)……………	三三三
第六十二表	樺太における魚の人工孵化成績(昭和九年および十八年)……………	三三四
第六十三表	樺太拓殖計画における国有林施設計画……………	三三六
第六十四表	樺太拓殖計画における国有林事業経営費細目……………	三三七
第六十五表	国有林事業経営関係費支出額(昭和四〜二十年)……………	三三六

第六十六表	樺太の斫伐による造材石数(昭和四〇八年)……………	三六	第七十五表	樺太庁特別会計の臨時軍事費特別会計繰入額(昭和十三〇二十年)……………	三九
第六十七表	樺太における造林成績(大正九〇昭和十九年)……………	三九	第三章		
第六十八表	樺太の油田試掘補助金(昭和四〇八年)……………	三〇	第七十六表	樺太の内地編入に伴う主務省移管国有財産総額……………	三五
第六十九表	樺太の燃料資源調査および開発助成費支出額(昭和九〇二十年)……………	三〇	第四章		
第七十表	樺太における補助費支出額(昭和一〇二十年)……………	三三	第七十七表	樺太庁特別会計歳入歳出予算決算(昭和一〇二十年)……………	三八〇三七
第七十一表	樺太における石炭増産奨励金、新坑開発助成金および買取価格補償金予算累年表(昭和十五〇十九年)……………	三四	関東州の財政編		
第七十二表	樺太の石炭増産関係補助金(昭和十五〇二十年)……………	三六	第一章		
第七十三表	樺太庁特別会計へ一般会計からの経費補充金(昭和十五〇二十年)……………	三六	第一表	関東州の種族別人口とその割合(明治三十九〇昭和二十年)……………	三九〇三九
第七十四表	樺太庁特別会計からの一般会計繰入金(昭和十一〇十二年)……………	三七	第二表	関東州の都市と村落の人口比率および内地人の占めた割合(大正九〇昭和二十年)……………	三九〇三九

第三表	関東州の職業別人口構成ならびにその増加の趨勢(昭和七〇十七年)……………	四〇	第十二表	高(昭和十三〇十五年)……………	四六
第四表	南満洲鉄道附属地人口増加の趨勢(明治三十九〇昭和十年)……………	四一	第十三表	関東州における重要農産物生産高(昭和七〇十五年)……………	四六
第五表	南満洲鉄道株式会社社線営業キロ数および広軌開通年月……………	四九	第十四表	関東州における塩田面積、産塩高、輸移出高(昭和十〇二十年)……………	四七
第六表	関東局諸学校増加趨勢(大正十四〇昭和二十年)……………	四九	第十五表	関東州海路輸出入額累年表(明治四十〇昭和十五年)……………	四九
第七表	関東州および南満洲鉄道附属地における各年度末現在商事会社(本社)概況(明治四十〇昭和十五年)……………	五〇	第十六表	関東州陸路貿易額(昭和九〇十三年)……………	五〇
第八表	関東州における業種別工場調(昭和十五年)……………	五一	第十七表	関東州における昭和十三年海路重要輸出品目……………	五五
第九表	関東州における主要工業品産出額(昭和十五年)……………	五一	第十八表	関東州における昭和十三年海路重要輸出品目……………	五五
第十表	関東州における棉花収穫高(昭和十三〇十五年)……………	五二	第十九表	満洲中央銀行券総発行高、関東州内回収高、同流通推定額年次別表(昭和十〇二十年)……………	五五
第十一表	関東州における果実栽培面積および収穫	五二			

第二章

第二十表 関東局特別会計歳入歳出決算累年表（明治四十～昭和二十年）……………四六〇～四六一

第二十一表 関東局特別会計における特殊の歳出を控除した歳出額と一般歳入との対比表（昭和十一～十九年）……………四六四～四六五

第二十二表 関東局特別会計歳入実績比較表（その一）（明治四十～昭和八年）……………四六六～四六七

第二十三表 関東局特別会計歳入実績比較表（その二）（昭和九～十九年）……………四六八～四七一

第二十四表 関東州の有租地地価額（昭和十九年）……………四七六

第二十五表 関東州の塩税課税実績（昭和十六～二十年）……………四七六～四七九

第二十六表 関東州の煙草税課税率の変遷（大正十一～昭和十九年）……………四八六～四八九

第二十七表 関東州の通信収入の内電信電話収入の占めた比率（昭和一～七年）……………四八六

二十七～三十一年……………四八七

第三十七表 関東局警察職員定員年次表（明治三十九～昭和十九年）……………四九〇

第三十八表 関東局警察官署比較表（大正十五～昭和十六年）……………四九〇

第三十九表 在満学校組合費賦課金収入見込額（昭和十九～二十年）……………四九三

第四十表 在満日本人教育費各負担区分表（昭和十三～二十年）……………四九四～四九五

第四十一表 関東局特別会計各年度別歳入歳出決算対照表（明治四十～昭和十九年）……………四九六～四九七

第四十二表 関東州地方費決算累年表（明治四十～昭和十九年）……………四九七

第二十八表 関東州の通信事業関係収入支出比較表（昭和七～十九年）……………四九九

第二十九表 関東州の阿片専売益金比率（昭和三～十五年）……………五〇〇

第三十表 関東州における専売収入および経費（昭和十六～十九年）……………五〇三

第三十一表 関東局特別会計における土地家屋賃下料および売払代が一般歳入の内に占める割合（明治四十～昭和十九年）……………五〇三

第三十二表 関東州における配当金収入（昭和十五～十九年）……………五〇五

第三十三表 関東局特別会計歳出決算比較表（昭和一～十九年）……………五〇六～五〇九

第三十四表 関東州における一般行政費予算定員比較表（昭和十～二十年）……………五〇四

第三十五表 関東州における昭和十五年思想犯保護観察事件受理表……………五〇七

第三十六表 関東州における司法職員予算定員（昭和

朝鮮の財政

## 第一章 はしがき

明治四十三年八月二十九日、日韓併合条約に基き朝鮮総督府が設置されたが、外地会計として独立の朝鮮総督府特別会計制度が確立されたのは九月三十日であり、したがって朝鮮総督府時代の会計は明治四十三年十月にはじまり昭和二十年八月終戦をもって終る三十六年間である。この三十六年間の財政の推移を見る場合、これを四つの時期にわかつを便宜とする。けだし財政は毎年の政治の計数的裏付けであり、しかして朝鮮における政治は本国の政治に相当影響されることはもちろんであるけれども、朝鮮政治の枢軸は歴代総監、総督の統治方針により規定されるところ至大であることはいうをまたないところであり、しかしてこの間における総督施政の跡を概観する時は、おのずからこれを創業、守成、建設および臨戦の四期に區別することができるからである。各総督の時代を前述の四期にあてはめれば大要次のごとくに考えることができる。

すなわち第一世寺内総督時代は創業第一期であり、第二世長谷川総督時代を通じてなおこの時期を脱し得なかつた。この創業時代は明治四十三年十月より大正八年八月に至るおよそ九カ年間にわたり、これを財政面よりみる時は母国会計からの経費補充金が漸を追って減少し、財政的の独立が企てられ、一応その目的の達せられた時

代すなわち独立財政の樹立時代であり、統治の性格から見てこの時期はまた武断政治あるいは憲兵政治の時代ともいわれている。

第二期すなわち守成時代と称せられるのは、第三世第一次齋藤総督時代にはじまり宇垣大将の臨時総督代理時代も含め、従来の統治の成果の上にさらに一段の発展を期し、産業の開発、教育の刷新、地方自治の創設等守成の事業にまい進し、第四世山梨総督時代にもさらにその施策を継続拡充し、しかして第五世すなわち第二次齋藤総督時代に至って同総督第一次在任中の施策も順次効を奏し、ことに地方自治制度の完成を遂げ半島統治上に一新時期を画したのである。この守成時代は、大正八年八月より昭和六年六月に至るおよそ十二カ年間にわたり、これを財政面より見る時は、復活された母国会計よりの補充金と、これまた母国にて募集された公債金と、そして専売制実施および諸税の増徴とにより得られた収入とによって、百般の文化政治、後進資本主義国としての諸経済政策、社会施設の行なわれた時代であり、創業時代の武断政治に対し、この時期をまた文化統治の時代とも称している。

第三期すなわち建設時代と称せられるのは第六世宇垣総督の統治時期である。この時代は朝鮮における総督統治も既に二十余年の星霜をけみし、統治の精神もしだいに理解され、産業は各種の方面に異常な発展をきたし、ことに十萬キロをもって単位とする大規模な電源の開発により半島にいわゆる産業革命をもたらし、従来の農業国より工鉱業の誘致開発に躍進し、農工併進時代と称せられる時代を現出したのである。教育もまたしだいに整備せられ、朝鮮人人材もようやく輩出せんとする気運に向かった。ここにおいてさらに経済・精神両方面において比較的なお幼稚な多数民衆に向かって澆刺たる活力を与え、彼等をしていわゆる農村振興運動を通じ自力更生の実をあげしめると同時に、日本国民たる精神を培い、もって新たに建設の方面に向かい歩をふみ出した時代といふことができる。第七世南総督の統治一カ年たらずもこの時期に属する。この建設時代は昭和六年六月より昭和十二年七月日華事変勃発に至るまでの六カ年間にわたる期間であり、これを財政面より見る時は昭和二年財界恐慌の後を受けたデフレーション時代であり、しばしば行政整理が行なわれた財政の苦難時代である。財政規模は六カ年間におよそ六割程度の膨脹を見たに過ぎなかったのであるが、財源は主として官業収入であったが、租税および公債収入も主要財源たるを失わなかった。ことに租税体系に著しい変化が行なわれ、所得税および財産税体系の整備が行なわれ、近代的、日本的なものに接近せしめられ、ある程度の増収が企てられたのである。かのごとき財源により、あるいは南綿北羊政策と呼ばれ、あるいは農村振興、農工併進といい、産業革命と誇称せられる政策の裏付けがなされたのである。

第四期すなわち準戦時および戦時時代を含めた臨戦時代と称せられるのは、第七世南総督時代に始まり第八世小磯総督を経て最後の第九世阿部総督に終る時期である。

昭和十一年南総督就任後一年にして日華事変勃発し、朝鮮軍の越境出征あり、朝鮮は大陸への前進兵站基地として重要な役割を負荷されるに至ったのである。南総督着任の声明書においては内鮮融和、満洲国との共存共栄



を根本方針となす旨を発表し、つづいて右方針具現化のための五大政綱、すなわち国体明徴、鮮満一如、教学刷新、農工併進、庶政刷新を旗じるしたのであるが、帰する所は朝鮮民衆の皇国臣民化であり、準戦時および戦時体制への移行であった。第八世小磯総督の初期は連合国と戦端を開いてから半年、緒戦の戦果なお赫々たる期であったが、小磯治政の大半は戦勢次第にわれに不利となった時代であり、実力以上の無理な戦争を継続する中央政府の方針が無理な重圧を朝鮮統治に加えたのであり、小磯統治の根本方針としてはあくまで半島民衆をして各々その所を得しめ、少なくとも最小限の生活はなんとしてもこれを維持せしむるため、生活必需物資の生産および配給に、食糧の増産および確保に、労務の温存に必死の努力が払われたにかかわらず、戦争遂行という至上命令の前には生活必需物資ことに食糧の半ば強制的な供出および労務の強制に等しい無理な内地および南洋方面への送出を余儀なからしめたのであった。ために民心の離反不平とその間に跳梁する共産および独立思想者の底気味悪い底流を抑え、一面戦争遂行に寄与しつつ他面朝鮮統治の目的に沿わんとするこの矛盾を、いかなる点において調和せしめんかに血を吐く苦悩を満喫させられた時代であった。第九世阿部総督の時に至っては、ひたすら国力衰頹のもたらす統治の困難と苦闘しつつ、反戦者ないし共産主義者の反抗の勃発をわずかに抑え、他面朝鮮統治の半島人に対する真意を説得せしめて協力を要請し、もって中央政府の要求すなわち食糧と労働力の供出の要望にある程度沿いつつ、半島の思想界経済界の混乱を防止し、最後には半島に対する空襲の必至、本国との交通遮断さえ予想され、防空の強化、自給自戦態勢の確立に苦吟し終戦に至ったのである。

この臨戦時代は、昭和十二年七月より昭和二十年八月朝鮮統治の終焉に至るまでの八カ年間にわたる期間であり、これを財政面より見る時は支那事変に突入以後年々歳計において一億円ないし二億円近くの膨脹を示し、太平洋戦争に入るやさらに飛躍して年々五億円前後を増加し、昭和十二年四億七千万円の歳計が二十年には七倍の三十一億円余を算するに至った。戦争とともにインフレーションが進展したことを考慮に入れても、その激増ぶりは過去にくらべて驚くべきものであった。しかし歳計増加の財源としては一部臨時増税によったけれども、その大部分は主として内地における公債および事業資金借入に求められたのである。

以上述べたとおり昭和時代の財政は統治第二期の中間以降に属する。したがって昭和を対象とする財政史も昭和元年以降について叙述すべきであるが、統治時期分割の便宜に従い、朝鮮統治第二期の当初より記述することとしたほか、日韓併合の由って来たる所および朝鮮統治の根本方針がどこにあったか、善意の統治方針にかかわらず朝鮮統治に不満が抱かれた内鮮差別の問題等についても触れておく方が、財政の動きの裏付けとしてこれが理解に必要であると信ずるので簡単に記すことにした。

なお朝鮮財政においては収入の点から、官業（ことに鉄道、専売、営林）と租税と公債と母国会計よりの補充金とは重要な項目であるが、官業については別の機会に譲りここでは租税、公債、補充金についてのおのおの項を設けて略述することとした。ただこの場合これらの項目については、昭和時代のみを対象とするよりは朝鮮統治の初期から触れる方が理解に便であると考えたのでそうすることとした。さらに筆者は昭和二十年十二月引揚げの

第一表 朝鮮財政の四期

期 別	総 督	政 務 総 監
第 1 期 武断政治時代 (明治43~ 大正8年)	寺 内 正 毅 明43. 10. 1~大 5. 10. 9	山 県 伊 三 郎 明43. 10. 1~大 8. 8. 12
	長 谷 川 好 道 大 5. 10. 16~大 8. 8. 12	
第 2 期 守成時代 (文化政治) (大正8~ 昭和6年)	齋 藤 実 大 8. 8. 12~昭 2. 12. 10 宇垣一成(臨時代理) 昭 2. 4. 15~昭 2. 10. 1	水 野 鍊 太 郎 大 8. 8. 12~大11. 6. 12 有 吉 忠 一 大11. 6. 15~大13. 7. 4 下 岡 忠 治 大13. 7. 4~大14. 11. 22 湯 浅 倉 平 大14. 12. 3~昭 2. 12. 23
	山 梨 半 造 昭 2. 12. 10~昭 4. 8. 17	池 上 四 郎 昭 2. 12. 23~昭 4. 4. 4
	齋 藤 実 昭 4. 8. 17~昭 6. 6. 17	児 玉 秀 雄 昭 4. 6. 22~昭 6. 6. 19
	宇 垣 一 成 昭 6. 6. 17~昭11. 8. 5	今 井 田 清 徳 昭 6. 6. 19~昭11. 8. 5
第 3 期 建設時代 (昭和6~ 昭和12年)	南 次 郎 昭11. 8. 5~昭12. 7. 6	大 野 緑 一 郎 昭11. 8. 5~昭17. 5. 29
	南 次 郎 昭12. 7. 7~昭17. 5. 29	
	小 磯 国 昭 昭17. 5. 29~昭19. 7. 22	田 中 武 雄 昭17. 5. 29~昭19. 7. 24
第 4 期 臨戦時代 (昭和12~ 昭和20年)	阿 部 信 行 昭19. 7. 24~終 戦 時	遠 藤 柳 作 昭19. 7. 24~終 戦 時

備考：朝鮮総督府編『施政二十五年史』『施政三十年史』その他により作成。

際、書類の持ち帰りは一切禁止され、本国においても書類は当時ほとんど焼却され、したがって権威ある資料として利用し得るものは、わずかに手許に残っていた『朝鮮総督府施政二十五年史』とそのほか散逸せる数字などの蒐集と自己の記憶とによって一応まとめたものにすぎず、自然繁簡精粗よろしきを得ず魯魚の誤りはもちろんのこと計数についても過誤なきを保証しがたい。読者にしてもし誤りありとされる点あれば、御教示頂きたく、また他日日韓交通正常に復し我々が残してきた資料入手の機に恵まれることあれば、補正することにした。

## 第二章 朝鮮の統治方針（同化政策）

### 第一節 日韓合併

#### 一 日韓合併の由来

日本と朝鮮とが数千年来密接不離の関係を有したことは、一度歴史をひもとく者の誰しもうなずくところであり、東洋が欧米列強の角逐場所となる近代に及んで、半島の地理的關係からして朝鮮国内が静穏であること、および朝鮮が独立国としての実力を養いその体面を維持することが日本にとり自国防衛のため絶対の条件と認められたのであって、日清、日露の兩役が国運を賭して政行されたゆえんもここにあるのである。

日本は朝鮮の内政外交改善に資せしめるため、第一、日韓協約（明治三十七年八月）により顧問を推挙し、内政改新の端緒を培ったのであるが、日露戦争後列強をして確認せしめた半島における日本の特殊の地位を擁護し、両国を結合する利害共通の主義を強固ならしめ、韓国の外交をして日露戦争前のごとき不安の状態に陥らしめぬため、第二、日韓協約（明治三十八年十一月）により統監を京城に駐劄せしめることとし、明治三十九年三月、伊

藤統監赴任韓国保護提携の業を企画し、四年九カ月にわたる保護政治を施行、当時韓国弊政の根因たる(一)宮中府中の混同、(二)行政、司法の不分轄、(三)地方官憲の誅求と租税の逋脱、(四)財政の極度の紊乱等の禍害の根本的打破につとめ、日本人の官吏任用はもちろん、日本より多大な財政上の援助も行なわれたのである。

かくてこの時代に内政改革外交刷新の形はほぼ整ったが、当時韓国の社会情勢は、特権閥族には両班階級<sup>ヤンバン</sup>があったのであるが、先覚者たるべき彼等は政争に没頭して民を開明に導くことを知らず、被治者には庶民階級また被搾取者として多年の暴政誅求に疲れ勤勉興隆の気力がなく、まったく世界の文化より落伍し、加うるに暴徒匪賊等横行してこれらの民衆を苦しめ、治安の維持国力の伸長発展等実に容易ならざるを思わしめ、さらに韓国民は一般に排日の氣勢を脱せず、ヘーグ事件、伊藤公およびスチーブンス暗殺事件等頻発するに至り、従来のごとき複雑かつ間接的な保護政治をもつてして、はたしてよく韓国皇室の安固、社会の治安を保ち、国民の健全なる発達を遂げ世界文化国民の列に伍せしめ、東洋平和の禍根を排除し得るやはなほだ疑わしきに至り、ついに抜本塞源の拳として韓国合併が断行せられるに至ったのである。

## 二 合併の目的

韓国合併の目的はそのここに至る上述の経緯に見ればおのずからうなずき得るところであろう。これをさらに解明すれば、(一)朝鮮と日本とはその地理的關係上密接不離の間柄にあり、朝鮮の安寧幸福即日本の安寧にほかな

らず、朝鮮がいかなる状態にあるかということは日本としてその存立上傍観視し得ざる立場にあること、(二)日本の生存に脅威を与えず東洋の平和を永遠に確保することが至上命令であり、そのためにはまず半島民心の開明内治安の維持が不可欠の条件であること、(三)すなわち多年困憊の窮境に陥った半島の人民を救済し、精神的にも物質的にも文明国人として伍すに恥じない教養訓練を積み、経済の進歩と文化の向上を期すること、(四)これを裏から言えば、合併は朝鮮を当時の先進国が着々として実行してきたいわゆる植民地とすることの意向の下に行なわれたものではない。日本の過剰人口をこの地に大量に移住させて日本の人口問題の解決に資し、または投資によって半島から利益を吸収しようとする意図をもって合併が企てられたものでないこと、(五)合併は消極的に在来のいわゆる植民地視する意向の下に行なわれたものでないのみならず、積極的には新旧同胞を合せて渾然たる一家を形成し、天皇綏撫の下に健全な発達を遂げ、ついには新旧同胞同一レベルに、半島があたかも四国九州のごとき観を呈する域に到達せしめることを究極の目的としたと解すべき理由は、合併の詔書に「……東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持シ帝国ノ安全ヲ将来ニ保障スルノ必要ナルヲ念ヒ……」「……公共ノ安寧ヲ維持シ民衆ノ福利ヲ増進セムガ為ニハ革新ヲ現制ニ加フルノ避ク可ラザルコト瞭然タルニ至レリ……」「民衆ハ直接朕ガ綏撫ノ下ニ立チテ其ノ康福ヲ増進スベク産業及貿易ハ治平ノ下ニ顯著ナル発達ヲ見ルニ至ルベシ……」「……百官有司……施設ノ緩急其ノ宜キヲ得以テ衆庶ヲシテ永ク治平ノ慶ニ頼ラシムルコトヲ期セヨ」とのべ、大正八年の詔書に「……夙ニ朝鮮ノ康寧ヲ以テ念ト為シ其ノ民衆ヲ愛撫スルコト一視同仁朕カ臣民トシテ秋毫ノ差異アルコトナク各其ノ

所ヲ得其ノ生ニ聊シ齊シク休明ノ沢ヲ享ケシムムコトヲ期セリ……」とあるに見てこれをうかがい知ることができらる。

## 第二節 同化政策（内地延長主義）

### 一 同化政策の由来とその真意

されば朝鮮統治の根本方針は内鮮の一体化であり、究極の目標は朝鮮の四国九州化である。ここに至る間の統治者の心構えは一視同仁であり、しかして採らるべき政策は——半島衆庶に施される物心両面にわたる百般の施策は——彼等を日本本国の日本国民と同様ならしめること、すなわち半島民衆の日本同化に役立つことに統治政策の基調がおかれていたのである。

朝鮮統治のかくのごとき根本方針は、過去数千年にわたる日韓交渉の歴史、合併に至る経緯ならびに日本と朝鮮とが地理的に近接するという客観的事情に由来する事のほか、日韓両民族が祖先を共にしその発生の根源を同じくするのみならず、長い歴史の経過において血族相混淆せる史実の徴すべきもの歴然たり、両民族が人種的にもまた民族的にも極めて近くもともと血を同じうせるものなるをもってついに渾然一体となる可能性ありとの歴史上の信念に由来するものである。この信念が表面に押し出され、内鮮一体の方針の基礎づけとして特に強調さ

れたのは昭和十二年日華事変勃発以後の事に属し、以来史実の研究はもちろん、行政・教育面において半島の民衆をしてこの信念に徹せしめんとして、なみなみならぬ努力が払われたのみならず、内地における内地人に対しても、内鮮一体同化政策の職由するところ実にここに存し、したがって内鮮一体化は可能であるとの信念を培うことに異常な関心が持たれたのである。

朝鮮統治の根本方針が同化政策——究極において日鮮渾然一体となることに存する以上、朝鮮民族をして物心両面において一日もすみやかに日本民族と同一水準に到達せしめ、物質生活においても精神においても、外面的にも内面的にもまったく区別しがたき域にまで至らしめんと念ずるは当然である。

さればこそ日本の朝鮮に対する関係は、普通の植民地なる觀念をもっては律し得べからざるものであり、日本はいわゆる植民地的支配、すなわち、搾取の対象として本国および本国人の利益のために支配されるものなりとの意向をもって彼に臨むべきに非ずとなしたのである。朝鮮人また半島は日本の植民地に非ずとの矜持を常に脳裏に深く刻み、日本と朝鮮との関係において植民地なる言葉——庄迫搾取を連想し、征服・被征服の觀念を蔵し、文明人が野蛮人を支配する響きを伝える植民地なる語を極端に嫌念したのであるが、日本人にして統治に携わる者は統治の方針として共感せるところであった。

## 二 内鮮一体と内鮮差別との関係

内鮮の一体化が朝鮮統治の目標であり、ここに至る間の統治者の心構えが一視同仁にありとなすにかかわらず、現実に統治に現われた各般の施策において、内鮮その扱いを一にせず差別的取扱の顕著なるものあるは、羊頭狗肉であるとなし朝鮮人の不快とするところであり、いう所の合併の真意を解し難しとなす唯一の攻撃材料であった。

まことに内鮮一体（植民政策上の語を借りていえば、内地延長主義すなわち諸事内地と同様の扱いをなし待遇を与えんとする主義）を唱えながら内地または内地人とその扱いを異にした事実（朝鮮人が差別待遇なりとして非難した事実であるといなどを問わず）を左に掲げて見よう。

## (a) 政治上の差別

(イ) 日本全体に対する参政権が与えられない。

(ロ) 地方自治体における政治参与の形式がなお完全な決議機関になっていない。

(ハ) 議員選任の方法また内地に比し官臭強きものがある。

## (b) 行政上の差別

(イ) 朝鮮総督はいわゆる独立せる総合行政権を把握し、時に内地政府の意向いかんにかかわらず、行政権

を行使し得る。すなわち行政的内地延長主義と撞着せる実情にある。

(ロ) 指導的地位にある官吏として朝鮮人が任用されること少なく、実業界においても枢要の地位はほとんど内地人により占拠される。

## (c) 立法上の差別

立法事項といえども帝国議会の協賛を要せず、朝鮮独自の立場において制令の形式により立法事項を規定するいわゆる制令制定権があり、法制的内地延長主義に抵触する実情にある。

## (d) 経済上の差別

(イ) 合併初期においては、独立国当時の関税制度を存置し、内地に対しては後年に至るまで一方的に移入税の形において内地よりの移入品の一部に課税した。

(ロ) 農工併進の産業政策に見られるごとく、半島をもって独立自治の経済圏樹立の政策がとられた。

(ハ) 戦争経済に突入して後もかならずしも内地の経済統制に従わず、半島の経済開発と発展に必要な独自の政策がとられたことは統制経済上大なる差別である。

(ニ) 独立した中央金融機関の下に独自の紙幣発行権を持ち金利水準が内地に比し高い。

(ホ) 国税地方税の体系において、経済上の後進国たるに相応する範囲と程度においてのみ内地に追随し、税率に至っては常に軽きに差別せられていた。

## (e) 教育上の差別

内鮮初等教育機関を異にし、これが維持財団また各々別個に存在し、朝鮮人児童に義務教育も実施せられていない。

## (f) 警察取締り上の差別

同じ帝国臣民でありながら内地への渡航は事実上制限せられ、検索、尋問の上にもことに内地においては朝鮮人なるが故にの反感を抱かしめる扱いが少なくない。

以上のうち、不当な差別として一部朝鮮人より非難の対象とされた事柄は(a)の(i)(ii)、(b)の(ii)、(c)、(d)の各項すなわち立法に参与する程度と形式。指導者として社会的に占める地位の多少。初等教育促進の程度。身心に加えられる束縛の程度が論議の中心であろうが、合併以来三十六年間、民意の向上、経済の発達に応じて逐次以上のごとき施設に加えられた改善の経緯を虚心に研究するならば、ついにはかくのごとき差別なきを期するを目的として進められた跡歴然たるものあるは何人も否定し能わざるところである。経済関係事項の差別扱いのごときは、経済上の後進国が先進国の優位に押されこれに伍するに至るまでの発展をとげざるを慮り、内地経済の侵攻より半島経済を保護するの顧慮に出でたものにほかならないことは銘記されなければならない。要は経済的にも文化的にも内地に比し、民度の低い朝鮮の実情を直視し、これに適應した施策がその時代時代により採られたに過ぎず、かかる差別はいわゆる朝鮮の特殊事情に基づくものであって、民度向上の為の特別の施策であり、あ

る時期までは扱いを別にする事がかえって一視同仁の真の趣旨にかなうとの理念に基づいたものである。ただ警察取締り上の問題は一視同仁の精神に鑑み遺憾と云わざるを得ない。朝鮮の独立思想およびこの運動を極端に恐れ、民族思想を反逆的なりとしてこれが弾圧撲滅に異常な努力が払われたのであるが、その程度と方法において省察工夫の足らざりしたため、結果において理想達成にかえって逆効果を生じ、民衆ことに知識階級をして反感と恨みとを根強く培わしめたと思われる事は、日本統治の真意をついに諒解せしめ得なかつた原因であり反省すべき点であろう。

## 三 皇国臣民化運動と統治方式

この機会に内鮮一体と太平洋戦争勃発以後における皇国臣民化運動との関係について一言触れたいのであるが、言わんとするところは鈴木元京城大学教授がその著書において大要左記の意味を道破している。

「最近、内鮮一体皇国臣民化のスローガンの下に推進せられた一連の一視同仁諸政策は、民族の存在を否定する行きすぎた同化政策を強行したこと、および余りにも其の運動が形式的なりし為かえって逆効果を生んだのであるが、しかもそれは統治者の真意如何に不拘総督の治蹟を示す指標として、末端行政が数字の上での成功に狂奔した事に因ること大であり残念な事である。皇民化と云う事が、皇恩が等しく半島衆庶に及ぶと云う意味に於てなら誤はないのであるがそれを以て民族たる事を止揚し、心の底から大和民族たる事に喜と誇とを感じたという

ことを意味したりとせば、余りにも性急と云わねばならぬ。支那事変以来の皇国的熱情の発露は喜ぶべき現象であり、日本国民たる事より外に生くる途なく運命共同体的意識に目覚めた結果であり、民族意識の上に漸く国民意識が芽生え初めてきた。喜ぶべき現象である。然し其れは飽く迄民族融合への一階梯として認識すべきであり、大和民族化近しと見るわけには行かなかつた。創氏改名、大麻の奉戴、神宮参拝、皇国臣民誓詞の斉唱、禊を中心とする錬成等一連の皇国臣民化運動が民族感情を尊重するの違なく、皇国臣民化を強行せられたが為に、皇国臣民化に負担を感じる様になり、加えて労務徴用、食料供出、真鍮食器供出等による、生活面の重圧による日本国民たることに負担を感じ民族の苦難のみを意味するに至つたのである」云々。

これら一連の皇国臣民化運動は支那事変以来朝鮮民衆の愛国熱に錬成を加え撚りをかけ、此の機運に乗じ朝鮮統治の目標たる同化の実を結ばしめんととの着意に出でたるものであつたにもかかわらず、あまりに性急なりしと具体化の方法が強制的（朝鮮の当時の民度にてはやむを得なかつたかもしれないが）なりし事等のため、その真意が理解せられず、いたずらに形のみ整つてその実逆効果を生むに終つた事はいかにも遺憾な次第である。民族を統治するやり方に二つの方法が考えられる。一つに十分納得せしむるのいとまなきか、またはその事の困難なる時はまず型より入り知らず識らずのうちに真隨に到達せしむるやり方、すなわち形式主義によるものと、心より納得せしめ盛り上がる力として政策に協力せしむるやり方、すなわち実質主義との二つの型である。文化の度低く理解が乏しき集団に対しては、ある程度前の方式が推奨さるべきも、この行き方はややもすればその形をもって成績すでにあげれりとし、その功績を計数的に誇りとし、知らず識らずのうちに自己満足に陥り、もって能事おわれりとなすの弊の多分に存することは戒めなければならぬところである。太平洋戦争の前半期の統治態勢は形式主義であり、後半は実質主義をもって建前とせられたものと見ることが出来る。

太平洋戦争後半期の総督政治は、実質主義すなわち外からの付焼刃でなく、総督の意のあるところを真に理解し、向かうところを知らしめ盛り上がる意気を振作して庶政の進展を期すべき旨が強調され、その基盤として道義の昂揚が説かれ、これが実現の具体的方法施策として、官民ことに官公吏、学生、生徒、一般青年層の禊を中心とする修養錬成の徹底の実践が強行されたのである。理念は結構なるも、これが具体化の方法に至っては、一般民衆に施す場合、ことに異民族に対してはその風習民族感情への顧念に深き洞察を加わらるに非ずんば、意外の逆効果をきたす事を注意せねばならず、事の困難を痛感させられるのである。

結果はともかく内鮮一体を具体化する為の歴代総督の諸政策は、統治者の意図において革新的な同化政策であつた。けだし民度低き後進者たる朝鮮人を内地人のレベルにまで引き上げ、内鮮人を全く平等にし内地人の優越的差別待遇または感情を絶滅せんと目的をもって計画推進されたと言う面から見る場合、進歩的であり革新的であり又民主的であることは異民族統治史上その類を見ないといつてよい。

しかして実績主義にのつとつて統治が進められた後半期時代において、統治の目的を誤りなく衆庶に伝え、理解せしめまたこれを民衆に計画のままに歪曲されず正しく施すため、行政面において努むべき最も大切なことと



して、(一)官吏を含めた指導者階層の自己反省率先垂範を必須要件とせられる点、(二)行政第一線事務担当者の錬成による資質の向上により中央の意図計画が第一線の末端にまで浸透し、中枢において民衆に施さんとする施策が計画者の考えるごとくありのままに理解され、歪曲されずに実行されることの緊要性が強調された点、(三)政治の要諦は末端における大衆直接の指導接触において義と涙をもってすべく、民の真相実態を把握せずして無理に形式的規定を強要するの非を戒め、ことに権勢を自家享益の具に濫用することが政治の根源を乱すゆえんを力説された点、(四)行政上の諸計画は計数統計に基づき企画立案されるものであって、その根源たる統計に故意過失たるを問わず誤りあるにおいては、総ての施策も砂上の樓閣に終わり、ついに明朗な行政は施し得ないが故に、統計の報告作成に嘘があつてはならぬ点が特に強く要望されたことは、いずれの時代においても行政執務上服膺すべき根本命題であると言わねばならぬ。

## 第三章 財政

### 第一節 第二期（自大正八年 至昭和六年）文化統治と財政（守成時代）

本期はこれを統治の責に任じた総督の側から見るとは第一次齋藤総督、山梨総督および第二次齋藤総督の三時代にまたがっている。

まず歴代総督ごとにその統治方針とそれに基づく重要施策とを略述し、しかる後これが裏付けとなる財政を計数に基づき一括概観することにした。

#### 一 歴代総督の統治方針と政策

##### 1 第一次齋藤総督時代

この時期は大正八年八月十二日より昭和二年十二月十日に至る八年四カ月であり、前期の終り大正八年三月には独立騒擾事件の発生を見、民心なお安定せず思想上一大転機に立つとともに、経済上も歐洲大戦の余波を受け

大いに発展の時期に会し、いわゆる武断政活より文化政治への大転換が行なわれ、産業の発展は著しく半島統治の将来に向かつて光明を与えるようになったのである。総督着任当初まず総督府官制を改め、従来総督の任用は武官に限りたるを改めてその制限を撤去し、委任の範囲内において陸海軍を統率し朝鮮防備に当たつたのをやめて必要の時陸海軍の司令官に兵力の使用を請求することに改めた。また在来の憲兵警察制度を廃止して普通警察制度となし、官吏教員等の制服帯剣を廃止もって総督政治の基本を純然たる文治主義とした。

官制の改革とともに執つたところの施政上の綱領は、(一)治安の維持、(二)民意の暢達、(三)行政の刷新、(四)国民生活の安定、(五)文化および福利の増進であった。これが諸般の施策となつて現われ、その最もおもなるものは、(イ)警察制度の革新、(ロ)教育の普及改善、(ハ)産業の開発、(ニ)交通、衛生の整備、(ホ)地方制度の改革、(ヘ)司法上の改善等であった。

しかして当時は歐洲大戦後にあたり、戦乱中貿易に工業に海運に空前の発展をなした後、戦後世界の大勢は漸次不況に陥り、財界の衰微と思想の悪化はおおいがたく、各地における大水害に加うるに関東大震災あり、日本政府の財政緊縮と民間資金の運転不活発にあい上述のごとき積極的方針の遂行には多大の努力を要したのである。

#### 齋藤総督の重要政策

##### (一) 官制改革と民意暢達

総督の着任と共に訓示ならびに諭告を發し、次のごとき方針をもつて臨むべき事を明らかにした。

一、官吏は一心同体を旨とし、上下四方協同戮力し公明正大なる政治を為すこと。

一、形式的政治の弊を打破し、法令はなるべく簡約に従い、誠意国民を誘掖してその精神の徹底を図ること。

一、行政処分は事態民情に顧みて適切なる措置を執り、努めて被処分者をして充分諒解を得しむること。

一、事務の整理簡捷に努め、民衆の便益を計り、官庁の威信を保つこと。

一、言論、集会、出版等に対しては秩序および公安の維持に妨げなき限り、相当考慮を加え民意の暢達を計ること。

一、教育、産業、交通、警察、衛生、社会救済その他各般の行政に刷新を加え、国民生活の安定を図り一般の福利を増進するにおいて一生面を開くこと。

一、地方民風の涵養、民力の作興を期するため、将来時機を見て地方自治制度を施行する目的をもつてすみやかにこれが調査研究に着手すること。

一、以上のごとき改善刷新は新奇をてらわず、なるべく朝鮮の文化と旧慣とを尊重してその善を長し、その弊を除きもつて時勢の進展に順応すべきこと。

であつて従来の方針にくらべ格段の相違を察知し得るであろう。

かくて事務簡捷の趣旨により、従来の内務部、度支部、農商工部、司法部を、内務、財務、殖産、法務の四局とする外、学務局、警務局、庶務、土木、鉄道等六局四部の編成をもつて、局部課長の専行面を拡げ、地方官庁

の権限を拡張する措置を講じ、朝鮮人たる文官の分限および給与に関する規定を廃止し、日本内地人官吏と等しく高等官官等俸給令および判任官俸給令の適用を受けしむることとし、官等俸給の上において内鮮人官吏待遇上の差別を撤去した。その他従来内地人に限り任用した公立普通学校校長に朝鮮人訓導をもって任用し得る道を開き、また特別任用の範囲を拡張する等の改善を図った。

あるいはまた制度においては府、面に協議会を設け、学校および道の予算に関しては評議会を置き、これを民度事情により官選ならびに民選の方法を執り、自治制度の第一歩を踏み出したのであり、従前の制度にくらべその改正の各方面にわたり大規模なる事は注目すべき変化である。

#### (二) 司法ならびに警察制度

明治四十三年六月「総督府警察官署官制」をもって、警務総長を首脳としその下に憲兵と警察官とを統轄した制度は、合併当初にあっては実状にそくしたものであったが、その後の事情の変化と総督政治の根本的革新と同時に普通警察の制度に更改された。すなわち総督府に警務局を置き、警察権を道知事に移し、各道に第三部を設け、各府郡に警察署を置いて警視、警部をもってその長にあて、これらの地方官をして警察・衛生事務に当たらしめた。また、巡查補を廃し内鮮人一律に巡查として差別撤廃の意を明らかにした。

独立騒擾事件後鮮内の治安はおおむね平静に帰したものの、海外においては上海に大韓臨時政府の形成、第三インターナショナルによる宣伝、義烈団の編成等あり、鮮内に侵入するこれら団体員の活動は激増の一途をたどる情勢にあり、人心に与える影響も少なくなかったので、大体一府郡一警察署、一面一駐在所を標準として充実に図り、警察署二百四十七、警察官派出所百二十一、警察官駐在所一千四百三十八、警部以下一万六千八百名の多きに達した。

司法制度においても、光州地方法院全州支庁、平壤地方法院新義州支庁、咸興地方法院清津支庁の地方法院昇格のほか権限の拡張を図り、朝鮮人判事、検事の権限の拡張により内地人との差異を撤去した。

また朝鮮民事令、国籍法を大改正して文化民度の進歩にそくし、漸次民法の方向に近からしめ、朝鮮刑事令の改正、管刑令の廃止等により朝鮮人も内地人と同一の刑罰制度の下に立つ事となった。

その他朝鮮弁護士試験を実施し、監獄の増設および処遇の改善をなす等各方面における進歩は著しいものがあった。

#### (三) 農業の振興と産米増産計画

始政以来農業に対する終始変わらぬ熱心な努力の結果、その発展振りはまことに目覚ましいものがあったが、日本内地の食糧問題また急を告げるに至ったので、ここに積極的に土地改良事業を起こし、大正九年十一月殖産局に土地改良課を置き、水利開拓土地改良に対する一切の事務を管掌せしめ、大正九年度以降三十カ年を期して第一期とし、十五カ年間に一億六千八百万円をもって九百二十万石の産米増産を図ることとなった。その後財界の変動に伴う諸種の事情に際会し、大正十四年末に至る六カ年間の土地改良面積はわずかに九万町歩に過ぎず、

大正十四年に至り計画を更新するのやむなきに至った。

土地改良実施計画とともに耕種法改善にも努力を重ね、優良品種の種子更新、販売肥料の奨励等を実施した。また米作の増産奨励とともに、棉作の拡張計画、甜菜栽培、産繭百万石増収計画等各方面にわたって指導奨励に努めたのである。

#### (四) 交通の整備

この期においてはまた鉄道の整備に大いに力を用い、大正十四年三月末日限り南満洲鉄道の委託を解除し直接経営する事になり、鎮海線、慶全北部線、平元線の完成を急ぎ、また昭和二年度以降十二年の継続事業として新たに圖們線、恵山線、満浦線、東海線、慶全線合計八百三十哩の建設、圖們鉄道会社線外四線二百余哩の私設鉄道線の買収を計画実施した。

#### (五) 財政方針の変更

前期において朝鮮総督府特別会計に対する財政調整の計画を立て、大正八年度におおむねこれを完了したのであるが、本期に入り積極的文化の方針を確立し、朝鮮人官吏の定員増加と待遇改善、教育機関の拡充、医療機関の整備、産業の振興、笞刑の廃止に伴う設備、警察機関の充実等緊急なる新施策の経費に対しては従来予算をもつては到底実行不可能なるをもつて、財政方針を一変し大正九年度以降再び補充金を受ける事とし、大正九年度において一千万円、次年度において一千五百万円とし漸次増額するに至った。予算総額は大正十年度には

一億六千二百万円となり、その後日本政府の財政緊縮方針に順応し経費の節約につとめ、大正十四年にはさらに徹底的整理を断行したが、産業開発の促進、朝鮮鉄道の直営復活等のため漸次歳計は増加をきたした。

税制に対しても整理改善をなし、まず漁業税、船税、塩税、人蔘税を廃止、朝鮮所得税令および朝鮮取引所税令を公布し、後いわゆる第一次税制整理を行ない、営業税、資本利子税を新設し、酒税令、朝鮮所得税令、砂糖消費税令、綿織物移入税令の改正を行なった。

#### (六) 専売制度の確立

紅蔘専売は韓国時代より引き続き行なわれたが、本期に入り大正九年十月「紅蔘専売令」を、大正十年四月「煙草専売令」を發布、同年四月「朝鮮総督府専売局官制」を実施し、人蔘・煙草・塩・阿片に関する事務を掌らしめることとなった。

## 2 山梨総督時代

本期は斎藤総督に次いで昭和二年十二月十日より昭和四年八月十七日に至る一年十カ月間である。

前総督に引き続き文化振興と経済発展は山梨総督時代施政の二大目標であって、産業の開発と民衆生活の安定をもつて施政方針となした。

朝鮮の実情、国民の實際生活にそくする政治を行なうを主眼とし、これが具体策としては、普通学校の一面一校増設計画、書堂の改善、小作慣習の調査、火田調査、小農に対する小額生産資金の貸出し、朝鮮簡易生命保険

令の公布等あり、産業上、社会上の施策が大部分を占めている。

### 3 第二次齋藤総督時代

本期は昭和四年八月十七日より昭和六年六月十七日に至る一年十カ月の期間である。

本時期は世界的不況の最中であり、ために日本政府の財政緊縮方針に順応し、総督府予算もまた異常なる緊縮節減をなしたのである。しかし一方また教育、産業、土木、交通等財政の許す限り既定計画の遂行に努力し、あるいはまた小作官の新設、農業倉庫の新設等産業経済の発達に留意した。

朝鮮における国民生活を安定し福利を増進せんがため、地方自治制度を確立せんとするは齋藤総督の理想であつて、大正八年第一次就任の際これを声明し、地方制度の改正を行ない、道地方費、府面および府郡島学校費に諮問機関を設け、選出制度を認めこれに習熟せんことを期したのである。その後一般の地方行政に対する理解ならびに制度運用の成績良好であり、地方団体の施設も著しく進歩したので、さらにこれを一步進め昭和六年度より実施した。すなわち道および府・邑における従来の諮問機関を議決機関とし、道・邑・面に法人格を付与し、ほとんど完全に近い自治制度となしたると同時に、府における府、学校費および学校組合の三団体を府に統一した点に在る。またこれとともに大正九年地方議員の総選挙回数実施され、一般民衆のようやく該制度に慣れるとともに選挙運動も漸次激烈となりその弊を認められるに至つたので、昭和四年九月府令をもって「朝鮮地方選挙取締規則」を制定發布した。

産業の開発に関しては従来とも一貫して努力してきたのであるが、昭和五年に至り地方官官制の改正とともに道を指定して産業部を置くこととなり、また小作問題に関する指導監督機関として重要道に小作官を置きこれに当たらしめた。

世界一般の不況、ことに日本内地の不況により、朝鮮もまた財界の不況、穀価の低落を続け、ために朝鮮全人口の約六五パーセントを占める農業労働者たる小作農民の窮乏は甚しいものがあつたのでこれに対する積極的な応急対策を確立した。すなわち昭和六年度より昭和八年度まで三カ年にわたり、道地方費その他公共団体の事業として総工費六千五百二十三万円をもって全鮮にわたり道路、河川、漁港、上下水道等の土木事業を興さしめ、国庫より約六六パーセントの補助を与え、これにより労銀を撒布して窮民の生活難を緩和し、あわせて朝鮮産業開発に資せんとした。かかる大規模の工事は朝鮮にとっては画期的なものであり、道路のごときはこれにより朝鮮道路網のほぼ八割が完成したのである。昭和六年度の総督府予算総額は二億三千八百余万円であつた。そのうち治水・道路・港湾等の土木事業費は五パーセント千六十万円を占めており、しかもこの数字は本期のはじめ昭和八年の七百六十一万円より漸次増加せしめられてきた結果の係数であることに思いをいたす時、昭和十年からわずかに三カ年間に従来の土木費予算のほかにさらに六千五百余万円の大工事が一挙に行なわれるに至つた事は、半島財政史上特筆に値することである。

## 二 財政方向の転換

統治第一期の財政独立計画は順調に行なわれ、大正八年度においては完全に一般会計よりの補充金を受ける必要がなくなるまでに至ったのであるが、前述の如く同年に勃発したいわゆる万歳騒擾事件を契機とせる朝鮮統治方針の大転換があり、ここに文化政治の第一歩を踏み出す事になったのである。財政面における独立計画もこれに応じて変更される事となり、急激に膨脹せる支出に應ずるために再び補充金を仰がざるべからざる状態に至ったのである。

施政当初の健全財政を目指した努力は、一応初期の基礎確立のための統治方向としては妥当であったという事は認められるが、「朝鮮の財政独立と云う方針は未だその素地なきにありて、早くもこれを定めたもので効を急いだ嫌いがある。その素地がないものであるから、その実を挙ぐることが出来ない」と批判された如く、目的達成のためある程度の無理がなかったとは言えないであろう。

財政独立計画の完成期が大正八年であり、万歳騒擾事件が大正八年三月一日より勃発したことは皮肉なる一致といわねばならぬが、歳入、歳出の均衡を一応保った翌年、再びこれを全面的に改めなければならなくなった。

積極的文化施設の方針を樹立し、朝鮮人官吏の定員増加、ならびに待遇改善、教育機関の拡張充実、医療機関の整備、産業の振興、答刊の廃止に伴う設備、警察機関の充実等の諸政策の改革は、大正八年度予算七千七百万

円をもってしてはとうてい実施不能であり、諸税の増徴、公債募集金受入の増額とともに、一般会計よりの補充金を大正九年度一千万円、十年度一千五百万円とし、漸次増額するに至った。大正九年度歳入出予算総額は一億二千四百万円、十年度は一億六千二百万円となり、十年度を九年度に比すれば二倍強の増加になる。

新しく設置せられた科目に、臨時教育施設費(七十三万三千円)、耕地改良拡張調査費(十七万六千円)、灌漑および開墾事業助成費(四十一万三千円)等の文化、産業の振興を図るための諸施設費、治安の確保、秩序の維持のための警察官署新営費(八十万円)、警備電話拡張費(九十二万円)、監獄新営費(五十一万円)等が計上されたのである。

その後も累年増加し、この期の終り昭和六年度歳出予算総額は二億三千八百万円の巨額に達した。これに應じて歳入の側においても補充金の復活のほか幾多の方策が講ぜられたが、大正十年度には新たに煙草専売令が実施され、煙草税が廃止された。次いで昭和二年には日本内地における大規模な税制整理と呼応し、内鮮相関的な税制第一次改革がなされた。これにより營業税、資本金子税が新設されて従来の地税とともに収益税体系の整備を見たが、さらにまた内地における消費税の改正に順応して朝鮮におけるこれが改正を断行し、あわせて移入税の改正による負担の軽減を行なった。

次いで昭和四年には、各種の関税特例の廃止を行ない、昭和五年には「市街地税令」を廃してこれを「地稅令」に統一した。なおまた骨牌税を創設し、昭和六年には「朝鮮取引所令」の制定に伴い取引所税に広範囲の改正を

第三表 朝鮮總督府特別會計における第二期歳入内訳 (決算)

(単位 千円)

年 度	経 常 部			臨 時 部			
	租 税 及 印 紙	官 業 及 官 有 財 産	そ の 他	公 債 及 借 入 金	前 年 度 剰 余	補 充 金	そ の 他
大正 7	34,806	22,288	2,276	13,098	23,731	3,000	910
8	47,638	23,272	3,040	14,435	36,049	—	1,367
9	43,687	24,456	3,197	27,355	32,776	10,000	4,867
10	47,616	42,027	3,772	37,219	24,122	15,000	5,375
11	52,127	44,643	3,477	21,125	26,720	15,600	5,666
12	43,774	43,798	3,312	26,595	14,247	15,017	5,968
13	47,446	48,995	3,357	10,872	7,945	15,021	9,366
14	49,351	91,984	1,919	10,877	8,195	16,568	6,003
昭和 1	53,745	103,967	1,933	13,383	13,137	19,761	5,779
2	54,465	116,406	2,124	18,372	22,238	15,425	5,211
3	56,035	118,587	2,085	17,819	23,390	15,458	4,775
4	57,360	124,126	2,582	16,247	20,461	15,423	4,376
5	53,711	114,403	2,585	12,505	15,838	15,473	3,690
6	51,098	121,136	2,478	13,214	9,485	15,473	2,066

備考：昭和1年度までは大蔵省『明治大正財政史』第18巻外地財政(上)により、2年以降は朝鮮總督府『朝鮮總督府統計年報』により作成。単位以下切りすて。

税金収入ならびに官業収益の増大により、經常部は常に臨時部を上回り、しかもその傾向は漸次大となり、昭和六年度においては八六パーセントを占めるようになったのである。

これを要するに朝鮮財政の第二期は、内鮮経済ブロックの進展に應ずるほか、当時の世界的思想に順応した統治政策の具現でもあった。歳入部面における租税制度ななく収益税体系の内鮮一体化への傾向、あるいは関税制度の統一による移出税の廃止、移入税の整理のごときはそれに対応するものであり、諸種の文化施設、教育制度の拡充等は歳出部面における統治政策

第一節 第二期(自大正八年至昭和六年)文化統治と財政(守成時代)

第二表 朝鮮總督府における第二期歳計の推移 (決算)

(単位 千円)

年 度	歳 入			歳 出		
	経 常	臨 時	計	経 常	臨 時	計
大正 7	59,371	40,740	100,112	34,811	29,251	64,062
8	73,951	51,852	125,803	39,248	53,778	93,026
9	71,343	75,000	146,343	64,213	58,008	122,221
10	93,417	81,717	175,134	91,366	57,047	148,414
11	100,248	69,112	169,360	96,089	59,023	155,113
12	90,885	61,828	152,713	94,560	50,207	144,768
13	99,799	43,206	143,006	97,246	37,563	134,810
14	143,254	41,646	184,901	129,387	42,375	171,763
昭和 1	159,646	52,062	211,708	138,000	51,469	189,470
2	172,995	61,248	234,243	151,637	59,215	210,852
3	176,708	61,443	238,152	156,418	61,271	217,690
4	184,069	56,509	240,579	160,905	63,834	224,740
5	170,701	47,508	218,210	156,616	52,107	208,724
6	174,713	40,240	214,954	158,276	49,506	207,782

備考：朝鮮總督府『朝鮮總督府統計年報』により作成。単位以下切りすて。

加え、もって収益税組織を中心とする租税制度を確立した。

公債金、事業資金借入金は、大正八年度の千四百万円より、大正九年度三千万円、大正十年度三千九百万円と、二ないし二・五倍の増加を示したが、これも政策変更に対する一時的現象で、大正十一年度二千九百万円、大正十二年度二千万円と減少、以後一ないし二千万円の間を上下するに止まったのである。

専売制度の実施および鉄道の總督府経営への移管により、官業収入は大正八年度の二千万円より、大正十年度五千万円、大正十四年度九千六百万円、昭和六年度の一億四千九百万円と増収を示し、総収入において五〇パーセント以上を占めるようになった。

第三章 財 政



第四表 朝鮮總督府特別會計に

	大正 7	8	9	10	11	12
李家歳費	1,500	1,500	1,500	1,800	1,800	1,800
中央行政費	3,618	4,222	5,483	6,936	8,263	7,786
地方行政費	4,440	5,352	8,503	10,133	10,711	10,335
警務費	4,403	4,840	16,702	22,754	22,265	21,924
医務及衛生費	729	953	1,765	1,882	1,655	1,735
勸業費	3,573	4,196	5,864	8,797	11,757	10,627
官業費	21,590	24,567	33,570	68,742	57,653	51,241
国債諸費	7,674	6,032	7,441	9,485	12,700	12,797
其他諸費	3,554	6,787	4,351	899	2,141	1,083
裁判及監獄費	3,049	3,528	6,034	7,117	6,962	7,294
教育費	2,195	2,403	4,595	6,099	6,279	5,995
営繕費	2,788	4,064	8,897	8,582	7,297	4,703
予備費	1,500	1,500	2,500	2,500	1,590	2,500
治道海関その他土木費	4,522	7,610	7,108	6,743	7,914	6,181
總計	65,141	77,560	114,316	162,474	158,993	146,007

備考：朝鮮總督府『施政二十五年史』により作成。単位以下切りす。

六百万円を増加し二千二百万円となっている。騒擾事件によりいかに治安の確保に努力を要したかが明らかであるが、さらに注意すべきは、その後の推移が十年度を最高として漸減の方向に進み、大体において二千万円の線を上下したことであり、他の経費の漸増傾向に比較し特に対照的な現象であり、社会一般の不安定の中にありともかく治安の確保、民生の安定化の傾向を物語るものである。

大正十二年の関東大震災、大戦後の反動による財界の不況は財政の緊縮を不可避ならしめ、経費の節約、継続事業の繰り延べにより支出の制限を加えなければならなくなった。その後不況に次ぐ不況の継続によりこの期末まで緊縮財政の維持を余儀なくされたのである。貿易の不

における第二期歳出目的別予算額

(単位 千円)

13	14	昭和 1	2	3	4	5	6
1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
8,227	6,664	6,812	7,542	7,619	8,033	7,925	7,653
11,096	8,933	9,660	10,261	10,307	10,840	10,899	10,491
22,402	20,053	19,942	20,198	20,939	21,461	21,131	20,301
1,747	2,374	2,082	2,371	1,703	1,619	1,577	1,490
11,724	13,645	16,333	17,660	17,707	20,541	17,971	17,773
45,356	86,056	94,263	102,158	111,699	122,929	121,028	120,038
13,568	14,599	15,120	16,817	17,616	19,447	23,525	24,707
1,017	1,331	725	728	826	3,310	542	3,419
7,567	6,970	7,049	7,600	7,666	8,215	8,219	7,777
6,017	5,336	6,212	6,684	7,842	8,567	8,464	8,187
4,362	2,021	2,552	3,551	2,620	3,389	2,160	2,191
3,250	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
4,621	5,794	9,432	11,033	11,897	14,196	11,983	10,590
142,760	178,082	194,487	210,910	222,746	246,852	239,599	238,923

第三章 財政

三六

の著しい現われであり、この事は歳出部面を検討することによりはつきりするのである。

### 三 歳出の変遷

第二期の歳出を目的別に分類すると第四表のごとくである。第一期の治道海関土木費、官業費、地方行政費、警務諸費等の順位は、大正八年度よりは官業費が第一位を占め、警務費がこれに次ぎ、営繕費、地方行政費、国債費がさらにこれに次ぐものとなっている。

官業の増加は前述のごとく、煙草専売の実施(大正十年)、さらに鉄道の直営(大正十四年)による経営費の増加によるものである。

大正九年度警務費は前年に比し約一千二百万円を増加し、約四倍の額となり、さらに十年度には

振、世界的農業恐慌の襲来により農村の疲弊、窮乏は甚しく、文化統治の方向も多大の制約を受けねばならなかったのである。しかもなお文化施設の充実、教育勸業等の諸経費の支出は無理を押し強行せられた。

人員の整理、既定経費の整理等による中央行政費の削減は大正十二年度以降続けられ、これに反し施政第一の方針たる地方自治の方向は強く実行され、地方庁経費支出は大正九年度八百万円より十年度には一躍三千三百万円となり、その後もこの線を維持した。

教育費は大正八年度の二百四十万円より九年度四百五十万円、十一年度七百三十万円、昭和六年度八百二十万円と増加を示したのである。総督府特別会計において取り扱う教育部門は京城帝国大学その他中等教育以上の部門が主であり、初等教育の大半は地方財政部門で行なわれたのであり、この面における増加の趨勢も相当大である。昭和初期よりの農村恐慌は深刻な問題となり、朝鮮統治の方策はこれが全面的救済に全力を注がねばならなくなった。これがため財政支出も産業開発の面に重点が置かれ、特に産米増殖に関する施設、治水事業に関しては全力をあげ、大正八・九年度の五百八十万円より十年度八百七十万円となり、十四年度には一千三百万円、十五年度一千六百万円、昭和四年度二千万円を計上したのである。

これと並行して鉄道敷設延長ならびに改良、あるいは私設鉄道買収が行なわれ、建設改良費として大正八年度には一千五百万円、十一年度には二千万円となり、十四年度には鉄道作業費として四千万円、昭和三年度には四千七百万円となり、官業費の大部分を占めたのである。

かかる朝鮮鉄道網の完成が産業開発のため果たした役割はすこぶる大であり、港湾施設の整備とともに大なる寄与をなした。なお注意すべきは鉄道等生産的事業の財源の大部分を公債金によったため、利息支払い、元金返済のための国債整理基金繰り入れの支出は逐年増加の一途をたどり、大正九年度の七百万円はこの期の終りには二千四百万円の巨額に達するに至ったのである。ただしこの歳出は事業収益をもって支弁してなお余りある状態であった事は留意されねばならぬ点である。

## 第二節 第三期（自昭和六年至昭和十二年）農工併進と財政（建設時代）

本期はこれを統治の責に任じた総督の側から見るときは、大部分は宇垣陸軍大将総督の時代であり、南陸軍大将総督統治の時代が一年足らずまたがっている。

### 一 歴代総督の統治方針と政策

#### 1 宇垣総督時代

本期は昭和六年六月十七日より昭和十二年八月五日に至るおよそ五年二カ月の間であり、宇垣総督はさきに約五カ月間総督代理としてその職にあった事があり、就任とともに新たに計画を樹立し、建設的大発展の一時期を

現出せしめたのである。当初昭和六年九月十八日には満洲事変の突発を見、朝鮮に及ぼした政治上経済上の影響もまたすこぶる大であった。

#### 宇垣総督の施政方針

総督着任に際し声明書を発し、次のとき施政の方針を明らかにした。

- 一、新たに打開建直しの要あること。
  - 二、官民を論ぜず内鮮人を問わず、渾和融合一体一元となり、勇猛心を奮起して豊かなる天賦の資源開拓に努力すべきこと。
  - 三、理想と信念とをもって実生活にそくし、物心両面の生活安定を図るをもって第一義とし、半島一帯の空気を以て益々明朗快活ならしめさらに進んで幸福増進を期すること。
- かくて着任後これが具体化に努め、翌七年六月はじめて農山漁村の振興、自力更生運動の実施計画を発表しこれが実行に入った。この運動は本期における全施政の中樞をなすものであり、主なる項目は、(一)朝鮮農地令の実施による小作権の確立、(二)税制整理による農村負担の軽減、(三)低利資金の融通による農家高利負債の借換、(四)低利資金の融通増加と自作農地の創定、(五)米穀問題の根本的対策と米価の安定、(六)小産業法人の設置と農村販売、購買の合理化、(七)多角農業主義による南棉北羊奨励、(八)農業、林業の協調を助長すべき農用林地の設置、(九)西北鮮および満洲への移民奨励、(十)農村窮迫緩和の目的よりする工業の誘致、(十一)簡易学校と実業補導、(十二)儀礼準則の

創定発布等である。

右のほか税制の根本整理、産金奨励、北鮮開拓、満洲国対策等が重要なものとして挙げられるであろう。

#### 本期の重要政策

##### (一) 農山漁村の振興と自力更生運動

朝鮮総人口の約六五パーセントを占める小作農階級の窮乏は多年にわたる秕政によりその極に達し、歴代総督の努力にもかかわらずその多くは生活向上の自覚に乏しく、低級の生活に甘んじ、年々歳々食糧の不足を訴え、高利の負債が増大するのみであった。その対策として、土木・砂防事業等の労銀撒布による救済施設が多くとられたのであるが、その効果は永続性に乏しく、真に農村を救い農家を立ち上げさせるには、自力更生による農家経済建て直しの方策を立てるを要したのである。

農家自身の奮励努力により物心両面において現在の窮境より更生する自力更生運動を展開するとともに、同運動を助成するため農民に刺激を与え、生活の改善に資すべき種々なる施策をなす振興対策を立てたのである。

しかし従来多くの計画が、部落単位もしくは面、郡等を単位として奨励せられたるに反し、各戸の農民を奨励の単位となし、戸ごとに適応せる更生計画を樹立し、順次進んで一面、一郡に、一道全鮮に及ぼさんとするにある。さらに重点を精神方面に置き、自己の確信をもって更生の道に進ましむるを根本とし、外部より与えたる一時的施策でなく、内部より誘発する自覚にまつたのである。その第一期工作として、昭和七年七月、道知事会

議を開催し本運動の趣旨および方針を示し、次いで朝鮮総督府農村振興委員会を設置して実施方法を審議し、各道、各郡島、各邑におのおの振興委員会を設立せしめてこれが奨励の機関となし、時局匡救講習会を開催して関係官吏に計画の趣旨方法を授け、さらに昭和八年三月には、政務総監名をもって「農家経済更生計画に関する件」を発し要諦、目標等を指示し、十年四月、全鮮農山漁村振興関係大会を開催し計画実施の成績に就いて審議を遂げた。八、九兩年においては五千百十部落、農家十二万戸に対し更生計画を實行し、多大の成果を挙げ貧窮を免れ生活の安定を得、また一般農民に対しても民心の作興、勤勞精神の勃興、婦人の自覚と屋外労働の實行、生活改善、消費節約等をはじめ、一般營農の改善、余剩労働の消化、副業の増進、隣保共助等各般にわたり大なる反響をもたらした。

全鮮において更生の要ある窮乏農民の見込みはおおよそ二百三十万戸に達し、その後引き続き年次的に更生計画を拡充せんとする方針を立て、昭和二十二年度をもって完了せんとした。なおこの運動を助成する目的をもって、農地令の施行、自作農の創定、税制の整理、高利負債の整理等の諸施策を實行した。

#### (二) 北鮮開拓事業

北鮮地方中鴨緑、豆満兩江の上流たる高原地帯における全区域の七割、すなわち面積二百十六万町歩は国有林野であるが、交通運搬の便すこぶる不良なため、その多くはいたずらに枯死腐朽し、かつ火田民の冒耕火入れにより年々広大なる美林が焼燼せられる状態におかれている。これが保護増殖と利用開発を図るは国家産業資源の開発の点よりしてはもちろん、国境地帯の経営の関係より見てもきわめて重要である。これがため昭和七年より十五カ年間計画総予算二千六百八十三万三千円をもって開発に当たらんとした。

一、北鮮拓殖道路 重要道路中二等道路五百三十八軒、三等道路二百三十九軒を昭和七年度より十五カ年計画で改修。

二、北鮮拓殖鉄道 前項道路と相まって最も急を要するものとして、白岩、茂山間に狭軌鉄道（延長一八八軒軌間〇・七六二米）を七年度以後六カ年継続事業として七年十一月起工。

三、森林開発 白頭山を中心とする森林約八十万町歩を目標として、拓殖鉄道（白茂線）および恵山線と連繫する森林鉄道のほか、山元より森林鉄道まで軌道を敷設した。昭和九年末までに森林鉄道は六百米を、軌道は三十二軒を完成した。

四、火田民指導 火田民は昭和六年末現在で火田面積十二万四千余町歩、耕作戸数二十六万九千九百余、人口百三十九万九千四百余人という膨大な数に達している。北鮮八郡の耕地総面積の三三パーセント、総戸数の四七パーセント、総人口の四五パーセントを占め、これが対策は最も重要にして至難の事とされた。まず現有耕地はそのまま認め、保安、営林上特に廢耕を要すものは別に農耕適地を替分し、耕地の不足せるものは補給し、火田民五百戸に一カ所の割合で、小農指導区を置き、これに指導手一名を、また十指導区に一カ所の割合で山農指導区監督事務所を置きこれを指導せしめた。

五、その他森林保護に万全を期するとともに、緬羊飼育、亜麻栽培に対し奨励を行なった。

(三) 産米増殖計画の中止と工業発展

大正九年来鋭意実施中であった産米増殖計画は、昭和二、三年頃より起こった財界の不況に次ぐに、昭和五年大豊作の影響による米価の大暴落等により、その遂行上困難を生ずるに至り、昭和九年五月をもって中止のやむなきに至り、専ら既設事業の完成に力を注ぐ事となった。

ここに至り米穀単種耕作型産業政策は行き詰まり、他になんらかの打開策が求められた。時あたかも流域変更方式の採用による朝鮮水力電気資源の再発見と、満洲国の独立に伴う市場の開拓があり、日本内地が統制経済に入るとともに、朝鮮は投資にとって自由の天地として求められ、ここに産業革命とも称すべき大規模工業の発達を見るに至った。

すなわち朝鮮窒素肥料会社の長津江水力電気株式会社、硬化油工場、火薬工場をはじめとし、ビール工場、人絹工場、澱粉工場等ぞくぞく建設を見るに至った。

## 2 南総督時代

南総督在任は約六カ年近くである。しかして昭和十一年八月総督に就任後一年たらずして支那事変勃発し以来わが国は準戦時体制に突入したのであるから、南総督の統治時代はほとんど次の第四期に属するのであり、この第三期に属する一年間は第四期に入る序曲とも見られる。総督着任の声明書において内鮮融和、鮮満一如をもつ

て統治の基本方針となす旨を明らかにし、内鮮融和については朝鮮人の内地人化を具体的の目標とし、その施策は第四期に入る昭和十二年度初頭の知事会議における政綱発表以後実行に入ったのであり、鮮満一如の理想実現に関しては、総督着任のその年昭和十一年十月関東軍司令官との会見、満洲国名誉総領事館の設置（初代総領事は元知事李範益氏）、満洲国胥国務総理の京城訪問等により具現化の歩度を速め、匪賊掃滅密輸防止の共同対策、鴨緑・豆満両江における橋梁架設（従来は新義州および南陽の二カ所の橋梁のみによって満洲国の対岸安東および個們との交通が行なわれていたのであるが、さらに国境三百余里の両江に十二カ所の橋梁を鮮満折半の経費分担により架設せんことの協定なり、昭和十二年度より着手された）の事も進められ、鴨緑江共同技術会議の組成ならびに水力発電計画、郵便輸送の簡捷および電話の接続等の方面にわたっても満洲国との間に緊密の度が加えられるに至った。

なお南総督着任の直後朝鮮みぞうの風水害あり、治水土木の事も施政の一項目に掲げられたのである。財政において土木費が、昭和十二年度に二千六百二十六万円と前年度より七百万円近く増加した事、ならびに災害復旧費二百二十八万円の計上を見たときは、前述国境橋梁架設と風水害後の治水に力点がおかれた現われである。

## 二 ブロック経済と朝鮮財政

文化政治といわれる第二期の統治方向も、朝鮮経済の面においては内地市場の従属的機構たるのほかは、もっぱら農業的開発を中心とした存在に過ぎなかった。自由通商経済時代における存在としてはこれで充分であり、

その限りにおいて補充金制度を通じて日本財政の負担において維持せられたのである。

世界経済のブロック化、ならびに満洲事変を契機に、朝鮮経済の日本ブロック内における地位が一段と強化せられ、昭和七年以後における朝鮮財政もこの情勢を反映して一步前進したのである。

第二期の齋藤文化統治に代わる宇垣総督より南総督におよぶ第三期の統治方針は、前述のごとくあるいは南棉北羊政策と呼ばれ、あるいは農村振興、農工併進として表わされるが、その根本政策は従来の農業単一政策すなわち内地市場の完全従属政策に代って、朝鮮の経済的地位を一段と高めたものである。国民経済上に占める財政的地位は朝鮮の特殊性により最初より大であったのであるが、世界恐慌後のブロック経済時代においては、自由主義的財政理論を破って増大した。歳計の膨脹率は第二期はもちろん、第一期に比してもはるかに高位にあった。

昭和七年度予算総額二億一千九百万円、八年度二億三千二百万円となり、九年度二億七千四百万円、十年度二億九千万円、十一年度三億二千九百万円に達し、十二年度には四億二千五百万円に至ったのである。

### 三 歳入の近代化

朝鮮経済の東亜ブロック経済内における地位の再認識は、内鮮間の商取引の活発化、諸企業の勃興等により収入の構造を変化せしめ、租税体系を著しく変化させ、所得税、財産税体系の整備を促し近代的、日本的なものに接近せしめたのである。

昭和九年の第二次税制整理の断行により租税体系の面目を一新し、一般個人所得税を創設し租税体系の基礎を確立した。第二にこれにより土地所有者は地税の外に一般所得税を課され、そのための負担過重の傾向に対しては税率の引き下げ、小土地所有者の免税を実行した。第三には相続税を創設して財産課税の端を開いた。第四には清涼飲料税を設け、奢侈品課税の整備をなし、また酒税制度の整備も行なった。

この改革は内鮮租税体系の一元化を図ったものであるが、これとともに朝鮮経済自体の進展に伴う発展的改革の意味をもったのである。その後日本経済の準戦時体制の編成は朝鮮経済にも影響を及ぼし、昭和十年の臨時利得税、十一年製鉄奨励法の改正による所得税、営業税の免税規定の改正、あるいは十二年の朝鮮臨時租税増徴令の制定等が行なわれたのである。なお、この期における注目すべき事は移入税撤廃の問題である。大正九年の統一関税制度の実施以来撤廃方針は決定されていたのであるが、朝鮮財政上の有力な財源たるの関係上その実現はすこぶる困難であった。その後幾多の改正がなされて来たのであるが、昭和九年度よりの税制改革による租税の増徴、一般産業界の好況等により撤廃に決したのである。

第五表に示されるとおりこの期の収入面における特徴は、經常部が昭和七年度の一億七千万円を境に漸増の傾向を示していることである。昭和五年度における二億二百万円、六年度の二億六百万円に比すると、七、八年は著しい減少であるが、これは六年度末に行なわれた金輸出再禁止に伴う景気の好転が、財政収入に現われるのに相当の年限を要した事を物語るものである。昭和九年度は第三種所得税の創設を中心とする税制改革と、財界好

第七表 朝鮮総督府特別会計における第三期歳出目的別予算額

(単位 千円)

	昭和6	7	8	9	10	11	12
李王家歳費	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
中央行政費	7,653	3,472	3,120	3,363	3,291	3,212	4,150
法務費	7,777	7,641	7,875	8,419	9,359	9,496	10,870
地方行政費	10,491	10,305	9,794	6,985	7,367	7,738	8,801
警務費	20,301	19,740	20,229	20,334	20,925	21,341	25,279
医務衛生費	1,490	1,522	1,756	1,645	1,902	2,015	2,064
文教費	8,187	7,593	7,802	9,707	12,078	13,282	14,988
財務費	—	1,914	2,026	5,426	5,871	6,182	6,626
勸業費	17,773	10,362	14,766	24,642	17,860	17,135	26,162
官業費	120,038	26,034	28,616	34,809	36,672	40,428	48,429
交通通信費	—	86,460	88,720	102,814	116,132	138,394	190,902
福利施設費	—	626	633	569	749	1,380	1,643
国債諸費	24,707	23,089	24,633	25,163	27,027	31,012	29,764
土木費	12,781	10,619	11,319	13,912	15,994	19,525	26,260
渉外施設費	—	1,839	2,400	1,898	2,436	1,809	2,189
災害復旧費	—	—	—	—	—	—	2,283
其他諸費	5,919	6,357	6,530	13,141	10,796	14,890	22,905
総計	238,923	219,381	232,026	274,634	290,267	329,645	425,123

備考：昭和6年度は朝鮮総督府『施政二十五年史』昭和10年度以降は同『施政三十年史』により、その他は朝鮮総督府作成資料による。

四 歳出の構成

予算総額は三億二千四百万円に達した。

この期の歳出は、初期においては前期と同じく、世界的不況の余燼未だ全くさめきらず、やはり沈滞的な推移を示しているが、後半より景気の回復、戦時財政への転換による相当の活気を呈するに至ったのである。

そのため前期における中央行政費、地方行政費、あるいは法務費、警務費等、行政面における財政支出は極度に圧縮せられ、ほとんど

第五表 朝鮮総督府における第三期歳計の推移 (決算)

(単位 千円)

年度	歳入			歳出		
	経常	臨時	計	経常	臨時	計
昭和6	174,713	40,240	214,954	158,276	49,506	207,782
7	176,418	43,881	220,300	159,476	55,018	214,494
8	199,418	52,654	252,073	167,479	61,744	229,224
9	236,526	64,415	300,942	192,304	76,044	268,349
10	262,362	67,857	330,219	205,979	77,979	283,958
11	297,067	87,426	384,493	226,826	97,645	324,472
12	341,262	129,445	470,708	253,755	153,271	407,027

備考：朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』により作成。単位以下切りすて。

第六表 朝鮮総督府特別会計における第三期歳入内訳 (決算)

(単位 千円)

年度	経常部			臨時部			
	租税及紙印	官業及官有財産	その他	公債及借入金	前年度剰余金	補充金	その他
昭和6	51,098	121,136	2,478	13,214	9,485	15,473	2,066
7	52,926	121,028	2,463	23,035	7,171	12,913	761
8	61,522	135,193	2,702	32,648	5,805	12,853	1,346
9	72,799	160,606	3,120	27,926	22,849	12,825	814
10	83,033	175,927	3,401	20,922	32,592	12,825	1,515
11	95,245	198,141	3,680	26,121	46,260	12,918	2,125
12	101,377	235,939	3,945	51,003	60,021	12,913	5,507

備考：朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』により作成。単位以下切りすて。

転による官業諸収入の増加により経常収入のみで二億二千万円に達した。十、十一年度は引き続き財界の好況により経常収入の増加は依然たるものがあり、十一年度には二億七千万円に達したのである。十二年度には中央政府の方針による新税の創設および税令の一部改正のほか、煙草および郵便料金の値上げ実施に伴い、経常収入

第八表 朝鮮總督府特別會計における第三期歳出予算目的別増加指数  
(單位 %)

	昭和7	8	9	10	11	12
李王家歳費	100	100	100	100	100	100
中央行政費	100	90	97	94	93	119
法務費	100	103	110	122	124	142
地方行政費	100	94	68	71	75	85
警務費	100	103	104	106	108	128
医務及衛生費	100	117	108	125	134	136
文教費	100	103	128	159	176	196
財務費	100	106	282	306	322	346
勸業費	100	147	239	173	169	266
官業費	100	111	133	141	161	185
交通通信費	100	102	120	134	160	222
福利施設費	100	101	91	119	221	263
國債諸費	100	103	110	117	134	130
土木費	100	106	131	150	164	245
涉外施設費	100	132	103	133	99	119
其他諸費	100	102	205	168	232	421
總計	100	106	125	132	149	195

備考：朝鮮總督府作成資料による。

増大の勢いを見せず、総額の変化に比べれば減少の傾向さえ示した。人員整理、経費の節約等による行政費の縮小が行なわれ、しかも他方農業恐慌による農村の貧窮化ははなはだしく、米穀移出は日本内地の農民を圧迫するために、米作そのものを否定し前期に多大の期待をもって出発した増米計画も行きづまり、打開策としていわゆる南棉北羊政策が推進される事となった。この間の事情は勸業費の推移に明らかで、窮迫せる財政よりの多大の支出が昭和九年増米計画の中止と共に急激に減少し、新たな観点よりする農業振興のため、期末より再び増大の一途を進んだのである。

それに次いで増加の顕著なるものは文教費であり、初等教育振興に関する地方財政に対する援助が主なるものである。財務費が昭和九年度より累増を示しているのは、昭和九年の大税制改革の実施に伴う諸経費の支出によるのである。

満洲事変と共に朝鮮の役割も大となり、鉄道通信部門の整備が急務となり、特に満洲との連絡橋梁、鉄道、電信電話施設の充実に重点がおかれたのである。

昭和九年夏季の風水害は発展途上の朝鮮に多大の打撃を与え、これが復旧のため多額の土木費が支出された。国債に関する諸費用は依然増加の一途をたどり、朝鮮財政上重要な地位を占めるに至った。

### 第三節 第四期(自昭和十二年(至昭和二十年) 戦争と財政(臨戦時代))

#### 一 歴代總督の統治方針と政策

本期は昭和十二年七月支那事変勃発より太平洋戦争終戦の昭和二十年八月までの八カ年間にわたる準戦ないし戦争時代である。総督は南、小磯、阿部各陸軍大将の三代であるが、南總督は昭和十一年八月總督に着任し戦争勃発の翌年昭和十七年五月に退任したのであるから、本期における南總督の統治はおよそ四カ年にわたり、小磯總督は昭和十七年から十九年迄二カ年余、阿部總督はこれにつづく一カ年余の在職であった。



## 1 南総督時代（自昭和十二年七月至昭和十七年五月）

## 本期の施政方針

満洲事変後日本内地における左翼勢力の敗退とともに、朝鮮においても漸次民族主義を標榜する左翼勢力の転向相次ぎ、都邑農村各地における熱誠なる銃後運動とともに人心の安定、治安の確立は一応成ったこととであった。総督着任とともに声明書において、内鮮融和、満洲国との共存共栄をもって統治の方針となし、昭和十二年四月の道知事会議において、国体明徴、鮮満一如、教学振作、農工併進、庶政刷新の五大政綱を発表して庶政展開の具体的指標を明らかにした。内鮮一体の方針の下に、右の五大政綱をもって本期の政策が貫徹されたといっても過言でないくらいあらゆる面に強化具体化された。

すなわち教育令改正となり、志願兵制度となり、氏制度の創始、満洲中央協和会との連絡等となった。さらに一面地下資源開発奨励、産米増殖計画の再興となり、その他種々重要な施策となって現われた。

鮮満一如の理想実現に関しては昭和十一年十月関東軍司令官との会見、満洲国名誉総領事館の設置、満洲国国務総理の京城訪問等により具現化の速度をはやめ、掃匪密輸の共同対策、鴨豆両江における橋梁架設、鴨緑江共同技術会議ならびに水力発電計画、郵便輸送の簡素化および電話の接続等諸方面にわたって鮮満緊密の度が加えられた。

農産、ことに米産に対しては鮮内官民全力を挙げてこれに当たったにもかかわらず、昭和十四年全鮮にわたり

みぞうの旱害を蒙り、その後も天候に恵まれず、わが国の食糧難はこの年よりはじまったといつてよからう。

## 本期の重要政策

## (一) 治安の確保と警察機構の整備

鮮内における民心の動向は、前述のごとく満洲事変を契機として好転し、従来朝鮮統治上幾多の困難と障害となっていた民族、共産両運動も表面漸次鎮静に向かったものの、日華事変の勃発とともに再び政治的経済的動揺の色は蔽いがたいものがあつた。しかし、その後時局認識啓蒙運動、流言飛語その他の不穏行動に対する取締りと、中国における戦局の推移により次第に日本の力を再認識し、また日本国民としての観念を持つに至り、かくて昭和十三年朝鮮人特別志願兵制度の創設は人心に一つの転機を与ふるのに大なる影響があつた。

従来ともすれば民族意識をあまり、政治行動に出でんとした基督教、天道教、侍天教等の宗教団体および類似団体も愛国的行事を計画し、あるいはこれに合流するものが続出したのは、当局の指導奨励による点もあるが時局に対し超然たり得ざるまでに変化していたのである。

事変当初きわめて無関心をもって臨んだ一般朝鮮人もしいにその態度を改め、国防献金、慰問金、恤兵金等の醸出その他の時局活動に積極的に奔走する等注目すべき変化を示した。

事変の発生とともに警察事務は激増の一途をたどった。すなわち外謀取締、防空警備、経済統制、金の密輸取締、志願兵制度に関する事務等である。防空施設については昭和八年来、総督府と朝鮮軍との間に防空協定に関

する取りきめを行ない、以後その整備をなしてきたのであるが、事変を契機として急速に充実されるに至った。昭和十四年警務局に防護課を設け消防、水防を共に一括管掌することとなり、従来の防護団・消防組・水防団等を一元化して警防団となし、団数二千四百二十七、団員数二十万人に達した。

国家総力戦体制が強化されるとともに統制経済となり、物資動員計画の樹立、物資の生産、配給、消費、輸出入、価格に強力な統制が加えられ、これに伴い発生する犯罪に対処するため昭和十三年十一月警務局警務課に経済警察係を設置各道にもこれを設け、全般的指導統制に当たることとなった。

#### (二) 産業一般に対する対策

米作に重点を置いた原始産業を中心とした朝鮮の開発も逐年近代産業へ変化をとげ、日華事変の勃発によりさらにこれが推進され、重化学工業全盛の時代を現出せしめるようになった。朝鮮工業化とともに内地、満洲との問題も生じ、これがブロック的調整を図る必要があり、さらに朝鮮産業経済の抛るべき確固たる方針ならびに具体的施策計画の樹立に資するため、昭和十一年朝鮮産業経済調査会を設置し、政治および経済の連関を図り、国策担当上総督の諮問機関として時局対策調査会を昭和十三年設置し、また物資動員ならびに生産力拡充計画の企画に関する事項を管掌するため資源課を設け、さらに殖産局に臨時物資調整課を設け、鮮内における物資配給調整に関する事務を取り扱う事になった。事変の長期化とともに昭和十四年十一月資源課および物資調整課の事務を統合して企画部となした。

物資の統制に関しては、おおむね日本内地に順応して行なわれ、物資の使用製造その他の制限、主要物資の配給統制、暴利取締強化、公定価格制度の実施、価格等統制令の施行、奢侈品等製造販売制限規則の発布等の重要規則の発布相次ぎ、国民経済の水準維持、戦力の増出に努めたものである。

#### (三) 米穀その他に対する対策

朝鮮農業力の強化拡充は戦局とともに次第に重要視され、ことに米穀の需給関係は漸次緊迫を告げ、朝鮮においても急速な増産が計画されるに至った。稲作栽培技術の改善向上、農業労力の調整、種子更新事業および病虫害防除の強化徹底、自給肥料の増産増施等稲作経営の改善を基調とするもので、直接指導に当たるべき郡農会、邑面指導職員の充実整備に重点を置いた。すなわち従来の産米増殖計画の耕種法改善の重点は、金肥の施用と種子更新事業の奨励にあったが、今度はあらゆる角度よりする施策をなす事としたのである。

土地改良事業については、急速なる増産計画のため主として既成畝の灌漑改善に重点を置き、新規開畝は特に限られたものとされた。

米穀の消費は年々増加の一途をたどり、昭和十四年の大旱害も伴って半島食糧事情も急激に悪化し、雑穀輸入関税の免除、粃出荷の恣憑、金融取締による市場出回り促進、最高米価の公定等積極的対策を講じ、さらに朝鮮白米取締規則を発布、朝鮮米穀市場株式会社の設立、雑穀価格の公定、朝鮮米穀配給調整令等統制強化の一途をたどりこれに対応した。

## (四) 産金五カ年計画

国際収支の調整を期し正貨準備を強固ならしめんがため、昭和十二年産金五カ年計画が確立せられ「朝鮮産金令」を公布しこれが促進に努力した。この計画は昭和十一年の産金高二十噸約六千八百万円を、昭和十三年以降五カ年間に積極的増産を行ない、昭和十七年には年産七十五噸に達せしめんとするものであり、本邦産金量の約五五パーセントを目標とした。

奨励および助成施策としては、採鉱奨励金交付規則を改正し、鑿岩機設備奨励、鉍製錬設備奨励、全鉍業共同施設奨励、あるいは低品位含金鉍物売鉍奨励をなし、おのおの奨励金を交付、あるいは買上価格の割増制度を設け、金山金融機関として日本産金振興株式会社が設立され、また子会社たる朝鮮金山開発会社により主として小金山の採鉍の受託経営および採鉍資金の融通をなし、鑿岩工の養成に努める等あらゆる努力を傾注しこれが完遂に邁進したのである。

## (五) 朝鮮民事令の改正

半島人の親族および相続関係においては原則として慣習によつたのであるが、昭和十二年四月司法法規改正調査委員会を設け、これが全般的立法に着手した。

しかるにこれと並んで、以前より半島人間に養子制度に対する要望強く、また日本式氏姓を名のらんとする要望続出するに至つたので、これが慎重審議の結果民事令の改正を行ない、昭和十五年二月実施するに至つた。

氏制度の施行は半島統治上一時代をかくする重大な制度であり、朝鮮人の要望にこたえるとともに内鮮一体の具現化に資せんとしたのである。しかしながら飽くまで自発的なるべき創氏が地方官庁により自己の成績の尺度と考えられ、形式的皇民化運動に利用せられ、強制的なものとなり、創氏戸数七割以上という成績にもかかわらず多くの反感を買つた。

「異姓不養」の原則を緩和し、異姓養子および婿養子を認めたのは、創氏制度と共に原始的社會關係より近代的家中心の生活に轉換の一步と見られおおいに注目さるべきものである。

## (六) 陸軍特別志願兵制度

戦争の推移とともに朝鮮人の國家觀念に一転機をもたらした事は前述のごとくであるが、内鮮一体となり國策の遂行に当たらんとする氣運ようやく高まりつつあった。それとともに朝鮮人有識者間にも兵役義務負担の主張が漸次見られるようになり、昭和十三年一月十五日朝鮮人に対する志願兵制度計画の趣旨が発表せられ、二月二十二日「陸軍特別志願兵令」が公布せられた。これとともに朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所が設立され、軍隊生活の基礎教育を施す事となつた。

## (七) 國民精神總動員運動

日本内地における總動員連盟の結成に呼応し、朝鮮人の皇民化、ならびに内鮮一体の徹底を図るを目的として國民精神總動員運動が展開されるに至つた。すなわち昭和十三年七月七日中央本部的団体なる朝鮮連盟の下に、

各地道以下の地方連盟およびこれを構成する愛国班と各種連盟を結成し、国民運動の機関となした。

この運動の主要なる事項は、愛国日の設定、皇国臣民の誓詞制度、諸週間行事の実施等であり、宮城遙拝、勤労貯蓄を本運動発展の礎石となした。

## 2 小磯総督時代

本期は昭和十七年五月二十九日より十九年七月二十四日までの二年二カ月である。日本が米英を主とせる連合国と戦端を開きてより半歳、緒戦の戦果なお赫々たる期に小磯大将総督に任ぜられたのであるが、昭和十九年夏戦勢全くわれに不利となり、東条内閣が倒れその後を襲って最も困難なる国政処理の局に当たるため総督の任を退くに至るまで、二カ年有余真に非常の時期であった。総督の統治半ばにして戦局われに利あらず、今日より見ればサイパンの失陥により戦局の帰趨既に定まっていたのであるが、サイパンの戦局危急を報ぜられたる当時、東条内閣総理大臣に対して「万一サイパン陥落せんか朝鮮民心に及ぼす影響甚大なるものあり、統治上由々敷事態惹起の懼れなしとせず最善の努力は致すべきも予め含みおかれたき」意味の秘電を發したるに見ても明らかのごとく、小磯統治の後半期にはわが国民漠然たる敗戦の不安に内心焦燥を感じつつも、当時の彼我の態勢、戦局の進展、資源事情、世界各国の動向等勝敗判断の材料につき、真実の姿を知らされざるのみか、かえって逆の国内宣伝により全国民肇国以来のわが国の在り方に信をおき、頼み難きを頼んで、ただひたすら「聖戦」目的の完遂に総力を挙げて猪突猛進するのほかなかつたのである。実力以上の無理な戦争を継続する中央政府の方針

がいかに無理な重圧を朝鮮統治に加えたか、統治の根本方針としてはあくまで半島民衆各々そのところを得、その生に安んぜしめんことを念願とし、統治者としては半島大衆の少なくとも最小限の生活はなんとしてもこれを維持せしめるよう生活必需物資の生産配給に、食糧の増産および確保に、労務の温存に必死の努力がなされたにかかわらず、戦争遂行という至上命令の前には生活必需物資ことに食糧の半強制的供出、労務資源のかなり無理な内地等への送出を余儀なからしめたのであって、ために民心の倦怠離反とその間に跳梁するいわゆる「不逞」思想の底気味悪き底流とを顕在的にも看取せらるるに至り、戦争遂行に寄与しつつ朝鮮統治の目的にそうという二律背反をいかなる程度に調和せしむるかが、当時局に当たるものの最も苦心したところであった。

### 本期の施政方針

昭和十七年六月十八日小磯総督着任の論告中、「惟うに朝鮮統治の方針は一視同仁天皇陛下の臣民として秋毫の差異あることなく各其の所を得其の生に聊し斉しく休明の沢を享けしむる事を期すべき事、炳として既に聖詔に昭示せらるる所にして、実に我國不動の鉄則たり」……「而して半島の興隆と聖戦目的完遂の為、必須不可欠の要件たる国体本義の透徹に至りては、朝野尚未だ十分ならざるの憾あり、就中半島衆庶の現状に於て其の然るを認む庶幾くは聖勅に遵由して更に一段国体の本義に徹し、皇国臣民たるの自覚を徹底向上し、内鮮一体の帰趨をして決して徒なる形式的同調に墮せしむるの悔なきを期し」……「若しそれ施政に至りては断じて現実より遊離すべからず、政治、経済、産業、文教等各般の施政は時勢と民度に適應し、順を遂い序を履んで之を遂行し、

もって朝鮮統治不動の鉄則たる完全なる一視同仁の彼岸に達せん事を期す」云々と告げ、朝鮮統治の鉄則たる完全なる一視同仁、すなわち同化の実をあげるためには、内鮮人渾然一体とならざるべからざる歴史的由縁を深く認識し、内心より盛り上がる意欲と理解とにまたざるべからず、すなわち全半島がわが日本の国体のいかなるものであるかという国体の本義に徹するを第一義とし、戦時中ややもすれば後退せんとする国民道義の頽廢に留意し、「道義は先ず朝鮮から」の意気をもって道義朝鮮の確立を期し、その基盤の上に戦争完遂の為に半島に負荷された物質的、肉体的、精神的あらゆる方面の責務貫徹に総力を結集する事を根本方針としたのである。統治究極の目標たる内鮮一体の実あがりやいなやの指標は、決して「徒なる形式的同調に陥るべからず」表面計数的絢爛さをもって事の真相を見誤るとき事を厳に戒慎し、思想の根底より盛り上がる内鮮一体同化の実を挙揚しなければならぬ事を強調している点、前期の統治方針と対照的とさえ見られるのである。

要するに本期の施政方針は、(一)国体の本義の透徹、(二)道義朝鮮の確立、(三)生産戦力の決勝的増強の三点に要約され、これを貫く施政上の心構えとしては「形を棄てて実に就く」の必要なるゆえんをわきまえ、これが具現化の方策として、

- (一) 官公吏および民間指導層における修養錬成の徹底的実践。
- (二) 朝鮮半島現有資源の急速なる総動員と生産戦力の急速増強ことに食糧、鉱工業、交通、経済統制の面における具体的施策の強化。

(三) 諸般執務の画期的刷新、すなわち吏道の刷新とことに末端行政機構のあり方を反省しこれについては細心の検討と改善とを要望し、上意下達、下意上達および縦横の連絡協調に特に意を用うべきこと。等が政策の主な内容と見ることができ。

#### 本期の重要政策

##### (一) 国体本義の透徹

わが日本の国体がいかなるものであり、肇国の精神がどこに存するやを明らかにし、これを信念として胸奥深く受入れること、すなわち国体の本義に徹することは、世界に類稀なわが国肇国に当たつての宏大仁慈な性質を知ることのほか、特に半島にとっては日本とその祖を同じく発祥を等しくするの史実を明らかにするを得、内鮮一体同化政策の必然性とその可能性とを立証する上に、不可欠なりとする総督の信念より出た本期最高最重要の政策である。それ故に総督自ら壇上に立ち該博な知識と不動の信念とを傾けて説き各種会議の席上常にこれが解明に努力した。

学校教育の教科目の上において、志願兵および徴兵準備訓練の科目において、官公吏をはじめとする各種錬成のための集りの機会において、その他あらゆる機会をとらえ困難ではあるけれどもこれが闡明に指導者は努力すべきことを要請した。

##### (二) 道義朝鮮の確立

戦力の増強は至上命令であるがその根源は国民道義の昂揚にあるとし、その必要性はこれまた国体本義の透徹とともにあらゆる機会に強調したところであるが、これが具現化の方策として半島あげていわゆる錬成に心身を打ち込む事を対策として要求慫慂したのである。この錬成は前期の末南総督自ら朝鮮神宮において禊を中心とする行事に参画躬行しその萌芽はあったのであるが、本期をもって施政中の重要施策として提唱されるにおよび、禊を中心とする一連の行事、国体解明を中心とする一連の精神的訓育を内容とする各種錬成は半島の津々浦々に至るまで盛んに行なわれたのである。

真実の理解の有無はともかく、具体的施策として、(a)官公吏および民間指導者層の錬成、(b)学生生徒の錬成、(c)男子国民学校教員の再訓練、(d)男子および女子青年の特別錬成、(e)国民総力運動の面よりする強化が挙げられる。

(a) 官公吏および民間指導者層の錬成 半島においては官公吏たる者の言行が民衆に及ぼす影響の大なる事は内地の比に非ず、ここに思いをいたし、己を錬り皇国臣民の道に邁進するの気魄を養い、率先垂範するの要特に緊切なるものある点に留意し、総督府の官吏をうって一丸とする中央の錬成にならない、道より面に至る各行政機関はもちろん、民間各職域においても全鮮的に団体的行事として総督府提示の実践要綱の線にそい、錬成を实行了したのである。これが機関として京城竜山に総督府指導者錬成所を新設し、上は勅任官から下は郡の主任級に至る道および民間の指導者層を加入せしめ、各道またおのおの地方に錬成所を設置した。総督府指導者錬成所は

六錬成部のほか研究部を併置し、京城帝国大学文学部と連繫しつつ国体の本義解明の事業を行なうこととしたのである。

(b) 学生生徒の錬成 学生生徒に対しては、本来の訓育に当たり特に道義の昂揚に留意すべく要請された事もちろんであるが、当時勞力不足補充の一法として青年学徒に勤勞が強要されていた実績にかんがみ、国民学校以上の生徒をして農業報国運動に参加せしめ一面農産物増産、一面錬成の実をあげることが提唱されたのである。

(c) 男子国民学校教員の再訓練 国民学校生徒に対する訓育が国家興隆の基本たるに思いをいたし、その教員の資質向上は最も必要とするところなるにかんがみ、一面待遇改善の施策をなすとともに、これに再訓練を施すこととし、従来の教学研究所を組織拡充し相当の予算を計上させたのである。

(d) 男子および女子青年の特別錬成 昭和十九年度に内地同様の徴兵制度が半島にも実施されたのであるが(後述)、徴兵適齢者数推定約二十二万人の半数は初等教育未就学者たる実情にかんがみ、入隊前これに予備教育を施し、帝国軍人としての資質の不備を補うため、約千万円の経費を投じ中堅たるべき男子青年十一万人の錬成が実施された。施設は主として全鮮の国民学校を利用し、在職軍人および国民学校教職員をしてこの任にあたらしめたのである。

女子青年に至っては初等教育未終了者はその総数の約七割を占め、義務教育実施の昭和二十一年度(後述)に

ようやく半数を就学せしめ得る実情にかんがみ、全鮮二千数百カ所に女子青年特別錬成所を設置し、十六歳以上の女子約十万余人に国語の習得、女性としての躰、皇国民としての啓蒙に資するの策が講ぜられたのである。

(e) 国民総力運動 前期より活発に展開されていたが、本期においては特に錬成部を新設し、内地より錬達の指導者を招聘、全鮮にわたる民間運動として各地に道場を設け神域を利用する等全鮮錬成の本運動の一翼を担ったのである。

(f) 朝鮮人巡査の錬成、経済警察と民衆との関係 この部面が適正公平なるやいなやが行政の効果を左右し、民衆の政治に対する信念を決するポイントである点に思いをいたし、巡査の待遇改善とあわせこれが志操の堅実さ吏道を正しく歩む事に誤りなからしむるため、内地人巡査のやや完備せる施設に比し、朝鮮人巡査の教養はこれを各道に任せてあった状態を改め、相当整備した訓練機関を京城に新設し、むしろ朝鮮人巡査の資質の向上を計ることに異常な努力が払われたのである。

(三) 戦力増強のための施策

戦力増強のための施策としては、(a) 戦略物資の増産、(b) 資源の利用増進、回収および節約、(c) 労務対策、(d) 国民貯蓄の増強、(e) 輸送力の強化と造船、(f) 治安の維持、(g) 防空施設の充実、(h) 第一線地方行政の刷新強化、等が重要政策として掲げられているが、さらに右の中の主な事項を細分すれば、

(a) 戦略物資の増産

(1) 食糧対策

- (イ) 米の増産
- (ロ) 畑作の奨励
- (ハ) 肥料および塩その他の増産
- (ニ) 鱒不漁の対策
- (ホ) 農村再編成問題
- (ヘ) 農器具の改良および普及
- (2) 重要鉱工業の発展増産
- (イ) 石炭対策
- (ロ) 鉄の増産ことに小型熔鉱炉の普及促進
- (ハ) 軍需鉱物増産施設、産金奨励の中止対策
- (3) 電力の統制
- (4) 松炭油等物資の増産奨励

(1) 食糧対策

(イ) 米の増産 増米計画の完遂。前期の末に樹立された昭和十七年度改訂増米計画、すなわち昭和二十年を

期し一千百三十八万石を増産し総収量三千四百万石を得んとする農業および土地改良事業は、昭和十四年以来連年うち続く米の不作のためますます拍車を加える必要あり、資本金千万元（内、政府出資三百万元）の農地開発営団が設立され、土地改良事業の実行機関としてその成績を挙揚した。

増米のための山間小河川の改修は本期にはじめて着手された新規事業である。国有河川と地方の中小河川との改修はすでに着手実行中であつたが、山麓より中小河川に至る間の谷川の整備は全然放任されているので、昭和十八年より向う十カ年間五千万円の計画をもってこれが改修を行なうこととした。

早害対策として小溜池の築造計画もこれまた本期の突貫工事として総督自ら陣頭に立ち強行した政策である。畜総面積の約半分八十万町歩を占める水利不完全畜の中、簡単な小溜池の築造または小堀の改修によりある程度の早害を防止し得る不良畜二十万町歩に対し、十八年より十九年にかけての一年間にこれ等の施設を完成するため約一億五千万円の予算が計上されたのである。人力をもって目前の早害を克服し一石にても減少を少なからしむるため、異常な熱意と苦心とが払われ、地方第一線はむしろ奔命に疲れる有様であつた。

米その他主食糧に対する価格操作、すなわち生産者に対し所要経費の一部を政府より補給し、または供出者に奨励金を交付する等の価格政策および食糧確保の奨励政策が中央のやり方に順応して益々強化せられ、このため数億の国費の費されたことも重要な食糧対策である。

十八年より新たに食糧管理特別会計を設置し、主食の売買は全部これを政府の手に一元化する食糧管理政策が米について本期に実施された施策として忘るべからざるは、いわゆる供出の事前割当制度が総督の強い主張により群議を廃して昭和十八年初夏より強力に実行された事である。

名実共に実行された。

米について本期に実施された施策として忘るべからざるは、いわゆる供出の事前割当制度が総督の強い主張により群議を廃して昭和十八年初夏より強力に実行された事である。

戦時食糧政策上やむを得ざる事ではあつたが、出来秋における米の供出問題は随分農民の心を暗くし、二、三月の候における追加割当供出のごとに至っては統治全般に非常な悪影響を与えた事実にかんがみ、米の供出につき農民をして安心して耕作に従事し生産意欲を減退せしめざらんことに腐心の結果、作物の植付前に出来秋の総収量と供出高とを予定してこれを各道ごとに割当て、道は各郡ごとにまた郡は邑面にまた邑面はこれを各農家に予め割当ておき、実収が割当て以下の場合には供出高も減額し、以上の場合には原則として供出割当てを増加せざるも、もし割当て以上に供出する者あればこれに対しては特別の報奨金を与えることとし、生産従事者は当初の割当数量はいかなる障害もこれを乗り越えて完遂する意気込をもつといういわゆる生産責任制の下に事前割当制を実行したのである。その精神においてまた理論において非議すべきところもないのであるが、結果において果して約束の如く実行されるかの点については一部に危懼を抱くものもあつた。しかし日本内地においては昭和十九年の議会において食糧増産決議案にほぼ同様の方策が盛られ、このやり方が農民の生産意欲の向上と供出の促進を呼びかける最良の方策として大なる期待が払われ、朝鮮より一年後れて実行に移されたのである。

(四) 畑作の奨励 前期に樹立された麦粟の増産に一層拍車をかけるほか（表については作付方式の転換、二年三作の



奨励)大豆、サツマ芋、馬鈴薯、ことに蔬菜の増産計画が新たにたてられた。農業国たる朝鮮において従来蔬菜類の相当部分が内地より移入されていた事は奇現象であり、内地における生鮮食糧品の統制強化のため移入困難となった応急の対策にはかならぬ。

(イ) 肥料その他の増産対策 硫安窒素肥料等金肥の増産および確保は前期に続き益々その必要度を加えて来たのであって、本期もそのため数千円万の国費が支出された。自給肥料ことに緑肥の増産、下肥の利用は本期の政策として力強く採り上げられた。

また淡水魚類の増産をもって蛋白補給源となす着意の下に土地改良事業の溜池および発電事業のダムを利用する方針を樹て稚魚の育成および放養に努力が払われた。

主として食糧の関係であるが塩の大量増産も本期施政方針の一つである。鮮内食糧塩の消費四十五万噸に対し五千四百町歩の国営天日塩田の生産約三十五万噸ではなお十万噸の不足である。西海岸地方には約八、九千町歩の塩田適地の存するあり、塩の自給を目指して総督府は千数百町歩にわたる塩田築造に着手した。工業塩も当然不足するので、大日本塩業株式会社に三千町歩の塩田築造を行なわしめたのである。従来塩は天日塩(食糧塩の大部分)は政府これを製造し、煎熬塩(食糧塩)は民間にこれが製造を許し輸入塩は政府の管理(政府自ら輸入するかまたは許可を得た業者に輸入せしむ)に属していたが、塩需給の緊迫化に従いこれが消費規制のため全生産および販売共に統制する必要を生じ、昭和十七年夏より塩の製造輸移入、販売を全部政府の手によって行なう完全な塩

専売制が実行されるに至った。ただし塩の専売は純粋な社会政策的専売であり、当初より千数百万円の損失を覚悟し、本期の末北支の貨幣価値が大幅に下落した頃には輸入塩価は暴騰し、そのため塩専売収支に数千万円の赤字を生じたのである。生活必需物資たる塩はできるだけ低廉に一般民衆に供給し生活の安定向上を得しめんとする統治方針の一つの現われにはかならなかつたのである。

(ロ) 鰯不漁の対策 昭和のはじめ頃から鰯は朝鮮水産界の王座を占めるに至り、魚獲の最も多い年はおよそ千四百万樽の獲物があつたが、昭和十四年千二百万樽、十五年千万、十六年六百四十万、十七年七十八万樽という連年の激減ぶりであつた。二百数十統の漁船群数千万円に及ぶ工場施設の処置等関係業者浮沈の問題たることのほか、戦時下食糧および石鹼、ダイナマイトの原料たるグリセリン、飼料、肥料等の供給上大問題となつて来たので、金融問題、漁業者当面の生活および業務継続につき最小限度の対策を講ずるほか、対馬海峡、日本海にわたる大規模な漁群探險を実施し、鰯異変の原因探究に努力したのである。戦時下鰯の不漁は業界はもちろん、半島いな全日本にとって悲しむべき出来事であり、関係者の必死の努力にかかわらず遂に回生の曙光を見出し得ず工場は整理され船舶は陸海軍への徴用ないし供出等におのおの措置されたのである。

(ハ) 農村再編成問題 朝鮮の農民が半島人口の七割を占め、そのまた七割が零細小作農たる事実をひきよめ、小磯総督は着任早々農家が戦時下食糧および労務の給源たる事実と哀れむべき農家の経済的、社会的地位向上という統治方針の推進との二面より、農村の実情を調査、これが実態を把握して一戸当たりの適正耕作面積の

保有、多角営農法、家畜家禽の飼育、副業問題等地方地方にそくした具体的計画を樹て、一面労力の余剰を合理的に転用させることを目標として、農村再編成の事業を行なうことに方針が定められ、十八年度よりこれが基本的調査に着手したのである。この基本的実体調査のほかにとりあえず具体的事項として実行されたのは、小作人の分散、耕地の整理分合と農道精神の確立を目標とする中央および地方における農民道場の設置拡充、および農村中堅人物による農村報国青年隊の内地優良農村への派遣等である。利潤追求の功利主義をすて天地の恩を思う報徳精神に基づく生産意欲の向上を主眼とする日本の農道精神体得には、半島青年の内地農家への派遣同居生活は相当の効果を収め得たと称せられている。

(6) 農器具の改良および普及 農産物の増加に寄与する要素として農器具の重要性につき特に注意が喚起され、半島の土質と耕地の広狭、農作物の種類と民度等各般の点を考慮に入れた従来の研究の成果を実地に施すこととし改良農器具の生産とこれが普及促進とが農産対策中の一つの方針として行なわれたのである。

## (2) 重要鉱工業の増産

(1) 石炭対策 前期に引き続き有煙炭はもちろん無煙炭についても採鉱奨励、選炭設備運搬施設、価格差補給金等各般の増産奨励策がとられたのであるが、本期においては比較的多量に産する無煙炭の利用方法の改善拡大の研究を進め、これをただちに実地に活用する事が強調された。無煙炭を燃料とする小型熔鉱炉設置のひたぶるな奨励のごときはこの適例であった。なお、石炭の販売価格および熱量の調節ならびに配給の適正を期するた

め、特殊会社として配当保証の朝鮮石炭統制株式会社(資本金千円)が昭和十八年に設立された。

戦争の後半期においては生産運輸その他万般にわたり歩調不揃いのため、戦力増強を阻んだ事例も少なくなかったが石炭もその例にもれなかった一つである。すなわち経費と資材と労力を費して増産された百万噸の三陸無煙塊炭が海と陸との運輸面の不調和のため、いたずらに山元に堆積し、固定した資金に対し国家がさらに補償の責に任ぜざるを得なかったがごとき、総合行政の下に比較的足並みを揃え得る筈の朝鮮においてなおかつかくのごとき事例が少なくなかった。

(2) 鉄の増産ことに小型熔鉱炉の普及 朝鮮の鉄鉱石は日本の総生産量のおよそ六割を占める。十億噸以上の埋蔵量といわれる茂山鉄山鉱山開発のため、鉄道港湾等に巨額の官民の資本が投ぜられ開発促進に努力された事は当然である。本期において方針として提唱され内地においてもある程度期待を持たれたのは、朝鮮の平壤・元山方面において多量に産する無煙炭によって製錬可能な日産十噸、二十噸の小型熔鉱炉の建設促進普及である。規模小さく二、三カ月で完成すること、所要資材比較的少なくて事足ること、無煙炭を燃料とすること、原料生産地の山元に手軽に建設し得ること等がその長所として推奨されたところである。

(3) その他軍需鉱物増産 タングステン、コバルト、ニッケル、螢石、石綿、黒鉛等内地にあまり産しない軍需鉱物はほとんどこれを鮮満に依存しなければならない事情に立ち至った本期においては、この方面にも重要な方針として奨励方法が講ぜられた。朝鮮鉱業振興株式会社の資本金を千円から千五百万円(内政府出資半額)増加

して二千五百万円として機構の充実と活動分野の拡大が図られたのも主としてこのためである。

本期における政策としては消極的ではあるが事の重要なものに、金増産政策の中止善後対策がある。昭和十二年に朝鮮産金五カ年計画が立てられ当時年産二十噸程度の産額を急テンポに増加し、昭和十七年には年産七十五噸に達せしむる事を目標に発足したのであった。宇垣総督時代に重要政策として採り上げられた朝鮮産金の増加は、その着眼通り実に目覚ましいものあり、金鉱の発見枚挙にいとまなく周囲の条件さえ整えば目標到達必ずしも不可能でない実情にあった。金探鉱熱は素晴しく金に随伴し副産物として各種重要鉱物の発見相つき、かくて産金奨励は朝鮮金鉱業のみならず他の鉱山開発に重要な役割を果したといひ得るのであるが、産金計画進行中各種の事情に制約され予定通りの産出はできなかったが、最高年産三十數噸に及び日本輸入貿易に対し少なからぬ貢献をなした事は争えぬところである。太平洋戦争に入り輸入資金としての金の必要性の減少と戦略物資としての他の直接軍需に使用すべき鉱物開発の緊急性とのため、昭和十七年より金増産中止の議起り朝鮮においては当初必ずしも同意しなかったのであるが、戦争遂行の至上命令により金増産中止が国の方針として決定せられた。その内容とする所は、(一)銅製錬に不可欠の硫酸、または銅、亜鉛、鉛を相当随伴する金鉱は稼行を継続せしめる、(二)優良鉱山で廃止するを適当としないものは保坑の名において何時にても活動せしめうる仮死の状態に置き政府より一定の補助をする、(三)以上を除く金鉱は全部廃止せしめ評価委員会の議により決定された補償金額を政府より交付する、(四)従事労働者は重点産業の労務者に、また資材もできるだけ軍需重点産業に転用する。大体以上の

方針により十八年はじめより金増産中止の善後措置が具体的に進められたのである。所要資金は全部内地の金資金特別会計より支出される事とした。稼行金山は全鮮で千二百あったが、方針としてこれを継続するもの百、仮死の状態におくべき優良鉱山十三、計百十三、総数の約一割を残し爾余は全部廃坑とされ、労務者十三万人中要整理者八万人にのぼったのである。金鉱業に対する融資総額はおよそ二億円にのぼったのであるが、これが整理は関係当局者の努力と業者の理解とにより大なる混乱を起す事なく比較的順調に進行した。

昭和十三年日本の国策として朝鮮に金の増産の提唱されたことは、あたかも大正十五年米の増産が奨励されたことと相似する。しかして朝鮮の事情によらず中央政府の方針として中止に立ち至った事情もまたその軌を一にする。ただ金の場合にはこれが奨励に対する中央政府よりの助成は米の場合に比しすこぶる厚く、中止に当たつての配意また朝鮮として完全とは言ひ得ないまでも諒とすべき程度であったことはいなめない。これは産金奨励着手に際し米の場合の轍を踏まざるため、朝鮮総督府としては中央政府に対し中央の方針として開発される朝鮮の事業に対しては、資金資材等すべて中央よりの手厚い積極的援助および中止または廃止の場合における十分の補償とを強力に主張、これを貫徹したがためにはかならない。産金のために内地より半島に注ぎこまれた資本は数億に上り、半島としてはこの間ひとり金の生産のみならず、幾多重要な鉱物資源の開発を見たことは本事業の事蹟と言わねばなるまい。

### (3) 電力の統制

軍需物資として緊要なマグネシウム、アルミニウム等軽金属の生産は、国策として朝鮮に全幅の期待をもつことに決定された。これは豊富な電源を擁する半島が、わが国勢力圏内において立地条件上絶対の優位を占めているためにほかならない。この軽金属増産の至上命令を契機として、かねての懸案であった電力統合問題解決の機運が熟したのであった。すなわち電力料金を一定する必要上電力のプール機関創設の要ある事、水電開発工事費の騰貴せる事情にかんがみ政府において助成するの必要を生じ、既存の発電および送電の有力会社を統合して資本金三億四千五百万円の朝鮮電業株式会社を創設し、建設中の発電会社数社をこれに買収合併する事とし、朝鮮総督府はこの特殊会社に対し六分の配当保証と三億円の社債元利保証をなす事の助成案が採られたのである。配電会社は電力対策が樹立せられた昭和六年当時は六十余に分立していたが、その後統合して既に南鮮・西鮮・中鮮・北鮮の四ブロックに形成されていたので、これら四配電会社に売却する料金の統制により、配電会社合併のき手続をとることなくして電力の統制はその目的を達しうる見透しのもとに、発電および送電会社のみの一元的統一を完了し、ここに半島における電力の統合は完成され、これが開発および配分共迅速かつ合理的に行なわれる基礎が確立されるに至った。

#### (4) 松炭油等物資の増産奨励

重油代用の燃料として松炭油と称する燃料が急速増産を奨励されたのも本期の一特色である。軍需物資の原料として未利用資源の活用は緊急の問題となって来たのであるが、半島には松枝の残材至る所に存在し松脂の豊富

なるに着目、これが操作により一種の油を得る研究に成功せるをもって、陸海軍共に資材等を提供して協力し、全鮮にわたり大增産が実施せられた。昭和十七年より十九年の事に属する。軍需物資として朝鮮の増産に期待され、特に奨励せられた物は右の外、加里、大麻、薬工品、タンニン、特殊潤葉樹等があった。

#### (b) 資源の利用促進回収および節約

この政策の一つとして調査試験の充実および関係機関の合理化をあげる事ができる。

#### (1) 農事および水産試験機関の統合

前者後者ともに従来総督府直轄の本場および支場があるほか、各道にはまたおのおの別に独立せる機関を有し一面重複する部分が存するとともに道の機関は規模小さくむしろ実習所または原種育成場というのが精々の状態であったので、両種試験場共各道の機関は全部これを国に統合強化することとし農業試験場は水原本場のほか、八カ所に支所を設け水産試験場は釜山本場のほか三カ所に支所を置くことに改組されたのである。

#### (2) 財団法人朝鮮研究所の設置

調査研究機関の貧弱なる事は日本の一大欠点である事にかんがみ、ことに朝鮮において科学に関する研究機関の言うに足りない実情の改善策として、総督府首唱の下に財団法人朝鮮研究所の設置が計画され、十九年初頭より主として自然科学の本格的研究にとりかかった事は時期遅れたりの憾あるも、適切喫緊の政策たるを失わぬものと言えよう。民間の調査機能をも合併参画せしめ、かつ金融機関の寄付および百五十万円を基礎に、年々国庫

より百万円近くを補助、年度および予算に束縛せらるる事なき自由な研究を行なわしむる事を主眼としたのである。

### (3) 調査試験の活発化

本期においては戦争の発展につれ半島に存在する各種資源の開発および利用増進のため、各般の調査試験に重点が指向された事は見逃し得ないところである。水稻の多収穫栽培法、稲病害虫駆除方法の改善、棉の纖維採取歩留り向上の研究、多収穫棉花の普及促進、牛疫予防薬製法の改善および研究、水産食糧品の製法改善、加里原料の発見調査、漢薬の利用開発、河水の合理的使用方法調整についての調査、第三次電力開発調査計画の樹立等その例である。

### (c) 労務対策

前期末より内地において不足せる労務補填給源として半島労務者の需要は著しく増大したのであるが、本期に入りその傾向益々強く、ことに不可欠の戦略物資たる石炭労務者の供給は絶対的の要望であり、朝鮮としては人口が比較的少ない西北鮮地方における軍需物資増産に要する労務者の増強と睨み合せつつ、内地の需要にいかんして応ずべきか、および本期末頃より内地行を好まざる傾向を呈せる半島労務者をして内地送山のやむをえないゆえんをいかに納得せしむべきか、いかにせば送出労務者の質的改善を期し内地定着後これをして真に皇国臣民化せしめ得るか三点が労務問題として当局者の苦心したところであった。昭和十五年以降十七年末までに労務

者として主として内地におよそ二十五万人が送出されたのであるが、十八年・十九年には年二十万人、三十万人の送出要望に対し、朝鮮自体の開発のためおよび朝鮮人の感情尊重の趣意により総督府当局は極力これが減少方折衝に努め、時に中央当局とまったく対立の関係に立つ場合すら少なくなかったのであるが、他面送出労務者の資質の改善については労務協会の充実、短期訓練、道の施設による労務指導者訓練等苦心するところがあった。しかし戦争遂行のためという至上命令に基づく量的送出充足に急なるのあまり、総督府中央当局の意図に反し末端行政機構において労務者募集に当たり民族感情無視の行動随所に発生、強圧をもってする徴用のため激情を誘発する事例少なからず、労務の供出は食糧の供出とともに庶民怨嗟の的となった事は、朝鮮統治史上かえすがえすも遺憾な事であり、直接統治者の意図にそわざる無理を敢て為さざるを得なかった事は、二十年八月の終戦後数カ月にわたり日本人が半島において満喫した朝鮮人の迫害の生じた有力な近因の一つである。

### (d) 国民貯蓄の増強

戦時財政経済の健全な運行を期するため、貯蓄の増強が政府の方針として積極的に奨励されたのは昭和十三年からであるが、太平洋戦争に突入した本期においては、その重要性が益々昂揚せられ、朝鮮における達成目標額も十三年当初の年二億なりしものが、十七年九億、十八年十二億、十九年十八億円と累年著増した。もちろん半島経済活動の拡大、朝鮮銀行券発行高の増大に伴い目標額の増加は当然であるが、これが達成には一方ならぬ苦心が払われ、重要政策の一つとして貯蓄奨励委員会を設置し、官民の衆智を集めて一意これが達成に邁進した。

内地においては、射倖心誘発を非とする観念論的理由により、その実行を躊躇していた割増金付定期預金の実施（昭和十八年六月創始）および富籤類似の方法を内容とする（元本を無利子とし二十年先に償還する建て前上形式は富籤に非ざるも当籤金の額および率その他内容は全く富籤と異ならず、富籤の実行は法律を要するも、当時の議会ことに貴族院の通過は見込みなかりしにより右の便宜手段をとることにした）愛国債券の発行（十九年十二月創始）が浮動購買力吸収の一方法として行なわれたのである。内地に先行すること一年であるが民衆に興味を持たせつつ資金を吸収する一手段として、朝鮮のごとく民度のなお低い地においてはその行なわれること遅きに失したのは内地側の牽制によるためであったが、右兩種ともその成績良好なるを見て間もなく内地も実行することとしたのである。

(e) 輸送力の強化その他一連の運輸政策

半島における戦時輸送力の強化は本期における最も重要な政策として総督自ら陣頭指揮に当たった事項の一つである。数項にわたって概説する。

(1) 大量貨物の陸上運送転嫁

従来支那および満洲の鉄、石炭、大豆、塩のごとき大量貨物の内地輸送はほとんど船舶によっていたのであるが、船腹の不足と海上輸送の危険回避とのため、昭和十七年十二月より朝鮮縦貫鉄道を利用し釜山等南鮮に出る海最短距離関釜海峡を利用することに国の方針が決定されて以来、鮮内鉄道ことに京釜、京義両幹線の輸送力および南鮮諸港ことに釜山港の荷役能力いかに戦争遂行上きわめて大きい関係を持つに至ったのである。こう

して陸上運送にふりかえられた大量物資の数量は十七年に比し、十八年は二倍となり、十九年度はさらに十七年度の四倍の輸送完遂を要求された。このために鉄道および港湾の強化拡充に全力を傾倒したことはもちろんであり、貨物および旅客の輸送割合も十七年までは五割ずつの走行キロなりしものが貨主客従となり、十九年四月には遂に旅客列車は一六パーセントにこれを切り下げ極端な旅客の輸送制限を強行するに至ったのである。

(2) 鉄道建設改良の促進

陸運にふりかえた貨物の輸送力増強および鮮内軍需物資輸送等戦時輸送力増強のため、本期において最も力を注いだのは釜山、京城、新義州間約千軒にわたる大陸幹線の複線化の完成であり、このために二十八億を算する予算の計上と鮮内の比較的不急路線の軌条取りはずしと、なおそれによるレール不足をいかにともなし得ざりしをもって遂に中央政府の斡旋により満鉄の路線を一部取りはずし、その軌条の転用により複線完成を促進する等あらゆる努力と苦心の下に大陸幹線の急速複線化が遂行されたのである。軍需輸送のため大田、統営間二百余軒の新線建設、咸鏡線の一部複線化、および電化、森林鉄道および平元線の改良工事の促進も本期の事に属する。

半島の幹線鉄道釜山、新義州間の複線化促進のため、満鉄の奉天、大連間百数十軒の軌条を取りはずし鮮鉄に一時転用せしめるごときはもちろん戦争目的遂行という大局的判断による関係者の決断に出でたものであるが、あの満洲色濃厚なりし東条内閣の下において満鉄当時の提起を予想される反対論を駁するため慎重な考慮を巡

らしつつ、総督府当局は彫身の思いをもって京城、東京間を幾往復遂に中央当局をして朝鮮の主張を容れしめた。事實は、朝鮮の為政当局が統治の根本方針を心から信奉し、一意半島開発を念願とせし一端の現われと見るべきであって、この事実を単に戦略的にその必要性が自ら然らしめたものであると見るのは一面の見方であり、満洲をして朝鮮に譲歩せしむるに至るまでの経緯を知る時別の見方を加えるべきである。戦時中戦争遂行という至上命令の名の下に中央において半島の事情を省るのいとまなき場合において半島統治者は常に半島民衆の最低生活確保、治安維持を念願し、そのためには中央と対立の關係に立つことも一再に止らなかつたのであり、中央をして遂に総督の権限を剝奪するに非ざれば、戦争目的達成に支障あるべしとまで極論せしむるに至つたのである。統治者の心持ちの存するところ窺うべきである。

### (3) 私設鉄道対策

朝鮮の私鉄は大体国有鉄道に代わるものとして、期に従つてこれを買収し、国有とすることが一貫した総督府の方針であつたが、常に中央政府公債政策の掣肘を受け、必ずしもその方針通り滞りなく実行されなかつた憾があつたのである。しかるに昭和十九年末ないし二十年始めに私鉄政府補助の期限が満了するので、私鉄に対する政府の方針をさらに明確にし業界の不安を一掃する必要があつた。よつて、(一)軍隊ならびに軍需物資輸送に不可欠な路線は補助期限満了前に政府が買収すること、(二)その他の路線については自立自営を計らしめるもなおそれが困難なものはさらに五カ年間補助期限を延長する事の方針により中央政府に折衝することになり、かくて多獅

島鉄道、北鮮拓殖鉄道、西鮮中央鉄道、朝鮮鉄道黄海線、釜山臨港鉄道等全部または一部、延長約四百五十軒の買収が実行されたのである。

### (4) 船舶対策

船舶殊に木造船の建造は時局に伴い登場した一つの新しい問題である。大型の鉄船は石炭および資材不足ならびに敵の潜水艦による脅威にさらされるおそれあり、方針として小型の木造船による運搬が考慮せられたのである。朝鮮においても百噸ないし三百噸の木造機帆船、純帆船、舢、曳船数百隻を建造することとなり、沿岸各地にわかに木造船造船所の簇立を見るに至つた。なお撃沈等による艦主に対する損失補償、造船ないし船舶購入資金に対する政府補助、船舶および造船工場管理、船員および造船工の養成、五百噸未満の小型船舶の統合運用を目的とする船舶運航統制株式会社の設立等、船舶運輸力の強化策が強力に推進せられた。

船舶の問題に関しても朝鮮の統治責任者が半島の開発と民衆の福祉に重点を置き、これを擁護するため中央政府と拮抗して来たのである。船舶の極度の窮迫化に伴い、中央においては全日本の百噸以上の船舶は全部これを通信省の船舶運営会に所属せしめ、一元的に統制せんとしたのであるが、かくなるにおいては朝鮮の事情にうとい中央当事者が朝鮮に対し朝鮮自体の必要とする運輸力を割愛しないことを懸念し、朝鮮船舶の統制除外を要求したのであるが、時局窮迫のおりから全面的の除外は許さるべくもなく、数次にわたる折衝の結果五百噸未満の船舶はこれを朝鮮に確保したのである。非常時のもと全体の利益のために一部分が犠牲となるはやむを得ずとす

る原則に対し、朝鮮なるの故をもって内地との血のにじむ抗争によってこの除外例を認めしめたのは事小なるが、ごときも統治者の真意の存する所を窺うことができる。

#### (5) 港湾対策

日本内地より兵員および兵站物資を大陸に輸送するため、および朝鮮産軍需物資を内地に送出するため、さらに大陸輸送転嫁貨物を内地に積み出すため、この三つの目的のため朝鮮の港湾荷役能力の全面的な急速増強が内外より呼号され、羅津、城津、端川、元山、元山北港、釜山、馬山、三千浦、麗水、海州、多獅島、墨湖の各港の修築改良は昭和十六年の頃から努力されて来たが、本期においてはますますこれが強化を計るとともに、大陸転嫁貨物輸送が絶対の要請となって以来は南鮮諸港特に釜山港の荷役能力増強には絶大な努力が払われた。港の改修、浚渫、岩壁の修築、鉄道の増設、上屋の改修、労務者の確保、行政保護の整備改廃、船舶運営の合理化、関係官庁の連絡の緊密化等あらゆる方面にわたる施策の強化が行なわれた。昭和十九年山下行政巡察使が中央より朝鮮に派遣された主目的も南鮮における船車連絡、港湾荷役増強の方策につき現地の実状を把握し改善の歩を進めんとするにであったのである。

#### (f) 防空施設の充実

防空の事に関しては本期の後半に及び内地にやや後れこれが充実を叫ばれるに至った。消防施設の充実、港湾および燈台の防空設備の強化、防空監視隊の新設および訓練、防空監視所と中央との連絡のための防空通信線の

敷設、都市防衛土木工事の実施、国防道路の改修、気象観測機関の充実増加、生活必需物資の確保とこれが分散、警防団員の出動訓練、生命および損害戦争特殊保険の創設、鉄道施設に対する防空政策の強化等、軍および内地の指導に朝鮮独自の事情を加味し空襲に対する一連の防護施策が講ぜられ相当巨額の経費も使用されたのであるが、今日より省みると、予期せざる優秀な航空機の攻撃に対しこれ等一連の施策が果してどの程度物の用に立ったかは疑問とせざるを得ない。ただこの間一鉄道技術家により耐爆構造の鉄橋が發明され鴨緑江および漢江の鉄道橋に新施設の加工をした事は技術陣営の誇りとすべきであろう。

#### (g) 第一線地方行政の刷新強化

民衆に直接に接する末端行政の改善という事は本期の施政方針として最も強く要望された事項の一つである。当時の朝鮮の状況は統治者の意図するところが必ずしも第一線の末端にまで浸透していない。政治中枢において議を練り、企画し、民衆に施さんとする施策も第一線にはその通りに理解されておらぬ筋が多く、甚しきは逆に現実を無視して歪曲されている部分が行政の部面で多きやに見受けられた。この病根は各職域の官公吏が自己の修養反省によって排除し得るところであるが、なかならず邑面の役員および警察官においてその素質が優秀でない。しかも行政各般の施策は末端である邑面においてはじめて目的を達し得べく民情は警察のやり方により左右されるを常とするが故に、邑面および警察行政運営のいかんは統治に絶大の影響をもたらす事言をまたないところであり、その機構の強化、職員の素質の向上ならびに不断の教養につき格段の努力を払うべき旨が機会あるこ



とに強調されたのである。巡査の教養訓練については前述したが、邑面に対してはその素質向上のため千数百万円の国庫支出が行なわれたほか、朝鮮人の知事または参与官たる職にありし者の出馬を乞うてこれを面長または郡守に補し関係方面役職員の素質の向上とその風格を高める事に意を用いたのであった。また邑面の重要職員に国家の官吏七百人を増配置するほか、邑面それ自体の職員の充実のため四千七百人を国の負担において増加し邑面吏員の修養錬成にも道において特別の施策を行なうこととせられた。

行政刷新のため第一線官吏の素質の向上と一段の修養が強く要請せられた反面、これ等官吏の待遇改善についても忘れられることなく方針として強く中央政府に要望されたところである。巡査、看守、鉄道・専売・通信等現業官庁の職員、邑面職員に重点を指向し陣容の充実と給与の増額のため数千万円の経費が計上され、ことに巡査と邑面職員等については最も意を用いたのである。

#### (四) 徴兵制と義務教育

朝鮮統治始政以来朝鮮民族の最も強い要求として感情的には差別観念および差別扱いの徹底的廃止、実際問題としては参政権の付与、義務教育の実施、警察上の処置改善、官吏在勤加俸による内鮮差別制の撤廃等が機会あるごとに代表的案件として彼等により取り上げられていた。これ等の懸案のほとんど大部分が戦争という絶対的背景によって強力に推進されたことはいなむべくもないにしても、本期において解決せられたまたは解決の素地が強力に培われた事は注目すべきである。従来日本国民の三大義務すなわち納税、徴兵、教育のうち朝鮮人の負っ

ていたのは納税の義務のみであった。自然、権利の主張においてもまったきを得ないのは当然であるというのがこれまでの考え方であった。もつとも教育に至っては半島においては初等教育を受けるのが国民の義務と感ずるよりはむしろ権利と考え、その実現を国家に要望し続けていたのであり、義務教育とは国民各自が自己の負担においてその子弟を教育する責務を負っているの意に解せず、国家がその負担において国民の一定年齢層を全部教育する責任ありという意味に解しおるやにうかがわれたのである。しかし統治者としては義務教育の実施はその必要を認めつつも、民衆経済力の充実等実施に耐え得る素地育成にまずつとめその見透しのついた時期において実施するの方針をもって進んできたのであり、前期末においては義務教育実施の準備調査に着手した事既述のとおりである。

#### (a) 陸軍徴兵制の実施

昭和十三年より実施された朝鮮人陸軍兵志願制度が大体において良好な成績を収め得た事と、戦争の進行に伴いその方面からの要請もあり、朝鮮においても昭和十九年より徴兵制をしく事に十七年中央政府において方針が決定せられ、およそ二カ年の短期間にこれが準備を整える必要に迫られたのである。採られた具体的施策は

- (イ) 民衆に対する趣旨の徹底
- (ロ) 警察府邑面等取扱官庁の機構の整備と充実
- (ハ) 府邑面および裁判所における戸籍の整備と寄留制度の実施

## (二) 入営すべき壮丁の事前訓練の実施

等である。戸籍のことは始政以来法規に基づき府邑面に台帳を備え扱っているのであるが、このような地味な基本的な行政は等閑に付せられ易くすこぶる不整備であり、寄留形態もなく届出も励行されず、自然無籍者多く男女の区別もさだかでなく年齢の相違に至っては事例少なからざる実情であったので、徴兵検査実施の前提要件として戸籍を整備し、実在人口と台帳の接合を計ることは最も必要な基本的事項であった。

入営壮丁の事前訓練に至っては、統治者の最も苦心せるところであった。けだし義務教育の行なわれていない半島においては未就学の文盲者相当多く、これをいかに処置すべきか、また初等教育終了者といえども内地人と生活の習俗を異にし国語また必ずしも習熟しおらざる者多く、入営後の融合に懸念すべきものあるに非ずや等の点であり、内地人壮丁と伍して軍人となるためにはこれ等のハンデキャップを埋めるためにある程度事前訓練は絶対に必要とされたのである。期間と施設および経費に制約せられその苦心研究の結果、(一)国語の習得、(二)内地式習俗への移行習熟、(三)団体的訓練の会得を主なる目標として壮丁訓練のため左記施策が講ぜられた。

(一) 昭和十九年における徴兵適齢者見込みおよそ二十二万人の約半数十一万人は初等教育を受けざるものであり、これ等に対しては昭和十七年青年錬成令を公布し、一年間国民学校の設備を利用し教職員および現役軍人これが指導に当たり主として国語と躰との訓練に当たることとした。

(二) 国民学校卒業者と雖も卒業後数年を経過せる実情にかんがみ、入営前短期の訓練を必要とするので、三カ所の陸軍兵志願者訓練所を改組してこれを軍務予備訓練所となし、二カ月間入所錬成せしむることとした。

(三) なお各施設の不足を補うため青年訓練所の内容を拡充強化し、教養訓練に当たらせることとした。満洲在住の壮丁に対しても朝鮮内と同様予備訓練を行なわしむる必要が認められ、これが施策にたいし総督府より巨額の経費を支出し、また戸籍制度の整備は満洲においてことにその必要の程度強く幾多の困難を克服して実施されたのである。

次に海軍志願兵制度が本期昭和十八年度より実施せられた。陸軍より遅れること足掛け六年であるが、陸軍同様入隊前の予備訓練を行なうこととし、当初は一回千人ずつ六カ月とし二千人の訓練を行ない全部を入隊せしめた。昭和十九年以降四千人の入隊を目指して鎮海において訓練が行なわれたのである。

## (b) 義務教育の実施決定

昭和十九年から徴兵制が行なわれる事となったのに伴い、これとほとんど不可分の関係にある初等教育の義務制という朝鮮統治多年の懸案が実行に移される事になった。すなわち教育施設および教員の充実に最大の努力を払うものとして、昭和二十一年四月を期して断行する事に決定せられたのが昭和十八年である。初等教育の振興拡充は統治責任者の常に念願とせる新半島民衆の経済力を考慮しつつその要望にそわんことを期していたのである。三面一校より二面一校に、さらに一面一校を完成し、ここに完全な義務教育の実施を見るまでになったのである。昭和十七年までに推定学齢児童のおよそ五六パーセントを収容せんとする拡充計画は予定通り前期にお

いて完了せられたので、昭和二十一年度にはその年の満六歳の男子の九割、女子五割を就学させることの目標のもとにおよそ三カ年間に約一万学級を増加することとし、教員養成機関たる師範学校も一挙に数校新設するほか、既設師範学校の昇格も行なわれたのである。日本内地においては明治五年に初等教育の議が問題となってから十五年後の明治十九年に義務教育が施行されたのであるが、当時は入学者僅かに五割程度を占めるに過ぎなかった。しかも不完全な四年制度であったのであって、六年制度の義務教育は明治四十年にはじめて実現を見たのに比すれば、朝鮮において施政三十五年にして就学率男女平均七割に及ぶ六年制の義務教育実施の運びに至ったことは一視同仁の統治目標に向かい為政当局の勇往邁進せし跡を物語る好箇の史実と云うを憚らぬものである。

#### (五) 教育戦時非常措置

本期における教育部門のただ一つの重要政策として忘るべからざる事項は、昭和十八年に計画され十九年四月より実施された教育戦時非常措置である。目標は理工科系統を拡充する一面、法文系統はこれを圧縮するという内地の方針に順応したのであるが、朝鮮特殊の事情として、従来内地に毎年千五百人ないし三千人の専門学校以上の留学生があったのであるが、右の措置により内地留学の門戸を著しく狭めたのに対し、朝鮮においてこれ等向学志望者をしてその志を遂げしむるための配意を必要としたのであって、この点を織り込んだ非常措置がとられた。すなわち理工科系の拡充としては、京城帝国大学工学部および釜山高等水産学校は共に定員の五割増し、京城高等工業学校は定員を倍加し、京城高等工業学校、平壤高等工業学校、大邱高等農林学校、理科博物

中等教員養成所、通信無線通信技師養成部等が新設されたのである。法文系統は法学専門学校および高等商業学校を解消して官立の経済専門学校を新設し、私立としては普成、延禧、愿化、明倫の四専門学校を解消して私立工業経営専門学校および拓殖経済専門学校の二校を新設し、かくして結果においては増減差引き従前に比し千人の収容力を増加し、もって内地より閉め出された専門学校以上の志望者を収容するの体制を整えたのであって、戦争の圧力とはいえ始政以来はじめて見る専門程度教育機関の大変革である。

#### (六) 朝鮮人官吏に対する在勤加俸支給制度の創始

従来内地人官吏は遠く故郷を離れ異郷に勤むるとの理由により、普通俸給のほかに判任官六割、高等官四割の在勤加俸を支給せられていた。相当の理由ある事であるが半島出身官吏の経済生活も漸次向上し、その学歴また内地人官吏と異なることなきものようやく多きを数うるに至り、内鮮一体の根本理念に照らし内地人在勤加俸の存在は朝鮮人に割り切れぬ感情を抱かshめていた。小磯総督は本問題の解決をもって朝鮮統治の重要な課題なりとし、関係当局に対策を樹立してこれを十九年度より実施すべきことを致命するところとなった。本問題の解決策は内地人の在勤加俸を廃止するか朝鮮人にこれを新たに与うるか二者いずれかによるほかに道はない。前者は物価その他の社会状勢より見て実行の余地は無い。すなわち半島人官吏の待遇を在鮮内地人官吏なみに引き上げる以外に解決の道はない。結局従来の在勤加俸の観念——内地人が外地の統治に従事するため一步海を渡って踏み出した場合特に内地人に支給される俸給の一種である——を根本的に改変し、内地人たると何人たるとを問

わず、足一步海外に踏み出すといなとに論なく、いやしくも外地の統治に従事する官吏に支給される俸給の一種であるとの理念に改めることに中央政府は同意し、ここに在鮮半島人官吏にも内地人同様の待遇が加えられるの道がはじめて開かれたのである。ただ待遇を同一にする事の起こりは内鮮一体の根本に基づく所であり、半島人が物心共に内地人と比肩し得る域に至り、皇国臣民化せる際実現さるべき筋合いにありとの観点より当初は官吏の中、精神はもちろん、経済生活においてまた経歴において内地人とへだてなき階級の半島人官吏に適用する事とせられ、具体的には高等官全部、以下国民学校長、府邑面長以上の官公吏に適用されたのであるが、当時の情勢は理論はともかく実際には早晚全官公吏に及ぼさざるを得ない趨勢にあった。本問題の登場はただちに民間銀行会社に波及し、その影響するところ広範深刻であり、相当の論議の対象となったのであるが、内鮮一体の理想実現の楔としてこれを断行し、民間また続々とこれに追随し各層にわたる朝鮮人の待遇は著しく改善せられたのである。

(七) 決戦非常措置の実施

不利なる戦局の頹勢を挽回するため昭和十九年二月二十五日東条内閣はいわゆる左記決戦非常措置十五項目を決定し、ただちにこれを実行に移しもって国民は耐乏生活に徹し、国家は総力をあげて物的心的戦力の増強の一点に帰一せしめる事を期した。朝鮮においても特殊の事情を加味しつつこの線にそって半島の物心総力を直接戦力の増強に凝集せしむる事に努力が払われたのである。

記

- (1) 学徒動員体制の徹底
- (2) 国民勤労体制の刷新
- (3) 防空体制の強化
- (4) 簡素生活徹底の覚悟と食糧配給の改善整備
- (5) 空地利用の徹底
- (6) 製造禁止品目の拡大と規格統一の徹底
- (7) 高級享楽の停止
- (8) 重点輸送の強化
- (9) 海運力の刷新強化
- (10) 平時的または長期計画的事務および事業の停止
- (11) 中央監督事務の地方移譲
- (12) 裁判検察の迅速化
- (13) 保有物資の積極的活用
- (14) 信賞必罰の徹底と査察の強化
- (15) 官庁休日の縮減と常時執務体制の確立

## (八) 財政需要に応ずるための措置

毎年急激に膨脹する財政需要に応ずるために軍事費財源調達のため、支那事変以来中央政府はもちろん各外地特別会計共これに順応して連年増収策が講ぜられたが、本期においては総督府財政歳出の毎年の増加が数億にのぼり本国の軍事費の毎年の増加は数百億を算する状態であったので、ことに大幅な増収計画が中央政府によって講ぜられた。

昭和十八年度には間接税を中心とする三割余の増税と特別行為税および織物税とが新設され、煙草に五割余の値上げが行なわれ、十九年度には租税全般にわたる四割近くの増税と鉄道・煙草・通信等官業の全面的値上げが行なわれた。もつとも、いかなる場合にも民度の比較的低い朝鮮の事情を考慮に入れることは忘れられた事なく、租税に就ては直接税・間接税ともに内地に比し軽課し、とくに資本誘致と貯蓄奨励のためには租税政策上意を用いるところが多かったのである。

租税制度上本期に実現された注目すべき点は土地に対する課税が外形標準より賃貸価格という収益標準に改められ、また外形標準たりし営業税が収益標準たる事業税に改められた点であり、かくて収益税体系は名実共に一応完備せられ、所得税の内容を内地のごとき総合・分類両所得税に改正する素地ができたのであった。

昭和十八年より内地にならない石油専売制が施行された。もちろん、収益専売でなく統制上の必要に基づく措置であり、財政的に若干の赤字を免れない見込みであった。

## 3 阿部総督時代

本期は昭和十九年七月二十四日より昭和二十年八月十五日の一年一カ月である。昭和十九年サイパン失陥以来戦局益々われに利あらず、東条内閣遂に退き、小磯総督首相に着いた後を襲うて阿部大將が半島統治の任に着いたのであるが、在任中、国力衰退のもたらす統治の困難と苦闘する事一年余、遂に終戦となり、米軍の命令により二十年九月十二日見送る人もなく金浦飛行場より日本に退去した。

朝鮮統治は秋霜烈日の寺内総督にはじまり温顔慈語の阿部総督にその幕を閉じたのである。

本期は十九年五月ドイツの惨敗により、連合軍の総圧力を、頽勢のすでにかんとも為すべからざる窮境にあつたわが国が一身に受けざるべからざるに立ち至つた時代であり、戦争はますます困難深刻の度を加え、しかも国是はなお挽回の方針をもって全国民をかつて防禦体制の整備確立、軍需資材の増強に狂奔せしめたのであるが大勢全く不利、遂に無条件降伏によって戦争は終結した時期である。前期においてすでに思想上の一部動揺を免れなかつた半島において、右のごとき日本の大勢が半島の思想上の不安動揺にますます拍車を加えるのは当然である。統治の責に任じた総督としては、もっぱら半島における防禦体制の整備確立を急務とし、一面前期より引き続き生産戦力の増強策もこれを等閑にするを許さず、思想上の動揺には細心の注意を払いつつ、経済界には一道の指標と光明とを与えてともすれば混乱に陥らんとする危機を未然に防止し、政治上においては朝鮮人の声なきき日本国民として一致協力せしめるの意義を振作するの方策を講じる等、朝鮮統治崩壊の前夜これが経営には

実に苦心慘憺たるものがあつたのである。

#### 本期の施政方針

昭和十九年中頃の天下の情勢かくのごとし、阿部総督は親任に際し戦局われに非なるとき半島は精神方面においてこれが処理最も困難、一步を誤れば拾収すべからざる一大難関に逢着すべき危局にあり、敢て身を挺して難に赴くの決意を蔵したという。かくて本期施策の方針としてとつたところは、日に離反せんとする朝鮮人の心を食い止め朝鮮統治の半島人に対する真意の存する所を納得せしめて協力を要請し、部下幕僚に対しては国民の真の実態に触れた親切な政治、誠意ある振舞いをなすことを常時訓戒した。また中央政府の要求すなわち主として食糧と労働の供出の要望にある程度そいつつ半島の思想界・経済界の混乱を防止し、進んで物的戦力増強の一点に邁進すること。なお半島に対する空襲は必至であり本国との交通遮断さえ予想されるに至り、防空の強化、自給自戦体制の確立も方針として指向したのである。

#### 本期の重要政策

##### (一) 半島住民に対する参政権の賦与

朝鮮統治窮極の目標が一視同仁、半島の民衆を内地人と同一レベルにまで上げ処遇を全く同一ならしめるにあつた事は以上述べた通りであるが、前期までに納税・徴兵・教育の部面において全く内地人と同一扱いとする事になり、官吏の待遇また解決の緒を踏み出し、残るは経済上各般の差別扱い(経済上の差別扱いは半島経済の実勢い

かんによりその存否をきめるべきであり差別することが半島民衆を保護育成するゆえんである場合も多く、一概に差別虐遇と断じ得ない)と参政権の問題であつた。前期末において本問題解決のため総督・総監共異常な熱意をもって中央に働きかけたのであるが、衆議院議員を半島より出す点は問題とならず、わずかに貴族院に一種の勅選議員を出すことにつき十九年三、四月頃やや曙光ありたるも機熟せず、本問題は未解決のまま持ち越されたのである。小磯首相は総督時代、すでに本問題実施の必要性を痛感し東条内閣に具体案を提示し実現方を要望した経緯あり、十九年九月初頭の首相施政方針演説において朝鮮人、台湾本島人の物心両面における進展著しきものあり、かつ今次戦争における献身的協力の功績を讃え、できるだけすみやかなる機会にこれが処遇改善につき積極的に施策すべき決意ある旨を述べ、政府の意の存するところはじめて公開の席上明示されたのであるが、事きわめて重大なるをもって慎重を期するため内閣に一大調査会を設置し、朝鮮・台湾在住民の政治参与の具体化について審議を重ねた結果、貴族院令の改正および衆議院議員選挙法中改正法律案となって昭和二十年一月の通常議会上程、前者は貴族院の、後者は貴衆両院の協賛を得、原案通り成立四月一日より施行せられるに至り、朝鮮統治はじまって以来の懸案はここに解決を見たのである。

貴族院令改正の結果、朝鮮および台湾に在住する満三十歳以上の男子にして名望ある者より特に勅任せられた者十人以内を置き七カ年をもって任期と定められた。朝鮮在住者中より何人が勅選されるやは明文化されていないが、内閣における諒解事項として十人中七人を割り当てられる含みであつたのである。

衆議院議員選挙法改正の結果、朝鮮在住の帝国臣民たる満二十五歳以上の男子にして選挙人名簿作製の期日まで、引き続き一年以上直接国税十五円以上を納めた者は選挙権を有することとされた。被選挙権は内地と同様であるが選挙権は朝鮮人の民度と自治訓練との現状より制限選挙を適当としたのである。人口およそ百万人につき一人を選出することとし

京畿道 三名

忠清南道、忠清北道、全羅北道、咸鏡北道、各一名ずつ、計四名

全羅南道、慶尚北道、慶尚南道、黄海道、平安南道、平安北道、咸鏡南道、江原道各二名ずつ、計十六名

とし次期総選挙の期日に施行する旨明示された。貴族院にはこれまで帝国臣民として内地人に伍し同様に勅選せられた人がいた。また内地在住者として衆議院に選出せられた朝鮮人も既に存在した。今回の挙なき以前においてもかくのごとき朝鮮人に対し絶対的に中央参政権の門戸が閉ざされていたわけではない。貴族院は奏薦者の意向いかんにより勅選は左右され、衆議院はもっぱら地域を標準とし、したがって内地在住の朝鮮人は被選挙権・選挙権共に享有すること内地人と全然同様であった。したがって厳密な意味においては従来といえども政治参与の内鮮人差別待遇をしていたとは言い得ないのであるが、今回の挙は特に立法上の諸手続きにより貴衆両院共必ず朝鮮人が選任される確実性が賦与せられた点において処遇の画期的改善と称せられる意味があるのである。

貴族院の勅選議員は改正貴族院令施行後間もなくその選にふさわしい半島人が勅選せられ、鈴木内閣成立直後

の臨時議会に出席した。理論上半島在住内地人も勅選され得、また有力な適格者もあったのであるが、参政権問題解決の本来の主旨にかんがみ全部朝鮮人中より勅選せられたのである。衆議院議員の選出は次回総選挙の期日に第一回の選挙を行なう明文にかかわらず、半島においてはすみやかに繰り上げ施行の強い要望があったのであるが、その決定を見ざるうち終戦となり、与えられた参政権は遂にこれを一回も行使することなくして終わったのである。

(二) 朝鮮人官吏に対する在勤加俸の全面的支給等一連の内鮮差別撤廃措置

(a) 在勤俸の支給

前期末において内鮮差別待遇の標本のように宣伝されていた官吏在勤加俸問題は、朝鮮人官吏にこれを加給する方法により一応の解決を見たかのごとくであったが、朝鮮人が完全にすべて皇国臣民化して後はじめて内地人とその扱いを一つにすべきであるとの理屈により、在勤加俸を支給するは数万にのぼる朝鮮人官吏の中、一部の上級官吏を対象としたのであるが、一たび切られた堰は戦局日にわれに不利なる客観的状況にあおられ滔々としてせき止むべくもなく、実行一年にして邑面末端の下級公吏に至るまで全朝鮮人官公吏に在勤加俸を加給するに至らしめた。その素質において、素養において、能率において、責任感において級のさがるに従い内地人官吏となおある程度の差異あるを免れなかった朝鮮人官吏全部に一律にして同一待遇を与えた事に対し、内地人側に無差別即差別なりとの批評も出たのであるが、時の流れの赴くところ一律にして断行せられたのであり、統治者の

真意また悔い無きところであった。

(b) 朝鮮人の任用

朝鮮人を官界の重要な地位に任用する事は歴代総督の意を用いたところであり、台湾総督府が統治の歴史古きにかかわらず本島人を任用することの薄きに比すれば恵まれた扱いをうけたと言って憚らないけれども、本期においてはことさらなる内鮮差別観を一掃する目途の下に、重要な地位に優秀なる半島人官吏を抜擢任用する事に別段と意を用いた。前期において十三人の知事中従来五人は朝鮮人知事なりしを四人としたのであるが、これを五人に復活し、道の警察部長および京城府等枢要都会地の警察署長は全部内地人なりしを警察部長に一人を抜擢し、署長の如きは大部分朝鮮人警察官をもってこれに替えるの挙に出たのである。民間においてもこの方針の具現化に努め特殊機関として代表的な朝鮮殖産銀行の常務理事にはじめて半島人の登場を見た事はこの現われであり世の視聴を引いた。

(c) 有力朝鮮人に対する統治上の協力要請

半島在住者の参政権問題を解決して政治面にたいする協力の道を開くとともに、戦局の不利に伴いともすれば不安動揺を暴露せんとする当面の思想界に対処するため、表面従来のいわゆる親日の枢要人士をして人心の誘導に当たらしめるほか、内面的には従来総督政治に批判的立場をとった有力者に時局認識の下、人心不安の鎮静、思想動揺の防止の協力方にとくに意を用いた。その内面的苦心はなみなならぬものがあつたと察せられる。

(三) 戦力増強策の推進

前期に引き続き一連の人的・物的戦力増強の施策は強硬に推進せられた。

食糧の増産確保、重要鉱物等の緊急増産、輸送力の増強、労務動員および勤労援護、貯蓄増強等これである。

(a) 食糧対策

農地開発営団の活動を促進して土地改良事業を繰り上げ施行し、また早魃常習の水田はこれを畑に転ぜしめるの策がとられた。本期においては南総督時代に旱害対策として提唱せられながら、その効果を確認するまでに至らなかった灌漑用の地下水利用問題が再びとり上げられ大規模に着手されたほか、南鮮洛東江流域の耕地災害防止のため、特に関係地方の砂防の急速施行が計画せられたのである。昭和十四年みぞうの大旱魃が半島を襲って以来、連年天候に恵まれず農作物の収穫に愁眉を開いた年はなかった。昭和十九年の産米また不順の氣候に災いされ大減収をきたし麦作また不良、前期において提唱実行された米供出数量の事前割当制の運用において農民の営農努力を酌量するの工夫をこらし増産意欲の向上に努め、ことに内鮮満に通ずる食糧の需給調整にはなみなならぬ苦心が払われ、かくて二十年の麦秋期まで辛うじて餓死なきを得た。終戦の年は麦作良好、南鮮の米作に至っては秋収まれに見る豊作なりとは当時一般の常識であった。

(b) 重要鉱物等の緊急増産

右目的のため従来の奨励方策を継続したほか特に本期において力点の置かれたのは、



(イ) 運搬の隘路打開（鉱山道路および森道開発のため千数百万円、石炭の運賃・荷役費等のため千万円近くの予算の計上された）ときその例である。

(ロ) 石炭の増産には荷揚げ運搬の助成のほか、買取価格補償のため一億の巨額を予算に計上し、超重点的に促進する意図が示された。

(ハ) 石炭、鉄鉱石、鉄鋼、軽金属その他重要鉱物に対し特別価格報奨制度が創設され、予定数量以上の生産に対する意欲増進策がとられた。

(ニ) 前期に着手された金鉱業の整備は本期において本格的実施に入り、所要額約二億三千万円の予算が計上され大体これが整備を完結した。

#### (c) 輸送力の増強

大陸より日本内地への転嫁物資輸送に幹線輸送力の大部分を割愛するほか、朝鮮軍の敵軍上陸作戦にそなえての鐵路建設要望にこたえるため、中鮮において緊急建設の計画がたてられ、鉄道港湾荷役、小型船舶、小運送に至る一連の輸送力増強に苦心が払われた。

#### (d) 労務対策

内地送出労務要求はもちろん、鮮内重要事業場への就労さえも漸次これを回避する傾向に対し、これを防止するにとどまらず積極的に勧奨する方策を講じ、動員された労働者自身のほか、家族、遺族に対する援護施策につ

き労働援護事業の積極的な活動を促すことを方針とし、七千余万円の経費が支出されたほか、都会地に集まるいわゆる自由労働者が闇賃銀、主食の闇物価の温床なる点にかんがみ、自由労働力に組織を与えこれを生産化するとともに、浪費の弊を矯正し貯蓄に協力せしめる目的をもって、労務報公会が結成された事は敗戦前の半島労働界の事情をうかがう一資料たり得る。都会地における労働の組織化・生産化の必要が叫ばれる反面、軍需および必要生産方面の労働力不足はますますはなはだしく、刑務所の囚人の外荷役作業が全面的に推進され、その低賃銀と貯蓄性が高く評価され、学徒・官公吏および一般市民層の奉仕的勤労作業の勧奨、いなる半強制的な労働供出の行なわれた事はやむなき次第と言わねばならぬ。

#### (四) 国土防衛政策の強化

##### (a) 主要都市の防空施設強化とその疎開

日本本土に対する空襲頻度の増加とその惨状にかんがみ、鮮内主要都市の防空施設の設営、火災防止訓練等官民共に熱意をもって実施されたのであるが、京城、平壤、釜山等人口稠密なる都市および城津、兼二浦等重要工場、軍需施設の存する地域においては、一定の幅の防火道路設置のためおよび火災予防のため、一定区域の家屋を破壊する家屋強制疎開、および国民学校生徒を危険の少ない田舎に避難させる学童疎開、主要都市への人口転入の制限等、人心に不安を与えるおそれある策もこれを省みる余裕なく断行せられ、また軍より指定した大工場の少なくとも心臓部はこれを山腹等爆撃のおそれ少ない地域への移転疎開に着手したのであるが、結果は当面の生

産を低下せしめ混迷を加えるに過ぎなかったようである。

(b) 警備上の特別施策

軍部においていかに国民の口をふさぎ耳目をふさぐに腐心したとはいえ、特殊事情下にある半島においては、超短波受信機を秘かに備えて連合国よりの放送を聴取する等の手段により、日本の敗戦必至の説隠密に流布され民心の不安動揺のきざしおおうべくもなく、加えて食糧および労務の供出により民心の反戦倦怠の気風充滿する世相に対し、万一の事態勃発を慮り、あるいは防牒の対策、あるいは警察上思想取締りの対策として特殊の工作を施すこと、あるいは主要都市に騎馬隊の特別警察隊を増置すること等、思想取締りと不安動揺の鎮圧とに努力が払われた。ことに終戦直前数カ月間の民心不安緩和策には統治者として特に苦心するところで、一面いわゆる親日の巨頭連をして民心の鼓舞激励に当たらしむるとともに、反面政治上思想上従来は特殊の地位にあり隠然たる一敵国をなせる人々に対しても動揺鎮圧の各般の工作がめぐらされたのである。

(c) 防空および国土防衛のためのその他の施策

一般民家の防空施設の強化、防空監視網の拡充、国防道路の新設改良、航空保安施設、通信機関の強化、保安通信施設の拡充等一連の具体策が強化されたのである。

(四) 官公吏に対する物価騰貴対策

本期においては戦争の進行に伴う紙幣増発と食糧をはじめ日用必需物資の欠乏による物価騰貴はようやく顕著

となり、官公吏に対しその待遇上特別な考慮が払われた。朝鮮人官公吏に本俸の六割に相当する在勤加俸が支給されたことは政治的理由に基づくものではあるが、その事自体はその生活に非常な経済的ゆとりを与えた事はいなむべくもない。一般的には内鮮官公吏を通じ、家族手当、臨時手当、戦時勤勉手当等の名において国費地方費を通じ年一億にのぼる支出がなされた。これら一連の物価騰貴対策は広く民間においても方針として実行された。

(六) 教育施策

昭和二十年一月四日より義務教育実施の既定方針実現のため、初等教育機関の大拡充（毎年三千学級増加）および師範学校の拡張は本期においても引き続き実行せられ、予定の内容により既定の時期においてこれを実行し得る見透しを得た。教育施策として本期昭和二十年度より実行せられた重大な事項は、国民学校終了後中等程度以上に進学せざる者に対し内地の制にならって青年学校が新設せられ、義務として入学する道が開かれた事および英才にしてしかも家貧困のため中等学校程度以上に進学不可能な者を援助するため、総督府より補助を支給する育英事業団体の設立を促すことが計画されたが、終戦によりこれが実現を見ずして終わった。

(七) 国民義勇隊の結成

戦局の苛烈不利に照応し軍部においては敵軍の日本本土上陸を予想し文字通り一億玉砕、竹槍、むしろ旗をもってこれに立ちむかうを方針とし、国民の精神力を最後最強の姿において結集せしめ、本土上陸作戦に沖縄県において知事以下全県民によって実例を示されたごとく、国民全部肉身をもって精鋭な火器に体当たりせしむること

を窮局の目的とし、内地においては国民義勇隊の編成を行ない、右目的の下に訓練が行なわれたのであるが、半島においては前々期に創設せられ、以来活動した国民総力朝鮮連盟もなんらかの新しい構想の下に展開するに非ずんば、民衆を包摂指導し得ない事情にあったので、内地の国民活動組織改編を機に昭和二十年初頭、京城、各道府邑面に縦に連なる国民義勇隊中央本部、各道支部等をおのおの結成することとなった。ただし朝鮮における国民義勇隊の結成は肉弾をもって立ちむかうことを主目的とせず、この新組織により沈鬱に閉ざされんとする半島民衆の意気を振作し、職域死守、増産邁進、疎開等防衛体制の活発化および地方における疎開者受入体制の強化等に傾倒せしめん事を期待された点は、半島大衆をして体当たり等死を覚悟せしめる事が彼等をしていただけに混乱萎縮せしめるに終る点の顧慮もさることながら、その民度にそくせざる無理を強いることを出来るだけ避けつつ、本国の要請にもこたえんとする半島統治者の意図の一端をうかがう事を得よう。

#### (ハ) 経済安定対策委員会の設置

昭和十九年の中葉以後に至るや、日用必需物資の窮迫ことに食糧不安、闇取引闇貨銀の横行、運輸不円滑による物資の偏在、大陸のインフレに影響された鮮銀券の急速な膨脹と資金の退蔵、満洲・北支の物価高に誘発された物資の不当不正な流出の激増（戦争末期に至り目的のためには手段を選ばない軍のやり方が、経済界の混乱を一層激化させるに至った事はおおうべくもない）等国民の経済生活、国家の経済運行にはなほだしい障害となった一連の現象が顕著となるに及んで、従来のようにあるいは貯蓄の部面より、あるいは労務調整の方策面よりと言うがごとき

各部面おのおのの立場よりする対策の実行では到底拾収すべくもあらず、よろしく総合的に対策を樹立、時期を等しくし歩調を揃えて官民一致の態勢により調整するの要緊なることは朝野の認める所であったが、かくのごとき施策は総合行政権を保持する朝鮮総督の管下において実施の可能性多く、内地に率先垂範の意気込みをもって昭和十九年十二月総督府に経済安定対策委員会が設置された。内鮮の官民朝野を挙げて委員に網羅し、ことに半島同胞中よりは識見ありと認められているが従来の観点からは思想的理由によりこの種の集いに加わらなかつた方面の人士の参加をも求め、方針として官製の原案に賛意を表する従来のやり方を改め、委員自身の手によりいたずらに理論に走らぬ即時実行可能な具体策を作成することとした。右具体案の決定により関係官庁はもとより民間にもこれの誠実な実行方を促進すること、末端への浸透をはかつて後、各委員分担を定め第一線の実情を視察し具体策実施の程度適否等親しく査察し、その報告をもちよりさらには是正すべきは正し奨励すべきはますます強力にこれが勧奨に努めることを主旨として財務部会、労政部会、生産配給部会、運輸部会、指導取締部会等専門的立場より、貯蓄の徹底的奨励、資金放出の抑制、物価乱調の是正、生活必需物資配給の合理化、都会地における闇貨銀の絶滅等、物価、資金、労務、賃銀、食糧、運送等一元的かつ同時に官民足なみを揃えて二十年一月をもって発足の時とし、二月、三月にかけ地方の実情を考察し、四月においてその結果を持ち寄り、足らざるを加え誤れるを是正し、奨励すべきはこれをあまねく宣伝して実行に移すこととした。本委員会の機構具体策の樹立、具体的活動査察による再検討の内容等は相当参考に資すべきものありと思われるが、関係資料全然入手困

難のため意を尽し得ざるを遺憾とする。

## 二 膨脹する歳計

日華事変の勃発は昭和十二年七月七日であるが、これとともに朝鮮財政も大なる変化をうけた。日本内地においてはそれ以前よりいわゆる準戦時体制化しつつあったが、朝鮮においても国防的見地よりする諸施設、あるいはまた国民総力戦的計画経済の運営がはじまったのである。この事は第九表に示される歳計総額の推移を一見するだけで明らかである。事変突入とともに年々約一億円の増加を示し、さらに太平洋戦争とともに年々約五億円の増加振りである。戦争とともにインフレーションの進展が著しかった事を念頭においても、その著増ぶりは過去にくらべ驚くべきものであった。戦時経済の編成とともに朝鮮財政も新段階に入ったものといえるのである。

日華事変すなわち日本と中国との争乱は、朝鮮をその橋梁たるの地位に置き、きわめて大きくクローズアップした。軍事的方面よりする鉄道、通信、航空、道路、あるいは気象観測といった部分において急速に日本内地と同程度の水準に置く事を必要とし、それが予算膨脹の第一原因となった。

さらに金その他地下資源の開発利用、米その他食糧増産、あるいは工場生産の急速な促進等、日本計画経済の一環として、物資動員計画の中に織り込まれるようになった事が第二の原因であり、これは外国貿易の杜絶により一層甚しくなったのである。

これらが朝鮮財政に大きな変化を与えた主要な原因であるが、これによって朝鮮は戦争に奉仕せしめられる面を持つとともに、朝鮮資源の開発利用、工場工業の増大、国民所得の増加、ひいては文化水準の向上を著しくならしめたのであって、朝鮮の様相を急速に近代化せしめた一面を見逃すことはできないと思われる。

なおこれに付随して、種々の時局対策、軍事施設（例えば防空施設、警防団の編成）等もまた戦時財政の一部として、膨脹の原因となったのである。

## 三 収入の構成

このように漸次膨脹の一途をたどる予算の財源は、何処より求められたのであろうか。第九表および第十表の經常部比率の漸減、これに対する臨時部の占める割合の増大に示されるように、それは何よりもまず公債および事業資金借入金に求められる。朝鮮開発の主たる財源が日本内地において発行せられた公債によるものなる事は前にもしばしば述べたごとくであるが、戦争経済突入と共に朝鮮開発の進展に対応して、この傾向は一層甚しくなったのである。

戦時財政の編成に当たり、特にその戦費的部分を公債に求めるか、租税の増徴によるかは、ドイツ・イギリス両学派の対立するところであるが、日本のとった道は安易な解決として、その多くを公債によったのである。朝鮮人の民度の向上を先決問題とする従来の方針は、この時にあってもなお堅持せられ、財源の多くを内地におけ

第十表 朝鮮総督府特別会計における第四期歳入内訳

(単位 千円)

年 度	経 常 部			臨 時 部			
	租税及 印 紙	官 業 及 官有財産	その他	公債及 借入金	前年度 剰余金	補充金	その他
昭和10	83,033 (25.2)	175,927 (53.3)	3,401 (1.0)	20,922 (6.3)	32,592 (9.9)	12,825 (3.9)	1,515 (0.4)
11	95,245 (24.8)	198,141 (51.5)	3,680 (1.0)	26,121 (6.8)	46,260 (10.8)	12,918 (3.4)	2,125 (0.6)
12	101,377 (21.6)	235,939 (50.1)	3,945 (0.8)	51,003 (10.8)	60,021 (12.8)	12,913 (2.7)	5,507 (1.2)
13	120,336 (20.4)	285,694 (48.4)	4,355 (0.7)	86,319 (14.6)	63,681 (10.8)	12,909 (2.2)	16,978 (2.9)
14	140,107 (17.4)	375,491 (46.9)	5,250 (0.7)	134,017 (16.7)	89,749 (11.2)	15,878 (2.0)	40,201 (5.0)
15	164,168 (16.5)	442,123 (44.5)	8,390 (0.8)	156,886 (15.8)	120,629 (12.1)	31,861 (3.2)	71,204 (7.1)
16	226,518 (20.9)	434,367 (40.0)	12,862 (1.2)	149,108 (13.7)	181,747 (16.7)	31,930 (2.9)	48,856 (4.5)
17	305,136 (23.2)	577,576 (44.0)	18,632 (1.4)	166,673 (12.7)	153,581 (11.7)	22,483 (1.7)	68,742 (5.2)
18	474,670 (25.3)	735,850 (39.2)	43,138 (2.3)	366,546 (19.5)	157,034 (8.4)	22,879 (1.2)	78,527 (4.2)
(予)19	473,550 (19.4)	1,015,374 (41.6)	84,391 (3.4)	654,050 (26.8)	99,751 (4.1)	39,255 (1.6)	75,332 (3.1)
(予)20	648,215 (20.8)	1,276,644 (41.0)	43,605 (1.4)	574,788 (18.4)	211,765 (6.8)	246,713 (7.9)	114,770 (3.7)

備考：朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』、大蔵省主計局『昭和18年度各特別会計決算』により作成。昭和19～20年度は朝鮮総督府作成資料による。昭和13年度以降の補充金には金資金特別会計より受入額を含む。

の金額の変化を見ると、第三期にくらべ異常な累増を見せている。第三期の税収入が五千万円台より七千万円台へのわずかな推移であったのに比し、昭和十二年以降は年々二千万円ないし三千万円の増加を見せ、十二年の一億円より十五年の一億六千万円、さらに太平洋戦争とともに十六年二億二千万円が終戦時には六億四千万円となっているのである。

しかもこの間にあって、

第九表 朝鮮総督府における第四期歳計の推移（決算）

(単位 千円)

年 度	歳 入			歳 出		
	経 常	臨 時	計	経 常	臨 時	計
昭和10	262,362	67,857	330,219	205,979	77,979	283,958
11	297,067	87,426	384,493	226,826	97,645	324,472
12	341,262	129,445	470,708	253,755	153,271	407,027
13	410,387	179,888	590,275	288,902	211,623	500,526
14	520,849	279,846	800,695	354,904	325,162	680,066
15	614,682	380,581	995,263	426,981	386,534	813,516
16	673,748	411,643	1,085,391	437,931	493,878	931,809
17	901,344	411,480	1,312,885	517,589	638,201	1,155,791
18	1,253,659	624,987	1,878,647	614,153	917,829	1,531,982
(予)19	1,573,317	868,389	2,441,706	929,569	1,512,136	2,441,706
(予)20	1,969,071	1,148,036	3,117,107	1,163,092	1,954,015	3,117,107

備考：朝鮮総督府『朝鮮総督府統計年報』、主計局『昭和18年度各特別会計決算』、19年度（予算）は主計局『昭和20年度予算提要、付表第3、昭和19年度各特別会計歳入歳出予算額表』により、20年度（予算）は主計局『昭和21年度改定予算参考書、第26表、昭和20年度特別会計歳入歳出予算額本予算及追加予算別表』により作成。単位未満切りすて。

る公債に求めたのは、当然とはいえ注意さるべき事である。

歳入における最も大なる部分を占めるのは前と同じく官業収入であるが、従来の五〇～六〇パーセントの地位より四〇～五〇パーセントの地位に低下したのである。しかも官業収入の大部分は官業経営の費用として支出せられ、収益として他の歳出面に支出し得る金額は比較的少なく、その大部分は官業経営施設の改善に消費せられたのである。

公債、借入金著増により、税収入の占める地位は大なる変化を見ず、漸次その割合を低下せしめる傾向にさえあったのであるが、税収入のみを取り上げそ

府特別会計における第四期歳出目的別予算額

(単位 千円)

	14	15	16	17	18	19	20
1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
7,221	21,416	51,548	55,071	106,424	137,406	248,110	
13,571	14,272	15,604	18,262	20,038	25,519	26,893	
11,190	11,484	14,680	21,353	18,521	44,788	49,709	
27,187	28,540	35,239	37,215	35,678	43,711	75,099	
2,990	2,845	3,217	3,063	2,310	3,260	3,603	
19,570	27,799	28,642	35,948	47,985	76,506	89,319	
8,011	9,779	12,145	13,886	14,794	32,919	35,649	
49,136	105,821	97,499	92,697	292,596	493,862	582,648	
57,229	70,671	92,466	105,480	150,285	184,561	217,523	
357,056	421,653	463,195	407,533	534,274	742,783	753,085	
2,762	4,138	7,357	7,678	61,977	6,980	48,221	
35,219	41,683	48,409	54,542	63,227	82,178	109,167	
31,310	39,642	49,805	46,394	50,613	55,415	63,888	
2,663	2,978	8,113	8,165	7,491	12,524	2,110	
23,056	13,898	1,896	480	3,569	1,821	0	
58,003	70,181	129,080	215,143	260,376	495,974	770,278	
707,984	898,608	1,060,701	1,124,717	1,671,965	2,441,706	3,117,107	

より、他は朝鮮総督府作成資料による。

日本内地においては税制の大改革が行なわれ、国民負担は逐次増大していったのであるが、朝鮮はそれに順応する事なく一応独自の立場より税収入の増加を図って来たのである。地税中心的な第二期より収益税中心になった事は第三期において取り上げたが、この期においては特に所得税本位の近代的税制になり、直接税を重視し、間接税による大衆負担の転嫁を図らんとしたのである。所得税中心に移って行った事は、朝鮮の近代化がますます進められて行った事を物語るものであり、それとともに、朝鮮人民度の著しく向上した事は争えぬ。農業中心より農工併進の過程が第三期の特徴であったが、

第十一表 朝鮮総督

	昭和10	11	12	13
李王家歳費	1,800	1,800	1,800	1,800
中央行政費	3,291	3,212	4,150	5,656
法務費	9,359	9,496	10,870	12,099
地方行政費	7,367	7,738	8,801	9,029
警務費	20,925	21,341	25,279	25,537
医務衛生費	1,902	2,015	2,064	2,173
文教費	12,078	13,282	14,988	16,869
財務費	5,871	6,182	6,626	7,281
勸業費	17,860	17,135	26,162	31,552
官業費	36,672	40,428	48,429	52,202
交通通信費	116,132	138,394	190,902	254,838
福利施設費	749	1,380	1,643	2,435
国債諸費	27,027	31,012	29,764	31,709
土木費	15,994	19,525	26,260	28,697
渉外施設費	2,436	1,809	2,189	2,431
災害復旧費	—	—	2,283	1,621
其他諸費	10,796	14,890	22,905	42,309
総計	290,267	329,645	425,123	528,245

備考：昭和14年度まで朝鮮総督府『施政三十年史』に

第四期の特色は工鉱業の躍進であり、朝鮮経済の資本主義的構成がなす遂げられるとともに、わずかながら民族資本の抬頭が見出だされ、いわゆる金山による新興成金の発生を見るに至ったのである。国民に対する負担の比率を日本内地と比較すると第十二表のごとくであり、朝鮮にくらべ内地における一般民衆の戦争負担がいかに大であったかが明らかになる。しかもこれ等増税による収入の増加分は、日本内地においては挙げて臨時軍

事費すなわち戦費に消費されたのであるが、朝鮮においてはこれに反して、その増税による三分の一のみを後述のごとく臨時軍事費に繰り入れ、残り三分の二は朝鮮における支出にあてたのである。三分の一は中央行政部門の拡大による諸経費にあて、残り三分の二は地方財政における負担の均等、合理化にあてられたのである。

最後に収入の一部を占める補充金の問題であるが、第一期、第二期における補充金の意味は漸次少なくなり、

第十二表 納税負担比較 (単位 円)

項 目	年 次	日本内地	朝 鮮
納 税 負 担 額	昭和16	57.479	9.811
	17	89.156	12.834
	18	116.792	18.966
国 民 所 得 総 計	18	600億	42億
人 口 一 人 当 所 得	18	817	158
所得に対する納税割合		0.142	0.12

備考：朝鮮総督府作成資料による。

第四期においてはさらにこれが弱くなり、全体に占める割合も一〇パーセント程度のものより一〜三パーセント程度のものとなり、重要な意味をもたなくなった。すなわち第四期における補充金の意味は、伝統的、慣習的なものとなったともいえるのである。

#### 四 支出の重点

朝鮮における近代的産業が、主として総督府特別会計という国家資本による開発と積極的指導によったものであり、産業界の発展のため財政資金の支出が果たした役割りがきわめて大きかった事は第三期において詳述したが、戦時経済となり国家統制の部面が大になって来るとともに、ますます財政の運営による面が強くなったのである。イギリスのごとく産業資本の確立が自主

独立的に行なわれた国では、政府は「安価な政府」たり得たのであるが、朝鮮におけるごとく、前封建的社会を資本主義社会一般の水準に維持するためには「高価な政府」たらざるを得なかったのは当然である。しかも税収入による調達ができわめて困難であり、母国よりの公債等によりそのほとんどが賄われたのであり、公債補充金をとおしての朝鮮産業の開発はきわめて大きなものとなったのである。

日華事変は朝鮮独自の開発という方向を、戦争協力の方に強く変更させたが、その傾向は太平洋戦争とともにますます強くなったのである。

朝鮮資源の開発により鉱工業を振興させ、朝鮮経済の水準向上、労働問題の解決を図らんとする従来の方向は、資金面、利潤面よりする経営困難が強かったのであるが、軍需物資の増産という目的を生ずるとともに、急速に促進されたのである。

戦時財政としての朝鮮財政はその全期間においては種々の変更があつたが、まず大体において、生産力拡充問題、食糧問題、輸送力問題、貿易問題、教育問題、戦争関係等があげられる。かかる諸問題が事変ないし戦争遂行のための絶対命令として取り上げられたのであり、他の面における財政支出はきわめて圧縮されるとともに、行政簡素化により人員の減少、経費の軽減に努力が向けられたのである。

日華事変当初最も朝鮮に要望されたのは金山の開発であり、貿易政策の一環として貿易基金としての金の増産が強く要求された。昭和十三年度千百万円、十四年度二千百万円、さらに十五年度には五千七百万円と膨大な額が金増産奨励のために支出され、利潤を超越した採掘が進められたのである。

金増産に必要な送電線、道路等の架設は一切国家支出によつたのであり、器具購入費、補助金制度等あらゆる面での援助をなした。さらに十六年度には生産業者に対する補助金制度を全面的に行ない、これに対する支出は日本政府より直接行なわれる事となった。

第十三表 一般会計支出朝鮮経営費中軍事費 (単位 千円)

年 度	軍 事 費			年 度	軍 事 費		
	陸 軍	海 軍	計		陸 軍	海 軍	計
明治40	9,975	651	10,626	大正12	15,423	1,946	17,369
41	15,115	113	15,229	13	13,547	1,691	15,238
42	10,032	326	10,358	14	14,144	1,624	15,769
43	9,510	683	10,193	昭和1	14,239	1,476	15,716
44	8,511	1,141	9,652	2	13,876	1,564	15,441
大正1	8,014	969	8,984	3	13,725	2,147	15,873
2	7,283	949	8,233	4	15,380	3,179	18,559
3	6,524	545	7,069	5	15,665	2,983	18,648
4	6,210	760	6,971	6	12,806	2,264	15,070
5	8,088	649	8,737	7	11,742	2,447	14,189
6	9,752	784	10,536	8	14,047	2,550	16,597
7	10,450	738	11,189	9	15,356	2,721	18,077
8	15,065	773	15,838	10	18,844	2,807	21,651
9	16,963	894	17,857	11	22,685	3,266	25,951
10	23,747	840	24,587	12	57,043	3,378	60,421
11	18,039	1,511	19,551				

備考：朝鮮総督府作成資料による。

その他重要鉱物としての水銀、タンクス  
 テン、銅、亜鉛、黒鉛等に対する開発も、  
 総督府による調査援助により開始されたの  
 である。昭和十四年度にはこれが調査費と  
 して百万円が計上され、十五年度には朝鮮  
 鉱業振興会社の設立をなし、予算外負担と  
 してこれに補助を与え、十六、十七、十八  
 年度と各二千万円にのぼる補助が与えられ  
 た。石炭・鉄増産に対する積極的な援助も  
 与えられ、鉱業振興の基礎はまったく財政  
 支出によったものといえるのである。  
 これに付随して電力問題に対する支出も  
 大なるものがある。水力資源調査に関して  
 は早くから実施され、この期に入るとも  
 に各発送電会社は政府出資の援助を受け、

第十四表 朝鮮総督府特別会計より臨時軍事費特別会計へ繰入額 (単位 千円)

年 度	金 額	総予算に 対する割合
昭和12	11,034	2.7
13	26,978	5.4
14	41,291	6.1
15	50,482	6.2
16	94,568	10.0
17	163,212	14.1
18	203,058	12.2
19	414,075	17.0
20	606,213	19.4

備考：昭和18年度までは大蔵省主計局、各年度『特別会計歳入歳出決算』の予算額欄により、19年度以降は朝鮮総督府作成資料による。単位以下四捨五入。

配電会社も政府指導の下に統合が行なわれ、国家管理的方向が進められた。  
 食糧問題ことに米作に対しても新たな観点より取り上げられ、農村振興的な見地よりする前期の農村対策は、食糧確保のための米作増産に第一主眼が置かれ、昭和十五年度より農事改良を主とした増産計画が進められる事となった。この計画のための経費として一億六千二百万円が計上され、内七千七百万円を政府補助、残りは大部分を預金部預金の貸付けによる事となった。

十六年度には約二千万円の補助がさらに追加され、十七年度にはさらに土地改良を大規模に行なう事となり、増産計画の改正を行ない、昭和三十年までの経費八億三千六百万円を見積り、総督府負担を三億八千二百万円とした。これがために、十八年度には開墾、干拓、灌漑改善等の費用として二千七百万円を支出、予算外契約として五千万円が計上された。十九年度には土地改良のため七千五百万円、灌漑工事のため三千六百万円が計上された。

これに付随し肥料増産のために努力が重ねられ、十九年度には二千三百五百万円の経費が計上された。その他畑作物、畜産物の増産奨励の経費も支出され



食糧対策施設費としては十八年度二億五千三百万円、十九年度三億五千二百万円の多額にのぼった。

航空に関しては昭和十二年より諸施設の拡充を図って六百二十万円をもって十五年度までに、さらに二千万円をもって二十一年度までに一応完備するように計画された。

鉄道建設改良に関しては、新敷設鉄道として羅南、清津間、白茂線、中央線（京慶線）、東海線、慶全線、大三線、北青鉄山線があり、その他改良複線工事、あるいは北鮮拓殖鉄道会社、西鮮中央鉄道会社、朝鮮鉄道会社黄海線、釜山臨港赤崎線等の私設鉄道の買収があり、車輛特に貨車の整備にも重点が置かれ、私鉄買収費を除く建設改良のみにても莫大な額にのぼった。十三年度九千四百万円、十四年度一億三千三百万円、十五年度一億四千万円、十六年度・十七年度各一億三千万円、十八年度一億七千万円、十九年度二億七千五百万円、二十年度一億八千八百万円という巨額が計上されたのである。

港湾の施設に対しても継続事業として改良整備に多額の支出を見、十二年以来約二億円の支出がなされた。

戦時経済になるとともに自由貿易は政府の計画指導による貿易となり、対外輸出ことに円域ブロック外への輸出に全力が注がれ、朝鮮においてはフィッシュミール、鰵油、手工芸品等の製造に対しては輸出資金前貸損失補償制度を設け、これが促進に努めた。

教育問題においては初等教育の拡充計画が重点とされ、昭和十二年度より五カ年計画にて義務教育制を目標として拡充される事となった。小学校の学級増設、簡易学校の新設、それに伴う師範学校の増設が第一の拡充計画

として取り上げられたのである。師範学校新設以外は地方財政に対する補助の形で行なわれ、十四年度三百十六万円、十五年度三百十五万円であったが十八年度には一千九百万円、十九年度四千六百万円、二十年度八千五百万円と増額された。これと併行して青年訓練所、陸軍兵志願者特別訓練所に対する支出も、十四年度の二十万円より、十六年度七百五十万円、十七年度千五百万円と膨脹した。

事変ならびに戦争による特別対策としては、国民精神総動員運動、国家総動員事務、国民登録、技能者登録、技術者割当、労務需給統制、賃銀統制、価格統制、物資需給統制、青少年雇用問題、電力統制、会社職員の給与規正、会社配当経理益金取締り、船舶管理、海運統制、経済警察等多方面の問題が包含され、十六年度三千七百万円、十七年度六千八百万円、十八年度九千五百万円、十九年度三千六百万円（今期より独立せる科目を除く）、二十年度七千三百万円が計上されたのである。

# 第四章 租税制度

## 第一節 朝鮮の国税体系

税と言えは国税と地方税とあるけれども、朝鮮の租税がどういふ方針に基づいて体系づけられ、どんな考え方で課徴されたかは、国税を検討する事によってほぼうかがう事ができるので、ここでは国税に就いて概観する事とする。

昭和十九年度現在における朝鮮の国税体系は内容において若干の相違はあるけれども、その大綱は日本内地のそれとほぼ同様な程度になっており、左の表の通りであった。

	(内)	地)	(朝)	鮮)
(a)	所得税	所得税	所得税	第一種所得税
	法人税	法人税	法人資本税	第二種所得税
	特別法人税	特別法人税	特別法人税	第三種所得税
		分類所得税 総合所得税		

(a) 収得税  
 (b) 収益税  
 地租(還付税)  
 家屋税(還付税)  
 営業税(還付税)

(c) 特別収得税  
 取引所特別税  
 鉦区税  
 相続税  
 臨時利得税  
 配当利子特別税

外貨債特別税  
 馬券税(配当払戻金課税)  
 建築税  
 ナシ(道税ニ家屋税アリ)

ナシ(日本銀行納付金アリ)  
 朝鮮銀行券発行税

(b) 流通税  
 取引税  
 有価証券移転税  
 馬券税(売上課税)

噸税  
 通行税  
 広告税  
 印紙税  
 登録税

狩猟免許税  
 電気瓦斯税  
 ナシ(免許手数料アリ)

(a) 消費税

酒税  
 清涼飲料税  
 砂糖消費税  
 織物消費税  
 骨牌税  
 遊興飲食税  
 物品税  
 入場税  
 特別行為税  
 関税  
 ナシ

噸税  
 通行税  
 広告税  
 印紙税  
 登録税

すなわち消費税系統において課税物品の内鮮出入に際し、内鮮消費税間の差を調節するため、朝鮮では内地では見られない出港税（負担者は内地における消費者）があり、内地の狩猟免許税が朝鮮で手数料の形式をとっている事、流通税において内地で課徴せられている有価証券移転税が朝鮮では課徴されていない事、中央銀行の銀行券発行の特権に対する国家への貢納金が、内地では納付金の形であるが朝鮮では税の形式である事、取得税において内地にて存在する家屋税が、朝鮮では地方に移譲せられ国税としては存在しない事、所得税について内地は分類および総合の二本建てであるが、朝鮮ではなお在来のままの第一種、第二種、第三種の三本建てである事等が主な相違点であるけれども、体系そのものは全然同じであり、いわゆる近代の進歩した国における租税制度の域にまで到達していると言つてよい。

## 第二節 税制の沿革

財政も税制も紊乱、かつ幼稚であった旧韓国時代の合併当初から右のような大体整備された制度に至るまで、財政の需要と朝鮮経済の進度とに応じ、漸を追つて改正に改正が加えられ三十六年にしてここまでに至つたのである。その跡づけを簡単に省みる事とする。

李朝時代には田、賦、貢という三種類の税があつた。田とは全国の土地を測量し、田丁、農民の十六歳から六十歳までの男子に一定の面積を耕作せしめ、水田は米、畠は粟を三斗ずつ納めさせたものであり、賦とは義務ではなかつたが、兵役に徴集されなかつた場合その代償として税を納めしめるもので、一名これを軍保布ともいわれた通り布を納める事になっていた。貢とは賤民をしていろいろな仕事に服せしめる、いわゆる今の賦役であるが、都合で出られない場合、その出役の代償として布をもつて納めしめる一種の税である。明治四年頃軍保布を廃止しその代わりとして毎戸錢二両ずつを徴する、いわゆる戸税が設けられた。明治二十七年の日清戦争当時までは田畚に対していろいろな名目で課税していたが、これを統合して地稅一本に改めかつ金納の制度としたのである。明治四十二年頃の合併前には、戸税は田畚に対するものであつた關係上、都会地には賦課しなかつたのであるが、この戸税の課せられていない市街地の家屋に対し家屋税が設けられ、続いて酒、煙草に対する税も創設せられた。かくして合邦直後の明治四十四年頃の国税としては、地稅、関稅、戸稅、家屋稅、酒稅、煙草稅、釐稅が主なるもので、稅收入年予算額は千二百四十四万円となつていた。明治四十四年の朝鮮の予算の總額はおよそ四千八百万円であつたので、稅收入は二五パーセント余を占めているわけである。

日本の統治に引き継いで第一に着手した事は、土地の整備である。土地と人口とは國家統治の土台であるにかかわらず、朝鮮では土地制度が非常に乱れていた。何をおいても土地關係の大整備がひとり税の關係のみならず、施政万般の基盤であるとの着意により、明治四十三年から大正七年まで満八カ年の日時と三千万円の巨費を投じて、全鮮の田、畑、雜草地、二千万筆の全部を一筆ごとに測量し、土地台帳および地籍圖の正本と副本とを

作成し、ここに土地の制度が確立したのである。朝鮮ほど土地の制度が整然としている所は、世界でも珍らしいと言われているのであって、そういう基礎的な事に金を厭わず着手し、それを完成した事は非常な達見であり、それ以後における土地改良事業なり、市街地計画なり、朝鮮の土地に関連する生産事業、文化施設が計画に基づき所期どおり着々と進捗されたその地盤が早くもここに築かれた事は、未だ開かれない地域に対する政治上の着意として、見逃し得ない業績である。

大正五年には登録税、大正八年には砂糖消費税、大正十年には取引所税がおのおの創設されたが、煙草税が廃止されて煙草の専売が実施されたのがこの年である。大正八年には家屋税と戸税とは廃止され道税として地方財源として道に移譲された。大正十四年まではその時々々の必要に応じ財源に適当な税種を補足していたのであって、一国の経済事情に即応した租税大系を目標にこれを整備し、もって財政の需要にも応じ、国民負担の均衡を得しめるという理想を遂げようとする行き方ではなかった。この意味において併合後十六年の大正十五年は朝鮮の税制上、一時代を画する年であった。

それは同年にはじめて相当大規模な税制調査委員会が設けられ将来における朝鮮税制の根本方針が策定され、以後その理念の下に年をおって補足整備が行なわれ、徴税機関の整頓拡充と相いまって、前述のような独立国家ではないが一地域としてまとまった体系が完成し、徴税においても後述の如く朝鮮財政の枢軸をなすまでに成長したからである。

大正十五年に決定された根本方針は、第一 朝鮮の税制としては一般所得税を中樞とする事、第二 収益税の系統を整備する事、同時にこれをもって一般所得税の補充税とする事、第三 以上に配するに消費税、関税、交通税等をもってし、洩れたものを捕え徴収の確保を図る事、第四 適当な時期に徴税機関を整備する事、であった。右の方針に基づき昭和二年に収益税たる営業税および資本利子税が創設され、それからほとんど十年近くも遅れ納税者も近代的租税に慣熟し、税務官吏も課税技術に習練するのをまっけて、昭和九年はじめて第三種所得税——一般所得税が設けられ、かつ独立した徴税機関と税務署、および税務監督局が新設せられたのである。

昭和十二年内地においては臨時租税増徴法を実施し、租税に關し中央、地方を通じる大改正をやったのである。要点は中央で租税を一括増徴して地方に交付金としてその一部を分与し、収入の増加と中央、地方を通ずる負担の公正とを期せんとするにあつたが、朝鮮としては昭和九年に所得税新設という大改正をやったので、それから間もない時にまた内地の大改正に順応する事は相当の激変をきたす事になるため、十二年には内地に追随せず、ただ法人資本税、外貨債特別税等法人関係でどうしても内地との均衡を考慮する要のあるものの小範囲にとどめた。内地ではこの時価証券移転税が設けられたが、朝鮮では朝鮮人に投資による資本の蓄積に關心を持たしめ、朝鮮産業開発に資本的に参加せしめる機運を育成するため、これが障害となる新税の創設はあえて行なわなかつたのである。同年七月に日華事変が勃発したため内地では事変の財源として北支事変特別税を創設した。朝鮮独自の立場からはあえて追隨するの必要はなかつたのであるが、戦費は日本全体として支弁すべしとの方針が

決定されたため、事変特別会計への繰り入れを目的として朝鮮にも同様の税種が設けられた。当時わが国としては日華事変は不拡大方針をもつてのぞむ心算であったので、税もまた自然応急的な措置に止まったのであるが、翌年四月事変の推移により不拡大方針が一擲されたので、その費用調弁のための税制もそれに応ずる事になり、内地はもとより朝鮮にも北支事変特別税に代わる支那事変特別税が創設され、所得税、法人資本税、砂糖消費税、取引税の増徴、通行税、入場税、特別入場税の創設を見たのである。昭和十四年四月にはさらに戦費支弁のため、臨時利得税の増徴のほか利益配当税、公債および社債利子税、砂糖消費税、清涼飲料税、物品税、印紙税の増徴が行なわれ、同時に建築税、遊興飲食税が創設された。

昭和十五年には内地では主として大幅な増税を目的として往年の第一、第二、第三種という所得税の建て前を根本的に改め、分類所得税および総合所得税の制度を設けた。事変中なるが故に大概の事は、内外地歩調を一にすべしという内地側の強硬な主張にもかかわらず、朝鮮人の経済力、その民度に深き省察を加えた結果、おおむね左記理由によってこれに追隨しなかった。

(一) 朝鮮では昭和九年にはじめて第三種所得税が創設されたばかりであり、官民共に未だ高度の直接税課徴に慣熟していない。

(二) 分類所得税創設のためには、収益税が総じて真の収益を課税標準とする建て前となっている事を必要とするにかかわらず、朝鮮においては収益税の中心たる地税および営業税共に一種の外形標準により課税しつつあ

り、これを純益課税に改定するのがまず取るべき順序である。

(三) 内地は第三種所得税がすでに相当高率であり、これ以上の増収を税率の改訂により期待するのは無理な事情にあったが、朝鮮においてはその点内地と趣きを異にする。

昭和十五年には左のごとき重要な改正が行なわれた。

(一) 昭和十三年以来国税と地方税との均衡、地方別に見た各税間の均衡について果して凸凹はないかの点について計画的に調査を行なった結果、不十分な点がある事が明らかになったので、これ等の不均衡を是正するため、所得税その他の国税増徴額の一部を地方に分与し、地方負担を調整かつ軽減した。いわゆる国税の地方分与制度が創設されたのである。

(二) 収益税の一つである地税の課税標準は地価によっていたのであるが、地価は土地の真の収益力を表現するに十分でないので、地税をして収益税の実を具現せしめるため、課税標準を土地の真の収益、すなわち賃貸価格により課税する事に方針を決定し、昭和十五年より向こう三カ年間に予算四百五十万円をもって、全鮮およそ二千万筆の土地の賃貸価格の調査を行なう事にしたのである。本調査の目的は賃貸価格を調べる事のほか、この機会に合併以来三十年、経済力の発展により土地収益力に著しい増加等の変動があったにかかわらず、その地価が合併当時のままであるという著しい不均衡をも是正するにあった。ただし著しい増税とならぬよう緩和的規定を設け、昭和十八年四月一日より新しい賃貸価格課税により地税が課徴せられたのである。

(三) 地稅、配當稅、營業稅の稅率に相當の補正を加え、收益稅相互間の不均衡を是正する措置が講ぜられた。

(四) 租稅收入の増加が計られた。すなわち昭和十二年および昭和十五年における内地の増稅に順應し、所得稅ほか十五稅目の広範囲にわたりおのおの増徴が行なわれた。

(五) 朝鮮の特殊事情を考慮し、分類所得稅、総合所得稅の制度は内地にならわす採用されなかつた事は前述のとおりであるが、その他内地では預貯金に対し全部課稅せられていたが、朝鮮では資金蓄積を一層奨励する要あるため銀行の貯蓄預金、金融組合の預金には課稅せず、なお特殊の稅を除いて稅率は大体内地より低くし免稅点も朝鮮の実情に應じる事、すなわち負担を軽くするよう考慮が払われたのである。

かくて朝鮮の租稅制度は、昭和二年に根本方針が確立し昭和九年に至り形式上一応整備され、昭和十五年に至り各種の内容が充實され、ここに形式實質共に近代先進國家の稅制の域に到達したのである。

続いて昭和十六年には間接稅を中心に、昭和十七年には直接稅を中心に、昭和十八年には再度間接稅を中心に、年々内地の増稅に順應して各種目にわたり大幅の増稅が行なわれ、昭和十八年からは新たに織物稅を設け、内鮮間の經濟交通の障害となつてゐる戻稅制度が廢止され、租稅制度の部面よりする内鮮間の經濟交流は全く本州と四國九州との間と同様になつたのである。昭和十九年には特に戦時財政の強化、浮動購買力の吸収を目的として、内地に追隨し大幅の増稅が行なわれた。第二種、第三種所得稅、資本金子稅は共に増徴したが、朝鮮の負担能力を考え内地に比し低率にし、増徴の一部を地方に還付して地方負担の軽減に資する事にした。株の配當所

得に対する課稅も民衆の有價証券への親しみを疎外せぬようとの配意が用いられた。なお外形標準たりし營業稅を純益稅に改め、收益稅の純益課稅体制は全く整えられたのである。

### 第三節 朝鮮の特殊事情と稅制

朝鮮の租稅体系がほぼ内地と同様の域にまで達したのは前述のとおりであるが、しかし他面内地側が常にあらゆる点において内地と同一歩調を取るべき事を要求した——戦争になつて以来ことにその圧力は強くなつてきた——にもかかわらず、總督府は常にいわゆる朝鮮の特殊事情——民情、習慣、經濟力が内地と必ずしも同一でない点——を考慮し、風俗習慣にならぬ經濟力の發展の芽を萎縮させない事に不斷の注意を払つてきたのである。いわゆる朝鮮の特異点と稱せられるものがこれである。

第一、租稅の發展段階に基づく特異性としては、朝鮮では所得稅が分類所得稅、総合所得稅という段階にまでまだ進んでいない。すなわち所得稅の系統が違ふのである。租稅はその社會經濟狀態を基礎として發展するものであり、また課稅技術と納稅道義心とによつて段階を異にすべきである。

第二、納稅者の負担能力に基づく相違 第三種所得稅でも昭和九年創設された當時は内地の半分程度の稅率であり、漸次増率されて来たが、それにしても内地の分類、総合兩稅を合わせたのに比すれば稅率はまだ低い。消

費税の税率もある種の物品に就いては相当低いのである。例えば酒では、

	内地	朝鮮
清酒(上級)	六二〇円	五五〇円
清酒(下級)	三四〇円	三〇〇円
麦酒	二八〇円	二五〇円
濁酒	二〇〇円	三〇円
焼酎	三四〇円	一六〇円

というように、いわゆる朝鮮の特殊事情が強く加味され相当低くなっている。他面からみると朝鮮の酒税にはなお相当の弾力性ありとも言える。また織物税にしても内地の一割五分に対して、朝鮮は一割というのもこの例である。

第三、朝鮮の特殊な慣習に基づく相違点 相続税において、内地では家督相続と遺産相続との二種類であったが、朝鮮ではその他に家の祭り、つまり祭祀相続ということがあるので別にこれを独立した一つの相続形式として扱っている。また孔子を祭る文廟祭祀用としての朝鮮酒を非課税とするがごとき、内地にはその例のない事である。

第四、一般民衆の社会通念、経済、産業状態に基づく朝鮮の特異性で一番われわれの目につくのは、貯蓄に対する課税である。朝鮮は資本の蓄積少なく、土着の産業を開発するためには資本の形成と誘致とに一段の意を用

いる必要性は内地の比でなく、資本課税については大いに斟酌を要する。貯蓄預金課税は内地では五千円未満と五千円以上とに分け、昭和十九年度の改正では五千円未満の税率が百分の五、五千円以上が百分の十五となっているのに、朝鮮では五千円未満のものには課税せず五千円以上のものに対してのみ百分の五だけ課税する事になっている。その他資本利子課税についても、すべて百分の二だけ内地より軽くなっている。それから株式配当に対しても、内地は全部に課税しているのであるが、朝鮮においては株式の知識を普及し投資に刺激を与える見地から、一割だけ控除するほかに、借入金により株を買っている者に対しては借金の利子は控除する事とし、内地とは逆に恩典を与えて軽課することになっている。なお相続税においても朝鮮人の相続に関する通念、ならびに民意を考慮し、内地に比し二割を軽課することになっていたのである。

第五、社会制度に基づく相違点 教育費は内鮮人別に負担をなす事になっている。朝鮮の地方制度の一大特色は教育費支弁のための特殊の制度が存在する事である。すなわち内地人の教育費を支弁するため、府における第一部特別経済、府以外の地域においては学校組合を設け、朝鮮人の教育費支弁のためには、府における第二部特別経済、郡島における学校費を設け、内鮮人各別に初等教育費を負担している。これ等教育費の負担は原則として戸別税なる形式によってなされ、その額は朝鮮の中央地方を通じた人税収入中の大なる部分を占めている。昭和十五年内地においては地方人税を全廃して人税を国税たる所得税に集中する制度を採用したが、朝鮮においては初等教育費負担制度があったため、これに追随しなかった。



## 第六、産業政策に基づく特異点

(イ) 所得税を免除すべき重要物産の製造または採掘の事業の種類を異にしている。重要物産の製造または採掘の事業を営む者には開発の年およびその翌年より三年間、その業務により生ずる所得には所得税を免除することは内地と同様であるが、内鮮の産業の分野およびその発達状態または重要鉱産物の賦存状態の相違に基づき重要物産および採掘鉱物の指定品目を内鮮異にするものがある。

(ロ) 関税免除に関して特例を設け、朝鮮特殊の産業政策に基づき、播種用種子、鉱山用品等に対しその輸入税を免除していた。

第七、物価事情に基づく相違点 朝鮮における物品税については、比較的奢侈的な物品の販売価格や演劇興業の入場料、特別行為税の課せられる写真の撮影、調髪および整容、被服類の仕立て染色等の料金、その他旅館における宿泊料等が内地におけるよりも高価なので、これ等の支出に対する課税に当たっては、その事情を考慮し税率、課税最低限等に制限を加えている。

(イ) 物品税中、第一種、乙類および丙類の物品の課税最低限が高い事。

(ロ) 入場税の課税最低限高く、税率が低い事。

(ハ) 遊興飲食税中旅館における宿泊料の課税最低限が高い事。

(ニ) 特別行為税中写真の撮影、調髪および整容、織物および被服類の染色、刺繡および仕立料金の課税最低限

が高い事、これらである。

## 第四節 関 税

## 一 総 説

朝鮮における近代的関税制度は、明治九年わが国との間に修好条約が締結せられ通商を開始したのに始まる。

その後列国との間にも通商条約の締結を見、おのの関税率を協定したが、これ等の協定税率は韓国にとってすこぶる不利益なものを甘受せしめられた。税関事務のごときも当時韓国において最も勢力の強大であった清国に委嘱せられ、清国はこれを外国人たる総税務司をして監督せしめた。当時は関税、噸税を総称して港税と称していたが、収入第一主義のものであって、産業の保護は全く考慮されていなかった。関税収入も国庫には明らかに計上されていなかった。光武八年（一九〇四年、明治三十七年）の日韓協約によって、日本より財政顧問目賀田種太郎着任するや、直ちに紊乱をきわめた韓国財政経済の立て直しに着手し、関税については従来外国人の専管に帰していた税関事務を中央政府によって統一し、関税を国庫の収入とし、外国貿易に便ならしめるために税関を増設し、あるいは枢要の地に保税倉庫を設け港湾の修築、燈台の増設をなす等全く面目を一新せしめた。

越えて明治四十三年八月二十二日、日韓合邦条約の調印成ると同時に、日本政府は以後十年間を期して朝鮮に

おける外国貿易および対内貿易に関しては、従前と同一の関税を課すべき事を宣言した。したがってこの期間における関税制度にはこの宣言に抵触する改革は行なわれ得ず、わずかにその範囲内において適度の改善が行なわれたに過ぎない。この旧関税据置期間は、大正九年八月をもって満了したので、ここにはじめて従来の制度に革新を加え、原則として内地と共通の関税制度による事とし、従来の諸法規を廃して関税法、関稅定率法、その他の関係法令を朝鮮に施行し、ただ特殊の事情あるものに限り若干の特例を設けた。したがって内鮮間の関税も右と同時に当然撤廃されるべき筈であったが、内地側はただちに朝鮮からの移入税を撤廃したにかかわらず、朝鮮側は財政上の都合からただちにこれを撤廃することが困難であったので、なお引き続き当分これを存置することとなり、その後漸次撤廃するの方針となり、昭和十六年四月よりようやくこれを全廃することとなった。

## 二 関税据置期間中における関税制度の刷新

以上のごとく併合後十年間は、関税に関してはすべて従来の制度を踏襲することとなったので、この関税据置期間中は当初の宣言に抵触するような制度の刷新は加えられなかったが、朝鮮の関税制度はもともと韓国政府が各国との条約に基づいて取りきめたとは云うものの、慣例に従い不文の取り扱い例による事が多いために、その間統一もなく運用上不便が多かったのみならず、賦課の公平を失し産業の発達を阻害すること少なくなかった。

ので、当初の宣言に抵触しない範囲内で適宜制度の刷新を行なうこととなった。すなわち明治四十五年一月に「朝鮮関税令」「朝鮮関稅定率令」「朝鮮保税倉庫令」「朝鮮噸稅令」を、大正二年一月には従来関稅令の除外例として、「従前の例による」ことになっていた隣接国境地方における貨物の輸出入に関して「朝鮮隣接国境関稅令」を、おのおのその付属法令と共に制定公布した。これ等の新制度は大体において内地の関税制度に準拠し、それに朝鮮の特殊事情、ならびに産業貿易助長方針を加味して制定されたもので、従来の制度に比して大いに面目を新たにした。しかして隣接国境においては各要地に徴税機関の配置を行ない、はじめて国境関税制度の整備を見たのであった。その後時勢の進捗に伴って若干の修正を加え、大正九年八月関税据置期間満了して内地と共通の関税制度がしかれるまで存続したのである。朝鮮関稅定率令においては、従来適用して来た税率を基礎として定率表を編成し、もってその分類および適用を整理統一するとともに、輸出税の種目を削減し、各種品目について一々税率を明示してその準拠するところを明らかにした。朝鮮関稅定率令はその後必要に応じてしばしば改正せられたが、改正の要旨は要するに朝鮮の産業貿易の発達を図るため、関税の増収により総督府財政に多少の余裕を見るに至って漸次輸移入税免除の範囲を拡大するにあった。

## 三 関税法、関稅定率法等の施行

対外宣言に基づく旧関税の据置期間は、大正九年八月二十八日をもって満了した訳であるが、右期間満了後にお

ける朝鮮の関税制度をいかに定めるかという事は、朝鮮統治上の重大な問題であった。そこで総督府はこれが研究に慎重を期するため、大正六年一月関税調査会を設置して関税制度および政策に関する事項および関税率に関する調査を開始し、職員を支那、欧米、印度、南支等の各地に派遣して、つぶさに諸外国の植民地における関税制度を調査せしめるとともに、朝鮮の産業、民度、財政および税制等を考察して左の方針による事に決定した。すなわち、

(一) 内鮮関税統一の方針をもって大正九年八月二十九日より従来の法令を廃して内地現行の関税法および関税定率法をはじめとして関税制度の基本法令はことごとくこれを朝鮮に施行する事。

(二) ただし朝鮮の民度、産業および隣接国境による交通の实情にかんがみ、特殊の事情あるものに限り法律をもって若干の特例を設けて朝鮮の实情にならうこととし、以後適當の時期にこれを撤廃する事。

(三) 内鮮間の経済交通の発達を促進し、産業の共同進歩に資せんがため、両者間の関税は全然これを撤廃する方針とする。ただし内地側は関税法の朝鮮施行と同時に、すなわち大正九年八月二十九日ただちにこれを全廃するが、朝鮮側は、たまたま文化的新施設の拡充に伴い経費多端なる際、總督府歳入中に重要な地位を占める移入税を撤廃するときはこれが補填の道がないため、財政計画上の都合で当分これを存置し、将来適當の時期をもってこれを廃することとする。

(四) 内地と朝鮮とは消費税制度を異にし、また関税についても上記の如く朝鮮には特例を存置せられるので、その貨物の両地間移動に関し調節上適當の方法を講ずる必要がある。よって別に出港税令を制定し、如上の貨物に対し出港税を徴収することとして、内鮮間における消費税および関税の調節を図る。

かくて「関税法、関税定率法、明治三十三年法律第八十六号、保税倉庫法、仮置場法等を朝鮮に施行するの件」が大正九年八月二十六日勅令第三百六号をもって公布され、同二十九日から施行されたのである。

#### 四 免税特例および国境関税

関税法、関税定率法等を朝鮮に施行するに当たって、朝鮮の特殊事情により特例を設ける必要がある事は前述の通りで、特例の一は輸入税の免税に関するものであり、その二は国境隣接地帯の輸出入に関するものである。内容の主なるものは、まず税率に付いては煙草、緬羊、馬、塩、鉍油、コークス、木材の七品に対し特殊低率なる税率を設け、鉍山用品、製鉄事業用品および貨物運搬のため国境を出入りする車輛に対しては免税することとし、また国境地方における貨客の交通に対する取締り、および同地方特定地域の住民の職業上必要な器具ならびにその生産物の輸出入に関し、関税法を適用せざることとする——等の措置である。

その後特例の法律は大正十年、大正十五年、昭和四年と三回の改正に当たって、昭和七年度限り税率についての特例は全く消滅し、内鮮関税統一が完了し、さらに昭和十二年、昭和十四年、昭和十八年と三回の改正が行なわれたが、これは経済的に緊密の度を増してきた朝鮮と満洲とは、国境において経済開発に関連して複雑な関係

が頻繁に生じたのであるが、この複雑な輸出入関係に対する税関手続きを省略する事によって相互の生産力拡充の要求に應ぜんとする意図の下に行なわれたのであって、南総督施政の根本方針の一つたる鮮満一如政策の具現にほかならぬ。

### 五 移入税の存続とその撤廃

日韓合併の際の対外宣言に基づき内地・朝鮮間の移出入について向こう十年間は輸出入と同様従来の関税を課す事とし、ただ朝鮮における産業振興の見地から逐次これが減免を行なってきたのであるが、大正九年八月の関税据置期間満了を機とし、朝鮮を日本の関税圏内に収めて統一関税を実施するに当たり、移入税は内鮮共に撤廃する方針であった。内地側はその方針にしたがって大正九年八月二十九日以降これを全廃したのであるが、朝鮮側は当時の財政事情としては財政中重要な地位を占める移入税を撤廃するとなれば歳入に大なる欠陥を生じ、一方これに代わるべき財源を採す事は容易でなかったため、大正九年度はやむを得ず撤廃を延期することとした。大正九年度の総督府歳計を見るに、関税収入は九百七十余万円にして地税につぐ大きな財源をなし、租税収入総額の二八パーセントを占めている。もってこれが撤廃の困難であった事情を推知する事が出来よう。

しかし本税はもとも変則的なものであり、その存置はもっぱら財源喪失を避けるにであったのであるから、以後機会あるごとに財政事情の許す限りこれが軽減に向かって努力せられ、大正十二年、昭和二年、昭和十二年、

第十五表 朝鮮総督府特別会計における関税収入累年比較  
(単位 千円)

年 度	関税収入 (A)	国税収入 (B)	(B)に対する(A)の比率 %	年 度	関税収入 (A)	国税収入 (B)	(B)に対する(A)の比率 %
明治43	2,026	9,062	22.3	昭和 2	9,949	43,363	22.9
44	4,062	12,441	32.6	3	10,420	44,633	23.3
大正 1	4,712	13,362	35.2	4	10,717	45,988	23.3
2	4,807	13,904	34.5	5	8,466	43,479	19.4
3	3,893	16,685	23.3	6	7,402	40,392	18.3
4	4,416	17,494	25.2	7	7,966	41,166	19.3
5	5,032	18,876	26.7	8	11,158	47,625	23.4
6	7,295	22,679	32.1	9	12,728	56,129	22.6
7	10,389	29,435	35.2	10	13,266	64,802	20.4
8	15,546	39,100	39.7	11	16,814	75,392	22.3
9	9,748	34,901	27.9	12	12,801	86,413	14.8
10	13,323	36,903	36.1	13	16,761	114,491	14.6
11	13,825	42,525	32.5	14	17,231	150,230	11.4
12	7,145	34,393	20.7	15	14,903	205,005	7.3
13	8,230	37,401	22.0	16	7,765	242,386	3.2
14	9,926	38,629	25.6	17	2,436	338,331	0.7
昭和 1	12,203	41,947	29.0				

備考：昭和1年度までは大蔵省『明治大正財政史』第18巻外地財政(上)により、昭和2年度以降は各年度『各特別会計歳入歳出決算』により作成。単位以下四捨五入。

昭和十四年と四回の改正により漸減せられ、昭和十五年三月末日限りをもって全廃せられたのである。

移入税は前述のごとくもっぱら財政上の理由により一般大衆の負担において存続せしめられたのであるが、その副作用としては朝鮮においては当時幼稚の域を出なかつた醸造業ならびに繊維工業の発達を助長するにあらずかつて力のあつた事は注目すべきであり、本税軽減ないし撤廃にはその方面よりの反対論に遭遇するのが常であつた。

## 六 出 港 税

内地と朝鮮とはその消費税の制度を異にしているので、大正九年八月内地側が朝鮮からの移入税を撤廃せるに伴い、貨物の内鮮間移動に対して消費税負担の調節を図るため、適當なる方法を講ずる必要があった。朝鮮における関税の特例によって内地と異なった税率を適用した輸入貨物が、内地に移動する場合についてもまた然りである。そこで大正九年に朝鮮出港税令が制定せられた。同令の要旨は次のごとくである。

(一) 朝鮮より内地（台湾、樺太を含む、以下同じ）に物品を移出する場合、内地において内国税を課する物品には、その内国税と同率の出港税を課する。

(二) 朝鮮において無税で輸入した物品を内地に移出するときは、関税定率法による輸入税率と同率の出港税を、また朝鮮において関税定率法の税率より低い税率で輸入した物品を内地に移出するときは、その差に相当する税率の出港税を課する。

(三) 国内で製造した織物製品には、その原料として使用した織物の価格の百分の十、また朝鮮内で製造した菓子および糖果には含有甘蔗糖百斤に付き五円の出港税を課する。

同令はその後数次の改正を見たのであるが、終戦当時には内鮮間税制の建て前上、本税存在の必要性はほとんどなくなっていた。

## 第五章 公債金

### 第一節 併合当時の借入金と以後の歳出入関係

韓国政府時代財政はもとより歳入に乏しく常に逼迫を告げ、歴代これが弥縫に汲々としていたけれども、財政の極度の紊乱と国庫に対する不信用とのため未だ正確なる意味における国債の発行は不可能であったが、明治三十七年、わが財政顧問目賀田種太郎の就任後その献策に基づいて、まず第一に貨幣整理に着手することとし、これが資金として、明治三十八年一月、三百万円を第一銀行より借り入れることとしたのが韓国政府公債の嚆矢で、これを手始めに金融界救済の資金、道路、水道、港湾、塩田の諸工事、土地調査事業、中央銀行の設立、地方倉庫の新設等のために、逐次公債借入金をなし、また帝室財産整理に伴い宮庄土の管理人に支給された一時賜金としての導掌賜金債、内地人官吏の傭聘や各種施設の改善等の経費にあてるために、日本政府より無利子、無期限の借入金をなす等、これ等の公債または借入金の総額は明治四十三年五月末現在四千四百七十一万余円、明治四十三年八月合併当時は四千五百五十九万余円となっていた。その内訳および内容は第十六表の通りであ

韓国政府公債金調

(単位 千円)

借入先	明治43年 5月末現在	同年8月 28日現在	同44年3月 月末現在	備考
第一銀行	3,000	3,000	0	日本貨幣整理資金特別会計に移属、同会計とす。明治44年3月末償却
第一銀行 後に韓国銀行	8,565 0.4	8,727	0	同上
第一銀行	2,000	1,000	0	明治42年6月、明治43年6月償却
日本政府	1,500	1,500	0	併合により償還を要せず
日本興業銀行	5,000	5,000	5,000	大正年代償却
同	12,964	12,964	12,964	昭和8年12月償却
大蔵省預金部	1,000	1,000	1,000	
日本政府	11,683	13,283	0	併合により償還を要せず
韓国銀行	0	117	117	大正2年3月償却
朝鮮銀行	0	0	2,095	大正2年5月償却
	44,711 0.4	45,590	21,175	

最近朝鮮事情要覧』『施政二十五年史』により作成。単位以下四捨五入。

以上が保護時代を経て併合に至るまでの韓国政府の公債または借入金であるが、これは予算を編成してその財源不足を公債に求める等、一定の財政方針に基づいてなされたものではなく、むしろ金策を先にしてその可能な範囲で事業を計画按配するという個人経済類似の行き方であった。これは当時の政府に近代国家に見るとき公債政策をとるまでの信用がなく、韓国そのものの経済力がこれを消化するまでに立ち至っていなかったのによるものと考えられる。しかしてこの日本政府よりの貸付金の中、司法権が日本に委任せ

第十六表

名 称	借入 償還	年 月 期 限	利 率
貨幣整理資金債	明治38年 6カ年間に 4カ年間に	1月 半額 半額	分 6
同 借 越			6
国 庫 証 券	明治38年 4カ年	6月 年	7
金融資金債	明治38年 明治45年	12月 12月	0
第一起業資金債	明治39年 10カ年	3月 年	6.5
第二起業資金債	明治41年 25カ年	12月 年	6.5
起 業 公 債	明治41年 15カ年	12月 年	6
日本政府より借入金	明治40年度以降		0
導 掌 賜 金 公 債	明治43年 20カ年	6月 以内	5
一 時 借 入 金	明治44年 3カ年	3月 以内	5
計			

備考：朝鮮総督府『韓国財政施設綱要』『第1版

られたることにより、日本政府の負担に移った経費分として二百八十万円を減じたほか、明治四十四年度借入予定の二百六十万円は借入未了のまま日韓併合となったためにこれを打ち切り、第二起業資金その他韓国事業公債法により支弁せられたる事業費のための借入金も、これを朝鮮総督府特別会計に引き継がれたのである。

朝鮮総督府特別会計設置とともに、

日本政府が韓国に対しこれまで負担した統監府、鉄道、通信、裁判所、監獄および警察署等のための支出額等について朝鮮財政の状況を考慮し、総督府財政の不足額を千二百三十五万円と決定し、母国補充金の形において無償繰り入れをなすとともに、事業的資金は別に朝鮮事業公債法の制定により憲法の条規に基づき帝国議会の協賛を経てこれを調達し、必要な施設を進めることとなったのである。

朝鮮総督府財政の発達とその中に占める公債の關係とを見るに、明治四十四年の歳計は決算四千六百万円であ

第十七表 朝鮮總督府特別會計における歳入に対する公債の地位

		(単位 万円)				
年 度	歳出決算	指 数	公 債 入 額	歳入に 対する 総額比	指 数	
明治 44	4,617	100	1,000	19.1	100	
大正 4	5,687	123	894	14.3	89	
	9	12,222	2,735	18.7	273	
	14	17,176	1,087	5.9	108	
昭和 5	20,872	452	1,250	5.7	125	
	10	28,395	2,092	6.3	209	
	15	81,351	15,688	15.8	1,568	
(予算)20	311,710	6,751	57,478	18.4	5,747	

備考：大蔵省主計局，各年度『各特別会計歳入歳出決算』により作成。

ったが、三十五年後の予算は始政当時の歳計に対し六十七倍余の大躍進である。もとより太平洋戦争による増加も著しいものがあるが、その財源は公債に偏せず、公債の増加指数は五十七倍余で、歳出の膨脹より遙かに下位にあり、また歳計総額に対する公債の比も二割に達せず、形式上順当な歩みをたどってきたといえよう。

第二節 朝鮮事業公債法による  
公債ならびに本法に準  
じ発行せられた公債

併合に伴い朝鮮總督府の會計を特別會計として地域的に

別個の經濟で賄う事となつたが、将来ますます多端を予想せられる朝鮮開發事業の資金を、貧弱な財政の普通歳入にのみよる事は到底不可能な事であつたので、朝鮮事業公債法を制定して事業開發のため必要とする資金は公債による事を方針とし、もつていやくも朝鮮開發上必要とせられる施設が、財源難を理由に左右せられる事なきを期したのである。

第十八表 朝鮮總督府特別會計における昭和19年度公債支弁事業の種類および事業別発行制限額

		(単位 千円)	
区 分	金 額	区 分	金 額
鐵道建設及改良費	2,183,559	北鮮開拓事業諸費	8,170
道路修築改良費	85,315	土地改良事業費補助	175,715
港湾修築改良費	156,319	土木費補助	210,652
塩田擴張費	13,638	防空及航海航空等施設費	15,674
平壤鉦業所擴張費	2,900	重要鉦物増産施設費	32,155
警備電話擴張費	1,022	食糧營団出資金	9,375
警察官署新營費	2,583	産業物資營団出資金	10,000
監獄署新營費	2,003	電信電話整備費	19,075
醫院新營費	3,356	私設鐵道買取	26,748
煙草専売創業費	20,027	その他	960
砂防事業費	19,010	計	2,995,129
金山送電線施設費	56,729	法 定 額	2,995,200
治水事業費	27,004		

備考：朝鮮總督府作成資料による。

朝鮮事業公債法は明治四十四年度朝鮮財政の発足にあたり鐵道の建設、道路港湾の修築を同年度より大正五年度にわたる継続事業として計画し、これが財源を公債または借入金に求める事とし総額五千六百万円を限度として第二十七回帝國議會に提案せられたのが始めである。

本公債法はその後事業の進展に伴い、前後二十回にわたり法律案の改正を行ない、その起債法、定額および事業の種類等を拡張改訂した。かくて昭和十九年度まで幾多の変遷を経てその起債限度は三十億になんなんとし、当初法定額五千六百万円の五十三倍余の巨額に達した。各年度の公債発行限度等の沿革は第十九表の通りであるが、最近年度昭和十九年における公債支弁事業の種類および事業別発行制限額は第十八表のとおりである。



第十九表 朝鮮事業公債発行限度の沿革 (単位 千円)

回次	国会回数	発行制限額	同増加額	法律番号
当初決定	27	56,000		明治44年3月法律第18号
第1次改正	37	84,000	28,000	大正 5. 3. 35
2	39	96,000	12,000	" 6. 7. 12
3	40	168,000	72,000	" 7. 3. 10
4	41	178,000	10,000	" 8. 3. 16
5	43	206,500	28,500	" 9. 8. 44
6	44	230,600	24,100	" 10. 4. 27
7	45	344,800	114,200	" 11. 3. 12
8	46	393,700	48,900	" 12. 3. 14
昭和2年全改正	52	603,700	210,000	昭和 2. 3. 11
第1次改正	64	法定額改定なし		" 8. 3. 6
2	65	606,200	2,500	" 9. 3. 23
3	67	615,800	9,600	" 10. 3. 8
4	69	696,200	80,400	" 11. 5. 20
5	70	841,500	145,300	" 12. 3. 15
6	73	893,500	52,000	" 13. 3. 10
7	74	1,066,100	172,600	" 14. 4. 62
8	75	1,336,000	269,900	" 15. 3. 16
9	76	1,608,200	272,200	" 16. 3. 25
10	79	1,839,400	231,200	" 17. 3. 30
11	81	2,394,700	555,300	" 18. 3. 10
12	82	2,414,100	19,400	" 18. 6. 93
13	84	2,995,200	581,100	" 19. 2. 8

備考：朝鮮總督府作成資料による。

右の計数は昭和十九年度以降数年にわたる継続費をも包含しているもので、最近年度までに発行せられ現実に朝鮮總督府の負担に属する公債の額は二十三億円程度である。

以上のほか朝鮮事業公債法の外においてなされた總督府負担の公債または借入金にはおよそ次のとき五項目がある。すなわち、

(イ) 私設鉄道買収の交

付公債は事業公債法の明文に基づいてその発行制限額を議案に提案し、順次私鉄の買収を執行することが原則であったが、昭和十年南朝鮮鐵道の買収に当たり、種々の理由により別個の単行法として提案せられて以後は、前後三回にわたりこの単行法により私鉄買収に交付公債が発行せられた。総額は一億一千四百八十四万五千余円である。

- (ロ) 行政整理による賜金に要する交付公債、これは別個の単行法として、一般会計およびすべての特別会計を通じて適用せられるものでその計数はにわかには区分し難い。
- (ハ) 旧韓国時代借入の英貨興業債券の償還に際し生ずる為替差損を補填するため必要とする財源を公債に仰ぐ事とし、単行法により公債を発し日本興業銀行に交付したものの六百十二万七千余円がある。
- (ニ) 戦争中朝鮮における米麦の生産を確保するための補給金、いわゆる価格差補給金と企業整備にかかる者に交付する財源を公債に仰ぐこととしたため単行法により公債を発行したものおよそ三億一千八十万円である。
- (ホ) 単行法によらず、予算外国庫負担の契約の方法により災害復旧費と朝鮮貴族保護資金との財源を借入金に依存した事があるが、この分は五年または三年以内の償還期限を付せられ、忠実に履行されたので終戦の際には全部償還済みである。

### 第三節 公債の発行と償還

国債償還の一般原則は前に年度始めの国債現在高の万分の百十六の率によって計算した額を償還するため、償還基金として国債整理基金特別会計に繰り入れる事に法定されていたが、昭和四年までは朝鮮特別会計の負担に属する分まですべて一般会計において一括繰り入れを執行してきたのであって、自己の負担に属する額を自ら負担するという当然の事を実行に移したのは昭和五年以後である。以後公債発行が多額にのぼる場合、右改正率の繰り入れを行なうは無意味に近いとの意味から、時にこれを半減しあるいは全然中止した事もあったが、その都度朝鮮会計も一般会計同様繰り入れを減額ないし停止して来た。

国債整理基金特別会計に減償基金を繰り入れた場合、その額相当の利子等の負担を免れるのは当然であるが、この基金が何時どのような国債の償還に何程いかなる方法で使用せられるかは朝鮮として全く関知しないところであつて、もっぱら国債整理基金特別会計の都合によって決定される建て前であるが、朝鮮としては負担を免れるもつとも有利な条件において償還が実行せられる仮定の下に計算するを常としたのである。

要するに公債の発行、消化、償還ともに朝鮮としては意を用うる要なく、これが発行の時期、取扱機関、方法（公募か日銀引き受けか）、償還の時期、償還すべき国債の種類を選択等すべて大蔵省においてその責任の下に決定

実行してきたのである。つまり朝鮮財界は朝鮮開発に必要とする公債を消化するの力無く、朝鮮金融機関が法規の指定により、また自己の金繰り上保有する公債以外は、挙げて内地の資金に依存し朝鮮の経済状態がその開発に要する民間資金はもちろん、財政資金もこれを内地より導入することを絶対に必要とする実情にあつたためにかからない。

### 第四節 朝鮮財政と公債政策

朝鮮財政における公債はいわゆる赤字公債、すなわち必要とする歳出の総額に対しあらゆる歳入をもつてもなお不足を生ずるとき、その不足を補填するために発行される公債ではない。公債の発行により得られる財源は原則としてこれを一定の費途にあてる制限の下に発行されるいわゆる事業公債に限定されてきた。しかもその事業は直接収益をもたらすものか、または少数の例外を除いては少なくとも間接には国家収入の増加に寄与する事業に限られて来た。鉄道の建設改良や塩田築造、煙草製造のごとき専売事業等投下資金によって生ずる収益により元利償却の可能なものはその典型的な事業であるが、その他政府直営の炭田開発、道路、港湾、治水、砂防、通信施設、開墾開拓事業等が公債支弁事業として取り上げられてきた。ただ大正九年騒擾事件後文化政治の始められた年に刑務所、警察官署、医院の新営財源を公債に求めた事および太平洋戦争の後半昭和十八年以降は

すべてこの民間土木事業に対する補助、防空施設費、各種営団（非営利法人）への出資金、米麦の価格調整補給金等前掲諸事業のように生産性のない事業の財源のためにも公債を発行するに至ったとき例外を除いては、おおむね特定の事業——しかもそれは広い意味における生産性ある事業に限りこの財源を公債に求める方針を堅持し、漫然と歳計上の歳入不足を補填する赤字公債発行に墮する弊を避け得た事は朝鮮財政の健全性のためよろこぶべきである。朝鮮の統治者はその財政と公債との関係については、

(イ) 公債支弁事業はできればその投資による収益をもって元利償還の可能な事業に重きをおくも、朝鮮開発の必要度いかによっては必ずしも右に拘泥せず。ただ少なくとも広義の生産開発に役立つ事項に限る事。これを裏からいえば漫然たる赤字公債を発行せざるはもちろん非生産的事業についてはこれが財源を他に求めもつて財政の健全性を保持すること。

(ロ) 前項の主意に反せざる限り中央政府の公債政策いかにかわらず、できるだけ多額の公債を中央に要望し、毎年の予算技術においてこの点に相当の努力を傾けること。

(ハ) 公債の形による財政資金は朝鮮開発促進のため朝鮮人の経済的向上を考慮した貯蓄による公債消化以外は、できるだけこれを日本金融市場に求める事。  
を終始一貫した方針としてきたのである。

始政以来太平洋戦争後半期に至るまでは、公債発行の対象たるべき事業の種類においておおむね方針に添ったのであるが、昭和十八年以降は戦時財政の急激な膨脹避くべからざるものあり、中央政府においては一面朝鮮総督府よりの一般経費補充金の増額要求を避け、他面臨時軍事費への朝鮮会計よりの繰入金増加を容易ならしめる意図も加わり、非生産的な事柄に対してもその財源を公債に仰ぐに至った事は前述のとおりであるが、かかる事項に対する公債額は朝鮮会計の負担に属する三十億円前後の公債総額に対し一八パーセント程度を占めるに過ぎず、公債支弁事業の大部分を占めるのは生産事業として典型的な鉄道の建設改良であり、これは総額のおよそ七〇パーセントを占める事実および公債を主たる財源とする官業の純益が毎年必要とする国債の元利償還その他諸費を遙かに凌駕し（始政当初は旧債の利払いにも達しなかった）、例えば昭和十七年度決算における国債費五千四百万円に対し官業益金は二億二千万円と約四倍にのぼり、鉄道益金のみでも優にすべての国債費を償って相当の余りある事実および赤字公債の発行皆無の事実等を省みる時、この面よりする朝鮮財政の健全性を完全に保持しつつ日本資金の導入により生産の向上、災害の防止、貧民に対する労銀の撒布等に相当貢献するところがあつたといふを憚らぬ。むしろ施政三十六年間の公債総額がわずかに三十億円前後に過ぎず、朝鮮の富力貧弱なりとはいへ日本全体の公債額の五パーセントにも達しなかつた事は、朝鮮統治者の公債増額方針とこれが実現に関する努力にかかわらず中央政府の公債政策ないし日本の金融事情によりある程度の影響を免れなかつた結果によるものであり、朝鮮人一人当たり公債負担能力の点より見てもなお少なくとも生産性ある事業は公債財源（その資金を何処に求めるかは研究を要す）をもってこれを開発する余地きわめて多く、しかもその事は朝鮮の開発促進のためばか

第二十表 朝鮮總督府

1. 朝鮮事業公債法によるもの(その一)

年 度	明治44	45	大正5	6	7	8	9
鐵道建設及改良	37,459	1,907	26,161		71,372		11,058
道路修築改良	10,000			7,500			
港灣修築改良	8,272			1,750		10,255	
塩田拡張費							5,703
平壤鐵業所擴張				2,900			
警察官署新營							2,583
監獄新營							2,003
警備電話擴張							1,022
醫院新營							6,092
煙草專売創業費							
電信電話整備							
砂防事業							
治水事業							
北鮮拓殖事業 土地私其							
拓殖鐵道改良 殖林道路助 森殖路買 の							
道業修成 其他							
計	55,732	1,907	26,161	12,150	71,372	10,255	28,462
累計	55,732	57,639	83,800	95,950	167,322	177,577	206,039
法定額	56,000	56,000	84,000	96,000	168,000	178,000	206,500

備考：朝鮮總督府作成資料による。単位以下四捨五入。×印は事業打切り，

關係公債目的別表

(單位 千円)

10	11	12	13	昭和2	2年度までの累計	昭和9
6,500	74,548	42,000		230,092	501,098	△26,743
	13,270	6,900	△ 460	△16,140	21,070	4,397
250	3,090		△ 421	{× 1,496 △ 3,890	17,809	3,902
			{× 335 △ 2,479		2,889	1,020
					2,900	
					2,583	
					2,003	
					1,022	
			△ 68	{× 2,624 △ 43	3,356	
17,328	3,500		△ 531	△ 270	20,027	
	5,798		△ 225	{× 2,510 △ 1,409	1,654	900
	13,900		△ 41	{× 4,783 △ 8,600	476	2,900
						8,540
						2,100
						1,503
						1,418
						900
				26,761	26,761	706
						960
24,078	114,106	48,900	{× 335 △ 4,226	{×11,413 △30,352 256,853	603,649	{△26,743 29,246
230,117	344,222	393,122	388,561	603,649	603,649	606,152
230,600	344,800	393,700	393,700	603,700	603,700	606,200

△印は普通財源の支弁による減額を示す。

第二十表 朝鮮總督府

1. 朝鮮事業公債法によるもの(その二)

年 度	9年度 までの 累 計	昭和10	11	12	13	13年度 までの 累 計
鉄道建設及改良	474,355	9,550	{ $\Delta$ 6,773 {81,073	{ $\Delta$ 3,800 {129,598	{ $\Delta$ 24,117 { 53,002	712,888
道路修築改良	25,467					25,467
港湾修築改良	21,711		6,091	19,500	$\Delta$ 10,900	36,402
塩田拡張費	3,909				$\Delta$ 620	3,289
平壤鉱業所拡張	2,900					2,900
警察官署新営	2,583					2,583
監獄新営	2,003					2,003
警備電話拡張	1,022					1,022
医院新営	3,356					3,356
煙草専売創業費	20,027					20,027
電信電話整備	2,554					2,554
砂防事業	3,376					3,376
治水事業	8,540					8,540
北鮮拓殖事業	2,100					2,100
拓殖鉄道	1,503				$\Delta$ 546	957
拓殖森林事業	1,418				$\Delta$ 3	1,415
拓殖道路改修	900					900
土地改良助成	27,467				$\Delta$ 719	26,748
私鉄買収						
金山送電施設					36,000	36,000
土木費補助						
市街地土木工事						
防空及航空航海施設						
重要鉱物増産						
食糧営団出資						
産業物資営団出資						
其の他	960					960
計	606,152	9,550	{ $\Delta$ 6,773 { 87,164	{ $\Delta$ 3,800 {149,098	{ $\Delta$ 36,905 { 89,003	893,488
累法	606,152	615,702	696,092	841,390	893,488	893,488
定額	606,200	615,800	696,200	841,500	893,500	893,500

備考：朝鮮總督府作成資料による。単位以下四捨五入。 $\Delta$ 印は普通財源の支

関係公債目的別表(つづき)

(単位 千円)

14	15	16	17	18年3月	18年6月	19	合 計
{ $\Delta$ 4,857 {181,270	226,164	282,938	110,653	262,532		411,971	2,183,559
$\Delta$ 3,900	10,775	4,117	31,997	8,762		4,197	85,315
	33,090	{14,199 {16,376	21,472	16,700		21,980	156,319
			1,579	8,170		600	13,638
							2,900
							2,583
							2,003
							2,003
							1,022
							3,356
							20,027
						{ $\Delta$ 713 {2,033	19,075
			8,622	6,580		1,161	19,010
			14,473				27,034
			13,076	1,850			2,350
			250				4,404
			347	3,100			1,415
			32,921	35,135		106,760	176,715
							26,748
	16,929		3,800				56,729
				188,675		20,014	208,689
				1,963			1,963
				13,492		{ 713 {1,469	15,674
				12,695		19,460	32,155
					9,375		9,375
					10,000		10,000
							960
{ $\Delta$ 8,757 {181,270	{ $\Delta$ 16,984 {286,957	{ $\Delta$ 45,501 {317,630	{ $\Delta$ 7,922 {239,190	{ $\Delta$ 4,330 {559,653	19,375	{ $\Delta$ 12,125 {599,184	{ $\Delta$ 86,861 {3,081,990
1,066,001	1,335,975	1,608,104	1,839,372	2,394,695	2,414,070	2,995,129	2,995,129
1,066,100	1,336,000	1,608,200	1,839,400	2,394,700	2,414,100	2,995,200	2,995,200

弁による減額、ただし昭和15年度以降の減額は項目不詳。

第二十表 朝鮮總督府關係公債目的別表 (つづき)

2. その他の法律によるもの (単位 千円)

項目	年度	発行額	法定発行 限度額	根拠法律
1. 英貨興業債券損失補償	昭和8	6,128	ナ シ	昭和8.6. 法16
2. 私鉄買収				
南朝鮮鉄道	10	11,012	ナ シ	" 10.4. 法27
金泉・慶北・安東間	14	8,331	ナ シ	" 14.3. 法21
新義州・南市間	18	5,955	ナ シ	" 18.3. 法25
古茂山・西鮮中央 黄海・釜山臨海	19	89,548	ナ シ	" 19.2. 法8
3. 米穀生産確保等				
米穀生産確保	18	103,284	103,300	" 18.6. 法93
米穀生産確保等追加	19	207,467 (累計 309,751)	310,800	" 19.2. 法8
同上	20	不詳	474,300	" 20.2. 法18

備考：朝鮮總督府作成資料による。単位四捨五入。

りでなく財政的に見てもその健全性を保持しつつ相当程度まで実行可能で、財政上進んで採るべき策であったと信ずるものである。

## 第六章 補充金

### (朝鮮總督府特別會計に対する一般會計よりの経費補充金)

朝鮮總督府に対する一般會計よりの経費補充金は、明治四十三年十月朝鮮總督府特別會計設置とともに、従来統監府その他韓国政府のために日本政府が支出した金額を目標に、年額千二百三十五万円と決定(四十三年は年度中途のため二百八十八万五千円とす)され、四十四・四十五年度は二百三十五万円を減額し一千万円とされたため、これに伴う整理節約を断行したのであるが、大正三年度予算編成にあたり財政独立計画を樹立し、補充金は同年度より順次減額して大正八年度はこれを零となすことに決定し、以後万難を排して該計画の実行に努めた結果、大正八年度には一応予定計画通り財政独立の実を挙げたのである。しかるに大正八年にいわゆる「万歳騒擾」勃発し総督も更迭し、いわゆる武断政治を廢して文化政治をしき、もって民心の安定をはかることとなったのである。その新施設の主なるものは、

警察制度の更改(憲兵警察の全廢)

管刑の廢止

教育の普及

産業の開發  
官吏の内鮮人差別撤廃  
地方制度の改革

等でありこのためには多額の経費を必要としうてい総督府特別会計の負担に堪えず、他面一般会計においては陸軍憲兵費二百五十余万円の節減が可能であったので、大正九年度には補充金制度を復活して千万円を仰ぐこととなった。大正十年度に至っては、さらに前掲施設のための経費四百五十余万円の増額を要したほかに併合の

充金調 (単位 千円)

製鉄奨励資金	英貨興業債券損失補	其他	計
423	0	0	15,423
474	0	0	15,474
474	0	0	15,474
414	0	0	12,914
354	0	0	12,854
0	325	0	12,825
0	326	0	12,826
0	418	0	12,918
0	414	0	12,914
0	409	0	12,909
0	404	0	12,904
0	400	(石炭増産) 1,779	14,678
0	395	49	12,944
0	390	76	12,967
0	386	72	12,958
0	381	5,191	17,737
0	377	1,619	14,495
3,391	4,625	14,786	442,987

による。単位以下四捨五入。

この対策として地税の増徴と  
おいて六百五十  
余万円を失うこ  
となり、財源  
上容易ならぬ問  
題となったので  
ある。

第二十一表 朝鮮総督府特別会計における補

年度	経費補充金	製鉄奨励資金	英貨興業債券損失補	其他	計	年度	経費補充金
明治43	2,885	0	0	0	2,885	昭和4	15,000
44	12,350	0	0	0	12,350	5	15,000
大正1	12,350	0	0	0	12,350	6	15,000
2	10,000	0	0	0	10,000	7	12,500
3	9,000	0	0	0	9,000	8	12,500
4	8,000	0	0	0	8,000	9	12,500
5	7,000	0	0	0	7,000	10	12,500
6	5,000	0	0	0	5,000	11	12,500
7	3,000	0	0	0	3,000	12	12,500
8	0	0	0	0	0	13	12,500
9	10,000	0	0	0	10,000	14	12,500
10	15,000	0	0	0	15,000	15	12,500
11	15,600	0	0	0	15,600	16	12,500
12	15,000	17	0	0	15,017	17	12,500
13	15,000	21	0	0	15,021	18	12,500
14	15,000	14	0	(水害復旧費) 1,555	16,569	(予)19	12,500
昭和1	15,000	316	0	4,445	19,761	(予)20	12,500
2	15,000	425	0	0	15,425		
3	15,000	458	0	0	15,458	合計	420,185

備考：大蔵省主計局『各特別会計歳入歳出決算』および朝鮮総督府作成資料

煙草専売制度の創設が企てられ  
たけれども、朝鮮人の民度をそこなわないことを第一義としたため、歳入増加はわずか四百二十余万円にとどまり、結局財源の不足は挙げ  
てこれを母国より仰ぐこととなり、大正十年度の補充金は五百



万円増額して千五百万円となった。次いで大正十一年度においては、政費の増加に比し依然財源不足のため、さらに補充金の増額方が要求せられたけれども、結局一年度限り六十万円を増額して千五百六十万円とし、大正十二年以降は一般経費補充金としては毎年千五百万円を繰り入れることとなったのである。昭和七年度に至り行財政の整理に当たり一般会計の負担軽減のため、昭和七年度より減債基金繰入額を当分の間従来の三分の二だけ減額（このため朝鮮総督府会計負担軽減額七年度約二百五十余万円）することに方針決定せられ、よって右により捻出せらるべき財源を目当てとし補充金は二百五十万円を減額して千二百五十万円とし、最後まで毎年継続せられた。右のほか大正十二年製鉄奨励法の施行により、朝鮮産鉄材に対する奨励金は朝鮮総督府特別会計において負担したのであるが、その鉄材の大部分は内地において消費せられるのが当時の実情であり、朝鮮は製鉄を奨励することによりほとんど何等の利益も享受しないという事を理由に、奨励金相当額は一般会計から補充さるべきを主張し、大正十二年度以降その所要額に応じ年々補充金として繰り入れられてきた。本件は昭和九年製鉄事業の合同が行なわれ、奨励金は内地本社において一括受け取られることとなった結果、朝鮮で支払う必要がなくなったので、昭和七年度限り打ち切ることとなったのである。また日本興業銀行より旧韓国政府の借り入れた起業資金債に対する同行の英貨債券償還に要する為替相場に基づく差損金を補填するため、八百十四万五千五百五十二万円の公債を発行し、興業銀行に交付したのであるが、本件は元来内地一銀行の救済ともみなすべき問題であり、朝鮮としてはかかる交付公債の発行によりなんらの利益も享受しないのみならず、旧韓国と日本興業銀行との間に

結ばれた当時の起業資金債の借款の条文上から見ても、朝鮮会計において負担すべき筋合いでない点を主張し、会計処理の便宜上利子等の支出は形式としては朝鮮総督府の負担とするも、右相当額は一般会計より経費補充金として繰り入れることとし、公債の交付された昭和九年度以降計上せられたのである。その他大正十四、五年の兩年度には水害のため当時の朝鮮の財力の負担に堪え得ない巨額の復旧費を要するの理由により、二カ年度にわたり総額六百万円の補充金を受け、また昭和十五年以降毎年引き続き、時局のため石炭増産を必要とし、そのため増産奨励金を内地の分は一般会計において、また朝鮮で産出せられる石炭に対しては朝鮮特別会計において、おのおの支出することとなったのであるが、鮮産炭にして内地で消費せられる分の奨励金については朝鮮会計において負担するも、朝鮮が別段の利益を享受しないとの理由により、右金額相当額は補充金として朝鮮会計に繰り入れを要求し、昭和十五年以降六カ年間に八百七十八万余円（含予算）の繰り入れを受けることとしたのである。

このようにして一般会計から種々の理由により経費の補充として繰り入れられた額は（含予算）

一般経費補充金	約四億二千万円
製鉄奨励関係	約三百四十万円
英貨興業債券損失補償	約四百六十万円
その他	約千四百八十万円

合 計

約四億四千三百万円

近くにのぼった。

(なお前述のほか、産金奨励のため朝鮮会計に内地から繰り入れた補充金に、数億円がある。ただしこれは内地一般会計からの補充金でなく、金資金特別会計からの補充金であり、その産金も特別の用途に使われたと見るべき理由があり、普通の補充金とはいささか趣きを異にするのであえて掲記しなかったが、ともかく内地から朝鮮半島に流入した財政上の資金の総額を見る場合には右の額を考慮に入れ正確に計算するを要する。)

これを要するに朝鮮統治の局に当たった内地人は一般経費補充金はもとよりその他の補充金もすべて朝鮮の土地開発、民族の文化向上を積極的に促進するため、またはこの地に直接利益をもたらさないものはこの負担を朝鮮民衆に負わせないよう、先進かつ富の程度の高い母国が後進かつ富の程度の高い同胞のため犠牲を負うは当然であるとの信念に基づき、常に主張し続けるを一貫せる朝鮮統治の根本精神としてきたことを経費補充金において如実に見る事ができるのである。

## 第七章 朝鮮財政と軍事費

財政の節において述べたごとく朝鮮施政三十六年の間当初の予算四千八百七十四万円が最後の年には約六十七倍の三十一億千七百万円に増加し、これにより半島の経営が為されたのであるが、その財源としては主として租税及官業収入に依存したとはいうものの、朝鮮開発の積極的役割を果たした部分が母国日本よりの補充金（主として前半期）および日本において調達された公債（主として後半期）に負うところが多い事は注意されねばならない。そしてその公債も母国会計と異なり最後まで赤字補填のためのものでなく、ほとんど生産事業に対する財源すなわち産業資金として生産的な意味をもったものであった事既述のとおりである。すなわち朝鮮財政には終戦の年まで赤字のないいわゆる健全財政が堅持せられたとい得るのであるが、しかしその反面忘るべからざる事は昭和十一年までは国防費は全然負担せず、昭和十二年支那事変以後は母国の臨時軍事費特別会計への繰り入れとして租税および剰余金の一部をもって軍事費を負担したけれどもそれは朝鮮国防費の極めて一小部分であり、もしかのインドがその母国英国に対し国防費として負担した対英本国負担費が全歳出の三分の一にも及んでいた事に比する時は、しかも戦時非常措置という特殊事情を考慮に入れる時は朝鮮の国防費負担は僅少と云わざるを

得ない。朝鮮は健全財政を保ってきたと誇負したけれども、もしその生存に必要とした国防費を自ら負担したならば莫大な赤字に悩み累を後々までも残したかあるいは斯土の開発がそれだけ遅れたかのいずれかであり、太平洋戦争に入るまで大した額の国防費負担のなかった事は朝鮮には極めて幸せな事であり、これを反面より見れば朝鮮そのものすなわち朝鮮財政が一国としては決して健全な基礎の上にあったと云い得ない事の証左であった。

朝鮮の国防費が何程であったかは適確に知るを得ない。それは母国の陸海軍省費あるいは臨時軍事費特別会計費等として内地会計の負担するところであって、明治四十年より昭和十二年支那事変までは一般会計の支出額中朝鮮経営費中の軍事費は発表されたものによると総計五億余万円に上っている。昭和十三年以後八カ年間における朝鮮関係陸海軍の経費がいくらになるかは今ここで詳かにしないが、けだし数十億あるいは百億台をもって数える巨額にのぼるかとも思われる事は終戦直後昭和二十年八月十六日からおよそ半カ月間に朝鮮において軍のために支出した軍事費未払いの精算のための国庫金が約六億円前後にのぼった事実にも徴しても相当巨額であった事は推察に難くない。

ひるがえって軍事費として朝鮮財政より母国会計へ繰り入れを実行したのは昭和十二年にはじまる。同年七月日華事変が起こったため内地では事変の財源として北支事変特別税を創設したのである。戦費は日本全体として支弁すべきであるとの方針が閣議で決定されたため、朝鮮にも同種の税が設けられたのであるが、翌昭和十三年には北支事変特別税に代わるに支那事変特別税が創設され、その内容として既存の所得税、法人資本税、砂糖消

費税、取引税のおおの増徴および通行税、入場税、特別入場税の創設を見たのである。これ等はいずれも内地のやり方に追隨して行なわれたのであるが税率は常に内地以下とするよう努力が払われた。昭和十四年には更に臨時所得税の増徴のほか利益配当税、公債及社債利子税、砂糖消費税、清涼飲料税、物品税、印紙税の増税が行なわれ、同時に建築税、遊興飲食税が創設された。如上の税目による収入額のほか各外地特別会計の毎年度歳計上の剰余金についてもこれを臨時軍事費特別会計に繰り入れるべしとの法律により剰余金の全部もあわせ軍事費財源として母国会計に繰り入れよとの要求がなされたのであるが、臨戦態勢にある朝鮮の特殊事情および民心の帰趨が特に考慮され、剰余金のおよそ三分の二を繰り入れ三分の一はこれを朝鮮自体の所要経費の財源とする事とせられたのである。

事変当初の繰入金は国防献金的な意味においてわずかな額に止まったが、太平洋戦争とともにその額も増大し、昭和十九年度には朝鮮財政の歳出項目中最も大きな割合を占め予算総額の一七パーセントに達し、昭和二十年には終戦のため大部分実行されなかったのであるが、六億余万円と総歳出の一九パーセント余を算するに至った。かくて臨時軍事費特別会計への繰り入れ総額は第十四表に明らかなく終戦の年を除けば十億四百六十九万余円であり、昭和二十年の繰り入れ額が何程であるかは詳かにし得ないが仮に全額行なわれたとして、繰り入れ総額は十六億円余となる計算である。要するに朝鮮財政が臨時軍事費の一部を負担した事をもって財政面における朝鮮の搾取を口にするは妥当を欠くものというべく、国防費の母国負担のほか一般経費補充金も併せ考え

るとき、財政面においては朝鮮に対する日本よりの援助は差し引きプラスであった事は注目されねばならぬ。

なおついでながら朝鮮特別会計より内地の会計に繰り入れを行なったものに、右臨軍費のほか内地一般会計に恩給分担金の繰り入れおよび国債整理基金特別会計へ朝鮮関係公債の元利償還金の繰り入れがある。恩給分担金の繰り入れについては、退職官吏は内鮮人を問わず、また所属官署のいかんを問わず退職官吏への恩給はすべて内地一般会計よりの歳出となっているからその財源の一部を負担することは会計を異にする以上当然であり、また朝鮮財政において公債金は歳入財源においてその比重すこぶる大きく、しかもそのほとんど全部が内地において募集された民間資金である以上、内地にその借金の元利を返還することは当然といふべきである。

## 第八章 地方財政

### 第一節 道の歳計

#### 一 歳計の発達

道の歳計は明治四十三年度においては、十三道を通じわずかに百三十万円の歳入に過ぎなかったが、その後民度の向上に伴い逐年増加をきたした。大正六年度から府郡島臨時恩賜金の収支を合一したこと、大正八年度において、戸税および家屋税を国税から地方税に移譲しかつ諸物価の騰貴著しいものがあつたこと等によって、収支著しく膨脹し、大正八年の歳計は総額七百五十万円を算し、約六倍の増加を示した。ことに同九年度以降にあつては主として諸税の増徴および新設、国庫補助金の増額を見たのと、一面ますます地方分権的行政の実を挙げ、加うるに教育機関の拡張、社会救済事業の進捗、勸業、土木、衛生事業の進展等時運に伴う文化的新施設の拡充を期し、大正十四年度にあつては、行政整備の結果官立中等学校、道慈恵医院、測候所、消防署が国から移管せられたため、この年さらに著しい増加をきたし、大正十年度予算においては、その歳入歳出総額各二千二百五十

歳入 百分比 (単位 千円)

助金 百分比	道 債		使 用 料 及 料 手 数		其 の 他		計	
	金 額	百分比	金 額	百分比	金 額	百分比	金 額	百分比
% 18	—	% —	—	% —	17	% 1	1,309	100
43	—	—	—	—	71	2	2,930	100
32	—	—	—	—	1,078	10	10,104	100
23	215	1	—	—	5,042	19	26,316	100
22	163	1	—	—	5,826	16	36,781	100
22	12,897	16	4,252	6	7,709	10	77,449	100
36	23,881	10	8,676	4	49,805	21	242,396	100
38	30,192	12	10,440	4	74,191	29	260,228	100

昭和18年度は予算，その他の年度は決算とす。

余万円となり、昭和五年度においては昭和元年度以降の施策たる産米増殖、造林奨励に伴う国庫補助事業および移管せられた事業の充実等に要する経費の膨脹、ならびに地方税制整理に伴う地方税の廃止、新設および課率の変更等により、その歳入歳出予算総額各三千二百五十万円余となり、昭和六年度よりは窮民救済の目的をもって各種の土木事業および砂防工事を起こし、また昭和八年度においては、朝鮮簡易保険積立金資金を地方団体等に転貸するためその収支を加え、昭和十一年度において地方税制の全般にわたり整理を行なった等の事由により同年度予算額は六千三百万余円となった。昭和十二年度においては昭和十一年夏季における風水害の実状にかんがみ、新たに中小河川改修工事、砂防事業等各種治山・治水事業を積極的に実施した事、米穀統制ならびに教育の普及拡充計画を実施した事、昭和十三年度においては日華事変の進展に伴う時局関係諸経費および罹災救助基金助成費を加えるに至ったこと、さらに昭和十六年度太平洋戦争勃発後は時局

第二十二表 道

区分 年度	道 税		臨時恩賜金 受 入		前年度繰越金		国庫補
	金 額	百分比	金 額	百分比	金 額	百分比	金 額
明治43	1,000	% 76	—	% —	56	% 4	235
大正 3	1,284	44	—	—	301	10	1,273
8	3,823	38	939	9	995	10	3,268
14	11,687	44	934	4	2,508	10	5,928
昭和 5	18,309	50	999	3	3,433	9	8,049
11	23,316	30	945	1	10,639	13	17,688
16	37,575	16	792	0.3	33,837	14	87,822
18	39,463	15	793	0.3	7,210	3	97,935

備考：朝鮮総督府，各年度『朝鮮総督府統計年報』により作成。

二 歳 入

関係諸経費の増加特に著しく、昭和十八年度予算額は実に二億六千二十二万円余、始政当初に比して二百倍の巨額に達した。

道の歳入は道税をもって財源の中核とし、これに国庫補助金、起債および道事業に伴う収入、府郡島臨時恩賜金収入等を加えて構成せられている。今これ等各種収入の全歳入に占める比率を見るに、第二十二表のごとくであって、明治四十三年度においては道税は全歳入の六七パーセントを占め、国庫補助金が次位の一八パーセントであったが、年々歳入中に占める道税の地位は低くなり、昭和五年度五〇パーセント、昭和十一年度三〇パーセント、昭和十六年度一六パーセント、昭和十八年度には三八パーセントを示している。また道債の発行は逐次増加し、その歳入中に占める割合は昭和十九年、二十年においてはおおむね一〇パーセントないし一四パーセントを占めていることは注目すべきである。

る割合は昭和十九年、二十年においてはおおむね一〇パーセントないし一四パーセントを占めていることは注目すべきである。

以上の数字によって明らかのように、道の事業は逐年多岐にわたりその歳計は膨脹の一途をたどっている反面、その財源については国庫補助金の激増により、本来の中樞財源たるべき道税の比率は逐次低下を示しているのである。これは住民の大部分を占める朝鮮人の負担の増加を努めて抑制し、その経済力の進展を阻害せしめざるの配意にでたものであるが、他面巨大な財源を要し、しかも生産的な事業はこれを起債にまつの方針をとったことと相まって施策の拡充に比し負担を少なくすることに成功したのである。このことはまた前年度剰余繰越金が逐年増加を示していることによっても明らかであって、道税収入がその絶対的數字において逐年増加の一途をたどっていたにもかかわらず、その歳入状況は順調であり、全体として予定以上の収入を確保したことは、住民に対する負担が決して苦痛を伴うものでないことを示していたのである。なお昭和十五年度以降いわゆる地方分与税制度を採用し、国税収入中から相当額を地方に分与し、地方税を軽減すると共に、地方的に負担に軽重の差の多かった地方税の調整に資することとしたことは、さらに負担の公正を期するに効果の大なるものがあつたのである。

### 三 歳 出

道の歳出により賄われる事業は大別すると、土木、勸業、教育、衛生、救済の五つとすることができるとおもふ。内地の府県と相似しているが、ただ従来の沿革と道民の負担を重くしない趣旨から、内地の府県費目中の警察費に該当するものはこれを国庫の負担として、道費の支弁から除外されている。

土木費は歳出中最も大なる部分を占め、地方道路の改修維持を主とし河川港湾の事業を兼ね行ない、もつぱら交通運輸の整理、改善および治水に力を用い、勸業費は普通農事、蚕業、林業、畜産、水産等にわたって広く地方産業の開発を図り、また製紙、機業等工業の奨励発達に対しても相当の施策をしている。そして普通農事にあつては農事試験場を設けて各種の調査研究をなし、また輸移出米および豆の検査は、昭和七年度からこれを国営に移管したが、水稻品種の改良、施肥の増加、畑作物増産等を図り、特用作物として米国種陸地棉の栽培普及を図つた。蚕業はよく気候、風土に適し奨励の効果著しいので、特にこれが施設を改善し、原蚕種の製造所を設けて優良蚕種の普及を図り、蚕業取締所を置いて蚕病の予防、その他の取締りを行ない、林業、畜産、水産、工業等にあつても各相当の技術員を置き、操業製造等実地の伝習指導に当たらしむる方針を採つた。

教育費は中等程度の農工商各種実業学校を設置経営するの外、大正十四年度官立中等学校の移管を受け、中等教育機関の大部分を地方費の経営となし、昭和八年にははじめて地方の力をもって大邱および平壤に医学専門学校を設け、かつ府郡島臨時恩賜金の補助とあわせて初等教育施設の普及充実に努め、義務教育制度をなるべくすみやかに施行するの準備を整えることとした。

衛生費は種痘の施行、屠獣の検査、麻薬類中毒者の治療、巡回、診療所の施設、隔離病舎、共同井戸、共同便所等の施設助成、および大正十四年度より道慈恵医院を国営から移管しこれを経営した。

救済費は行路病人、貧民等の救護、凶作救済を行なうのほか広く民風の作興、民力の涵養等の施設をなした。



なお府郡島臨時恩賜金事業としては凶作に対する種穀、食糧、小屋掛けおよび生産費の給与、朝鮮人初等学校の補充、恒産なき土民の授産、また社会事業として公設市場、公益質屋、公設浴場、労働者宿泊所、職業紹介所、人事相談所、孤児養育、貧民施療等諸般事業経費の補助をなし、本賜金趣旨の達成に努めた。その他道の歳出としては、府、邑、面および産業団体の各種公共事業に対しのおのおの多額の補助金を支出し、これ等団体の事業運営の万全を期し特に太平洋戦争時代においては補助金は全歳出の約三分の一を占める状況となった。住民の負担を考慮しまた地方的負担の不均衡是正の目的をも加え、下級団体の財政援助に力点を置く方針としたためである。要するに併合以来昭和二十年度までの道の歳入・歳出関係は、經常部歳入が常に經常部歳出を遙かに上回わり、かつ歳入の実績は予算を超過するを常とした結果、前年度繰越金は逐年多額に達する状態であり、かつ国からの補助金も重要な財源をなしていた事と相まって、道財政は極めて健全な歩調をもって進みつつあったものという事ができる。

## 第二節 府の歳計

### 一 歳計の発達

府は内、鮮、外人を通じ、同一制度の下にその公共事務を処理するをもって原則とするともよりであるが、ただ教育事業に関しては従来内地人と朝鮮人とは国語習熟の程度を異にすること、内地人は義務教育制度であるが、朝鮮人はしからざること等のため、普通教育機関の系統を同じくしないのみならず、両者教育費の負担に非常の懸隔があつて、内鮮人一律に賦課することはいたすに朝鮮人の負担を重くする恐れがあるので、その経済を分別し、内地人教育に関するものに第一部特別経済、朝鮮人教育に関するものに第二部特別経済を設けていた。

府の歳計予算は府制の施行された大正三年度において二百五十万円に過ぎなかったが、府の施設にかかわる事業は民度の向上とともに逐年拡充の必要あり、かつ当初十二府に過ぎなかった府の数も人口の増加に伴い、昭和十八年現在二十一府に達したため、昭和十八年度においては一般経済のみにおいても一億二百六十五万円の巨額に達した。なお第一部特別経済、内地人初等教育は昭和六年度の創設当時予算三百十六万円が、昭和十八年度においては一千二百六十四万円、第二特別経済、朝鮮人初等教育においては同じく創設昭和六年度百六十二万円が昭和十八年度においては二千三百二十四万円といずれも顕著なる増加を示した。

### 二 歳入

府の歳入の主なるものは府税ならびに府債であつて、これに次いで使用料、手数料、ならびに国庫および道費の補助等をもって構成される。府の事業は逐年増加の趨勢にあつたが、府民ことに朝鮮人の民度を顧慮して急激

な負担の増加は努めてこれを避ける事とし、巨費を要し必要やむを得ない事業については補助金または起債によらしめる方針を採って来たので、府税の収入総額は一般経済力の向上とともに逐年増加しているにかかわらず、おおむね負担に苦痛を感じざるものごとく、その収入総額のごときも年を逐って良好となり、これが結果は前年度繰越金の漸増となって現われ、府の財政状況は順境にありという事ができた。

### 三 歳 出

府の歳出中最も大なるものは特別経済を構成している教育費であるが、これは初等教育を主とし、実業補習教育ならびに内地人の女子中等教育を包含している。次いで經常部においては、事務費、水道費、汚物掃除費、土木費等を主なるものとし、臨時部においては土木費が巨額を占め府債費、水道費がこれに次いで大きかった。なお具体的に府の施設の主なるものを挙げれば、上水道、下水道、医院、伝染病院、隔離病舎、社会事業として公設市場、共同宿泊所、府営住宅、その他市街地計画事業、道路橋梁の改修、除穢、屠場、墓地、火葬場、市場、公園、公会堂、図書館、消防、救済等であって、一部の府において乗合自動車およびガス事業の経営等も為していた。

## 第三節 邑および面の歳計

### 一 歳計の発達

明治四十三年総督府設置当時の面行政は公私混淆して紊乱はなはだしく、わずかに国税徴収および民籍のごとき一部事務を取扱うに過ぎなかったので、始政の初期まず面行政の整理刷新を図り、その他各般の施策を講じた結果、ようやく土木、勸業、衛生等の助成的施策を行なうことができるようになったが、しかし当初はなお給与および事務費以外の経費は賦課徴収する事を認めなかったばかりでなく、面の財力薄弱で公共事務の処理に適せず、別に道路契、衛生組合等を設けてわずかにこれに処した状況で、事務の整理統一を欠く弊を生じたので、大正三年面の廃合を行ない面数を半減してその財政の整理に資し、次いで大正六年面制を制定施行し、面はこれによりはじめて地方公共団体たる地位を明らかにした。なお昭和五年に至り面制を邑面制に改め、従来の指定面（面の中で人口多く能力の優れた面）に邑なる名称を与え、一般の面と区別することとした。邑面歳計予算は大正元年度わずかに二百五十五万円に過ぎなかったが、その後助成的施策についての各種経費を新たに計上するに至ったので、大正十年度においては一千三百九十八万円となり、主として賦課金の増額と給与および事業費の増加とにより、昭和十年度においては一千九百四十万円、昭和十年度二千五百七十八万円、昭和十五年度四千三百六十万円、昭和十八年

第二十三表 朝鮮總督府の邑および面の歳入予算  
(単位 万円)

年度	賦課金		其の他		合計	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
大正 1	231	90%	24	10%	255	100%
4	224	79	61	21	285	100
9	955	76	236	24	1,191	100
昭和 5	1,348	63	809	37	2,157	100
15	2,078	48	2,282	52	4,360	100
18	3,882	39	6,023	61	9,905	100

備考：朝鮮總督府『朝鮮總督府統計年報』により作成。

二 歳入および歳出

度においては九千九百五万円と躍進的發展を遂げたのである。

邑面の歳入は邑面税を最たるものとし、国庫および道費よりの補助金、国よりの財政調整補給金これに次ぎ、その他使用料および手数料、交付金、財産収入、起債等を主要なる財源としている。邑面税の収入は逐年増加の一途をたどり、また繰越金も逐年増加している。邑面財政はおおむね順調に進展をたどったといふことができる。右のごとく収入の増加にかかわらず邑面税の負担は住民ことに朝鮮人の負担の緩和に留意した結果、おおむね低額であつてあえて苦とするに足らない状況であつた。

警備、衛生等の諸費これに次いでいる。ここに大多数の邑面に共通した公共事務の主なるものを示せば、勸業において模範林、苗圃、採種田、市場、土木において道路、橋梁の修繕ならびに渡船、警備において消防および水防、衛生において屠場、墓地、火葬場、隔離病舎、上水、消毒等である。その他特殊事情ある面においては堤防、排水、荷揚場、繫船場、港湾、水道、電気、行路病舎、公会堂、公園、運動場等の事業を經營している。租

税として課税された歳入と、補助金、財産収入等面民の直接の負担にならない歳入との比率の推移を見るに、当初は賦課金が財源の大部分を占めていたのであるが、歳入中における比率は漸次低減し、昭和十五年には遂に賦課金とその他の収入と相半ばするに至り、昭和十八年においてはその地位逆転し賦課金以外の収入が総収入の六割強を占めるに至り、ことにそのうち国家等上級団体よりの交付金が三千六百万円で約三六パーセントであり、賦課金とほとんど同額を占めるに至り、その趨勢はますますはなだしきを加える傾向にあつた事は、住民の経済力の發展、民度の向上を図る諸設備を計画するに当たり、よく民衆の経済力を涵養するに注意し、外部よりの保護助成によるを方針としたことの現われにはかならなかつたのである。

第四節 学校組合および学校費の財政

学校組合は内地人の教育に関する施設を行なう団体である。すなわち一般公共事務は内鮮外人を通じ一括処理する建て前をとつたが、教育上の施設についてのみは民度および言語の相異ならびに教育費負担の格差が大きい等のため、しばらくはもっぱら内地人の教育を施設する公共団体として学校組合が設置されたのである。なお昭和六年度以降は府の区域を包含する学校組合は廃止せられ、これが教育事務は府の第一部特別經濟に属せしめら

れた。組合数は大正二年度の百九十六組合が内地人の増加とともに逐次増加し、大正十年度三百九十四、昭和十年度四百四十二、昭和十八年度四百六十二となり、歳計予算も大正二年度五十五万円が大正十年四百四十一万円、昭和元年度五百七十五万円と進展し、昭和六年度府の学校組合が解消したため、昭和十年度は三百八十一万円となったが、昭和十八年度はさらに六百九十九万円に達した。歳入の主要なものは組合費および補助金であつて使用料および手数料、組合債等がこれに次いでいる。組合費の負担は内地人のみであるが、一戸当たり平均負担額は昭和十二年度十二円五十銭、昭和十七年度二十円三十銭となっている。組合の事業は国民学校の経営を普通としたのであるが、都会地の組合にあつては、高等女学校、実業補習学校をもあわせて経営していた。

当初、朝鮮人の初等教育については明治四十四年に公布された「公立普通学校費用令」により施設経営してきしたが、時運の進展に伴い教育の普及充実の要望切なるものがあり、大いに事業の拡張を要し、多額の財源を主として人民の負担にまたねばならぬ事情に立ち至り、従来の制度では運用上種々の不便を生じたので、大正九年新たに「朝鮮学校費令」の制定を見、さらに昭和六年よりは府の学校費を廃し、府における朝鮮人教育に関する事務はこれを府の第二部特別経済に移管することとせられた。

「公立普通学校費用令」施行当時の歳計は大正元年度わずかに九十一万円、学校数三百三十六に過ぎなかったが、朝鮮の開発を促進し民度の向上を企図するためには、教育施設の拡張充実にまつこと大なるをもつて、大正八年度より同十一年度に至る四年間に公立普通学校四百校を増設し、もつて三面一校の標準に達せしめる計画を

樹立しこれが実施に努めたのと、毎年度財政の許す限り普通学校の増設および拡張ならびに修業年限の延長実施を行なつたため、学校費の歳計は漸次膨脹を示し、昭和元年度においては一千四百三万円、学校数一千二百二十五に達した。しかるに昭和四年度から昭和十一年度間において一面一校の標準に達せしめる計画を樹立し、これが完成を見るに至り、昭和十二年度における歳計は二千四百二十四万円、学校数二千四百二十六に達した。さらに昭和十二年度以降十カ年に朝鮮人初等教育機関倍加計画を樹立したが、昭和十三年度より右計画実施期間短縮の緊要なるを認め、昭和十七年度までに大体当初計画を完了することに計画変更をしたので、歳計は一段の膨脹をきたし、昭和十七年度においては五千九百六十万円、学校数二千九百六十、昭和十八年度の歳計は七千二百三万円の巨額に達した。

「公立普通学校費用令」施行当時にあつては、歳入は主として国庫および地方費補助金、臨時恩賜金利子および財産収入をもつて経理し、なお不足ある場合に限りこれを人民の負担としたので、大正七年度予算総額百八十三万円のうち、人民の負担に属する賦課はわずかに十九万円で総経費の一割に過ぎなかった。学校費令施行後は賦課金、使用料、手数料、起債等を中心財源とするに至つたが、朝鮮人の負担力未だ貧弱なるにかんがみ、国庫および道費の補助金が依然として最大の財源となつていた。したがつて賦課金の朝鮮人一戸当たり平均負担額は昭和十二年度においてわずかに一円四十八銭、昭和十七年度においても四円七十一銭に過ぎなかった。

学校費により経営する学校は公立国民学校を普通としたが、比較的余裕あるものは実業補習学校をあわせ経営

していたものもある。

### 第五節 地方財政の発展と内鮮人負担関係

以上各別に説明した道府（一般経済、第一部特別経済および第二部特別経済を含む）、邑面、学校組合、および学校費の地方公共団体を総括した地方財政の発展を見るに、これら各種団体の歳出総計は明治四十三年度にはわずかに七十四万円に過ぎず、その後やや制度の整った大正三年度においてすら九百八十三万円に過ぎざる少額であったのが、逐年膨脹の一路をたどり大正八年度二千九十三万円、大正十四年度六千七百五十九万円、昭和五年度八千八百五十万円、昭和十一年度一億四千六百五十七万円、昭和十六年度四億一千八百八十九万円、昭和十八年度は実に五億七千六百八十五万円と、大正三年度に比し五十八倍強の増加を示したのである。これによっても地方施設の拡大強化が一般民度の向上、産業の発展とともにいかに進展せしめられたかがわかるのである。

次に地方公共団体を総括した歳入の構成を見るに、明治四十三年度は地方税（賦課金、組合費等税的性質のものを含む、以下同じ）七六・三パーセント、補助金（邑面財政調整補給金および邑面交付金を含む、以下同じ）一七・九パーセントと地方税が歳入中の主要なる部分を占めているが、その後における地方税の比率は大正八年度四四・九パーセント、大正十四年度四八・八パーセント、昭和五年度四四・二パーセント、昭和十一年度三二・二パーセント、昭和十六年度二〇・五パーセント、昭和十八年度二三・五パーセントと、歳入中に占める重要性は比率においては低下の一路をたどり、他面補助金の比率は大正三年度二七パーセント、大正八年度二五・一パーセント、昭和五年度二二・五パーセント、昭和十一年度二三・一パーセント、昭和十六年度二八・一パーセント、昭和十八年度三〇・三パーセントと起伏しつつもおおむね増加の一路をたどり、特に昭和十六年度以降は地方税を凌駕して歳入中最も主要な地位を占めるに至り、またこれとともに起債の歳入中に占める地位もおおむね一一パーセントないし一三パーセントを示すに至ったのである。これを要するに地方公共団体の歳入は性質上地方税中心主義を採りつつも、近年における民度の向上、産業の発達に伴う地方公共施策の拡大とともに激増する地元財政の歳出需用を賄うためには、住民の大部分を占める朝鮮人の負担の増加を努めて緩和する方針の下に、国ならびに上級団体よりの補助金は極力増大するとともに、その性質が生産的であり、しかも長期巨額の支出はこれを起債に仰ぐ方針を採用したためである。

次に地方税を総括して昭和年代における内鮮人の負担関係を検討するに（尤も租税負担を考察するとき、国税の負担を分離しては意味を為さない）、ここでは便宜上国税および地方税を総合してその中負担関係の明らかでない間接税を除外した直接税の平均負担額について考察することとする。府においては、大正十四年度一戸当たり内地人八十二円六十五銭に対し朝鮮人は十二円五十八銭、昭和五年度は内地人百三円六銭に対し朝鮮人十二円二十七銭、昭和十一年度内地人百円八十九銭に対し朝鮮人二十二円五十七銭、昭和十六年度は内地人四百二十四円九十六銭に対し朝

鮮人六十五円二銭、昭和十七年度は内地人五百三十九円五十七銭に対し朝鮮人七十八円三十六銭となっており、朝鮮人の一戸当たり直接税平均負担額は内地人に対しおおむね四分の一ないし八分の一という低額であった。

また郡においては一戸当たり大正十四年度は内地人八十二円五十一銭に対し朝鮮人十一円八十六銭、昭和五年度は内地人百七円四十九銭に対し朝鮮人十二円四十銭、昭和十一年度は内地人百二円一銭に対し朝鮮人十二円八十七銭、昭和十六年度は内地人二百二十九円二十二銭に対し朝鮮人二十一円三十一銭、昭和十七年度は内地人二百六十九円七銭に対し朝鮮人二十四円十六銭であり、朝鮮人一戸当たり負担額は内地人に対しおおむね七分の一ないし十一分の一という府に比してさらに一層の低額を示していた。